

壮警町告示第7号

令和5年壮警町議会第1回定例会を、次のとおり招集する。

令和5年2月17日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和5年3月2日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- （1）固定資産評価審査委員会委員の選任について
- （2）専決処分の承認を求めることについて
- （3）壮警町火葬場条例を廃止する条例の制定について
- （4）壮警町個人情報保護法施行条例の制定について
- （5）壮警町野営場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （6）壮警町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- （7）壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- （8）令和4年度壮警町一般会計補正予算（第15号）について
- （9）令和4年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- （10）令和4年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- （11）令和4年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- （12）令和5年度壮警町一般会計予算について
- （13）令和5年度壮警町国民健康保険特別会計予算について
- （14）令和5年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算について
- （15）令和5年度壮警町介護保険特別会計予算について
- （16）令和5年度壮警町簡易水道事業特別会計予算について
- （17）令和5年度壮警町集落排水事業特別会計予算について

○応招議員（9名）

1番 菊 地 敏 法 君
3番 佐 藤 忞 君
5番 山 本 勲 君
7番 毛 利 爾 君
9番 長 内 伸 一 君

2番 松 本 勉 君
4番 加 藤 正 志 君
6番 真 鍋 盛 男 君
8番 森 太 郎 君

○不応招議員（0名）

令和５年壮瞥町議会第１回定例会会議録

○議事日程（第１号）

令和５年３月２日（木曜日） 午前１０時００分開会

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 会期の決定について

日程第 ３ 諸般の報告

日程第 ４ 行政報告

日程第 ５ 予算編成方針及び教育行政執行方針

日程第 ６ 一般質問

○出席議員（９名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤忞君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者兼	
	小野寺寿勝君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
企画財政課参事	市田喜芳君
住民福祉課長	阿部正一君
産業振興課長	木下薫君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長補佐	石塚季男君
選管書記長（兼）	庵匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長（兼）	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也君
------	-------

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和５年壮瞥町議会第１回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
２番 松本 勉君 ３番 佐藤 恣君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月１０日までの９日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から３月１０日までの９日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（長内伸一君） 日程第３、諸般の報告を行います。
議会一般、常任委員会所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検査報告、各団体からの陳情、要望等、広域連合、行政事務組合議会等報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
今期定例会の付議事件は、議案１７件であります。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（長内伸一君） 日程第４、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和４年第４回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第４回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますのでご照覧ください。

行政報告。

初めに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る本町の対応状況についてご報告申し上げます。

道内の新規感染者数については、昨年末から減少傾向が続いておりますが、季節性インフルエンザが増加傾向にあり、マスクの着用など基本的な感染防止行動の徹底について呼びかけてきたところであります。

国では、令和５年１月２７日、新型コロナウイルス感染症を季節性インフルエンザ等への対応と同様の５類感染症に位置づけることを決定し、令和５年５月８日からは行政が様々な要請や関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重することを基本とする考え方に転換されます。

感染症法に基づく入院等の措置は終了することになり、マスクや換気等の基本的な感染対策も個人の判断に委ねることが基本となります。

マスク着用の取扱いについては、令和５年３月１３日から個人の判断が基本となりますが、感染予防対策としてマスクの着用が効果的であることから、一定の場合にマスクの着用を推奨することとなるため、国の方針に基づき、周知などを進めてまいります。

次にワクチン接種の状況と見通しについてであります。町では、令和３年５月から１年９か月間にわたり、生後６か月以上の対象者に対し、集団接種、医療機関による個別接種を組み合わせる接種に取り組み、令和４年１２月で、その接種を完了したところであります。

町としましては、ワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止と重症化予防を図る上で、重要な対策であると考えていることから、特例臨時接種の期限である３月３１日までは、新たに希望される方に対しワクチン接種を続けることとしております。

４月以降につきましては、今後決定される国の方針に従い、ワクチン接種の実施について適切に対処していく考えであります。

次に、地域経済の状況についてご報告申し上げます。

本年度、昨年４月から１２月までの観光入り込み数は、９４万人で、前年同時期の６５万人に比べ、４５％増となっておりますが、コロナ前の令和元年度に比べ、５９％にとどまり、厳しい状況は継続しております。

そうした中、昨年 12 月以降、新千歳空港の国際線の複数の路線が再開されたことを受け、昭和新山地区への 12 月の入り込みは、コロナ前の 75%まで回復したことから、期待を寄せているところであります。

コロナ感染症の影響の長期化に加え、原油価格や物価の高騰といった課題に直面しており、町としましては、今後も国、道の施策を有効活用し、事業者の事業継続や地域経済の活性化に資する施策を推進していく考えであります。

次に、昭和新山国際雪合戦についてご報告申し上げます。

2 月 25 日から 26 日にかけての 2 日間、昭和新山山麓特設会場において、第 34 回昭和新山国際雪合戦が開催され、全国から 68 チームにご参加をいただきました。

コロナ禍により、今大会は 4 年ぶりの開催となりましたが、多くの町民の皆様や関係者のご協力の下、無事、終了しましたことをご報告いたしますとともに、ご尽力をいただいた全ての皆様にお礼を申し上げます。

これからも、壮瞥町発祥のスポーツ雪合戦を通じた地域の活性化と交流人口の拡大に努めていく考えであります。

次に、壮瞥町内において、国及び北海道が令和 5 年度に予定しております事業の概要について、承知している内容をご報告申し上げます。

国における令和 5 年度予算編成としましては、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」等に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進することとしております。

また、令和 5 年度北海道開発予算の基本方針では、北海道開発の基本的な意義が、北海道の資源・特性を生かして、その時々々の国の課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることを目的としていることから、現在、直面しておりますウクライナ紛争と円安によるエネルギー・食料品や原材料等の価格高騰、新型コロナウイルス感染症による観光への打撃、気候変動による自然災害の激甚化・頻発化、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速等、国内外の課題に対しましても、北海道開発が我が国に果たすべき役割はますます重要なものとなっております。

こうした背景を踏まえ、令和 5 年度北海道開発予算では、令和 4 年度第 2 次補正予算と合わせて、切れ目のない取組を進めることとしており、対前年度 1.00 倍の 5,705 億円で、令和 4 年度補正を加えた「16 か月予算」では総額 7,229 億円が配分されたところであります。

次に、国が実施する予定の事業概要についてご報告申し上げます。

一般国道 453 号、蟠溪道路は、落石、土砂崩落等の通行規制区間、現道の線形不良及び狭隘区間の解消を図り、道路の安全な通行の確保を目的とし、令和 7 年度の完成に向け事業が進められております。

令和 5 年度は、蟠溪大橋から上久保内までの第 3 工区において、道路改良工事を取り進めるとともに、(仮称)長流川橋の工事では、昨年度に引き続き橋脚及び橋台の下部工と擁壁工を完成させる予定と承知しております。

次に、北海道が実施する予定の事業概要になりますが、道道洞爺湖登別線のうち、サンパレス工区の道路改良舗装工事につきましては、洞爺湖町との行政界から滝之町方向へ約 640 メートルの区間を実施し、令和 5 年度中に全事業延長 1,450 メートルのうち約 950 メートルが完成する予定となっており、残りの約 500 メートル区間につきましては、継続事業として別途採択を受ける必要があると承知しているところであります。このことから、本町としましては、本事業の早期完成に向け、引き続き要望してまいる所存であります。

また、同路線の弁景地区では、令和 2 年度より実施しておりました、のり面の吹きつけ法枠工の整備や、オロフレ地区での防雪柵の整備工事は、令和 5 年度をもって完成する予定となっております。

次に、(仮称)有珠山外環状線ではありますが、道道滝之町伊達線の道道立香南久保内線との交差点から伊達市志門気の区間は、令和 4 年度で道路改良工事はおおむね完成しており、令和 5 年度末には舗装工及び起終点の交差点切替え工事を完了させる予定で、準備が整い次第、供用開始するものと承知をしております。

地滑り関係では、室蘭開発建設部及び室蘭建設管理部による対策工事等により、「上久保内地区」は安定しておりますが、「幸内地区」では、昨年 8 月の豪雨以降、変位は続いておりましたが、現在では比較的少なくなっているものの、いまだ融雪期や大雨時には変位が見られるため、引き続き注視が必要な状況にあります。

今後も各関係機関の観測を継続しながら、情報共有を図るとともに、連携を取りながら対応してまいりたいと考えております。

以上が、令和 5 年度において国及び北海道が予定しております事業等の概要であります。

壮瞥町では、国及び北海道が行う多くの社会基盤整備が実施されております。

その中でも道路・河川・防災対策は、住民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤でありますので、地域の実情に応じた整備について、より一層、関係機関との連携を強化し、事業の実施、早期完成に向けて努めてまいる所存であります。

以上、令和 4 年第 4 回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（長内伸一君） これにて行政報告を終結いたします。

◎予算編成方針及び教育行政執行方針

○議長（長内伸一君） 日程第 5、予算編成方針及び教育行政執行方針を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和 5 年第 1 回壮瞥町議会定例会の開会に当たり、新年度の予算案の編成について、その基本的な考え方をご説明申し上げます。

町政を担わせていただき、1 期 4 年の任期が満了しようとしています。

私は、就任以来、常に町民の皆様の幸せと、町の持続的な発展のために、壮瞥町を、次代を担う子供たちへ着実に継承していくことを基本に、

- ・公正・公平で、町民の皆様と共に歩む町政
- ・課題解決に果敢にチャレンジする町政

を信条として、総合計画の将来像「笑顔あふれる元気なまち～そうべつ～」の実現に向け、町政運営に当たらせていただきました。

これまで賜ってまいりましたご理解とご協力に対しまして、深く感謝申し上げます。

就任後、まず、取り組んだのは、平成 28 年度以降、収支不均衡となっていた財政収支の改善とともに、まちづくりを、ビジョンを持って計画的に推進するため、第 5 次まちづくり総合計画の策定であります。

最優先課題と位置づけた財政収支の不均衡の改善については、住民生活と地域経済に支障をきたさない範囲で、歳出予算の精査を行うとともに、既存事業も含め、財源の活用を調査・検討するなど、効果的で効率的な事業執行に取り組んできたところで

す。

これにより、令和 2 年度から基金保有額は増加に転じ、令和 3 年度決算では、一般会計の実質単年度収支が 6 年ぶりに黒字となり、全会計の基金保有額も 3 億 5,500 万円増加し、21 億 6,900 万円となったところです。

また、こうした取組とともに、「壮瞥町子ども・子育て支援条例」に基づく町独自の子育て支援策の創設や、定住促進施策の展開、さらには、社会資本整備等持続的で発展的なまちづくりを計画的に推進してきたところです。

こうして迎える新年度の予算編成は、改選期であることから、骨格での編成を基本としつつも、人口減や経済の活性化策を、切れ目なく推進することが求められておりますことから、計画的に推進してきた施策については、計上させていただいておりますことを、ご了承いただきたいと存じます。

新年度の予算の特色は、財政収支の改善の成果を踏まえ、計画的に推進してまいりました総合的な定住施策の継続と、社会資本整備など、地域経済の活性化と将来への投資を積極的に進めることであります。

予算規模としましては、一般会計と特別会計の総額は、66 億 5,920 万円で、前年度に比べ 12 億 1,370 万円、22.3%の増となっております。

その主な要因は、壮瞥中学校の移転整備に係る事業費や西いぶり広域連合が整備を進めているごみ処理の新中間処理施設建設事業の負担金、さらには本年 4 月末にオープン予定のリゾートホテルの社宅等民間賃貸住宅整備に対する補助金といった投資的な経費のほか、公共施設の光熱費の値上がりなどの増によるものです。

これらの増加により、財政調整基金の繰入額は、前年度より 6,100 万円増の 1 億 4,000 万円となりますが、民間賃貸住宅整備等は、定住を促進する将来への有益な投資であると、ご理解を賜りたく存じます。

ここからは、第5次まちづくり総合計画の施策体系に基づき、予算の概要についてご説明します。

まず、「元気な産業のまち」についてです。

地域に安定した産業や雇用の場があることは、地域の持続的な発展に重要と考えております。

そこで、農業の振興については、情報通信技術の実証を通じ、経営への活用に向けた成果の共有を図るとともに、本町農業・農村のグランドデザインの検討や、高品質堆肥の製造・施用を通じた持続的な農業の推進、地域農業を担う生産者の育成・確保対策等を継続してまいります。

有害鳥獣対策については、エゾシカ等による農業被害はもとより、車両接触事故の発生等深刻さを増していることから、関係団体との連携を強化し、個体数を減じる対策を拡充するとともに、人材の育成・確保など総合的な対策に取り組んでまいります。

また、林業の振興については、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、植栽、保育、間伐等の森林整備を計画的に推進するため、林政アドバイザーを採用するとともに、林道の維持管理を継続してまいります。

廃止鉱山の鉱害対策については、道や関係団体と連携して、坑廃水の適正処理等を継続してまいります。

さらに、商工業の振興については、商工会、観光協会等への団体補助や国際雪合戦等への事業補助を継続するとともに、昨年制定した「壮瞥町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、これまで取り組んできた「住宅等リフォーム支援事業補助」や「起業化促進補助」、「新商品開発調査研究・販路開拓支援補助」等を継続するほか、ポストコロナを見据えた事業に取り組んでまいります。

次に、「笑顔あふれる暮らしのまち」について申し上げます。

子供からお年寄りまで、安心して暮らせるまちづくりは、若者世代の移住や定住を促進するために重要と考えております。

子供たちは「地域の宝」であり、少子化は我が国最大の課題です。

そこで、子育て支援対策についてですが、「壮瞥町子ども・子育て支援条例」に基づき、令和3年度から拡充した医療費の高校生までの無料化や、新たに創設した、出生時10万円、入学時5万円を支給する「子育て応援祝金」など独自の取組を継続してまいります。

また、令和4年度に助成額の上限を拡充した「持ち家住宅取得奨励金」については、子育て世代の住宅取得と町内居住を促進する、特色ある定住促進策として継続してまいります。加えて、老朽化している壮瞥中学校の移転整備に取り組み、望ましい教育環境づくりを積極的に推進してまいります。

高齢者等の支援対策等については、社会福祉協議会や法人等と連携した各種サービスや、「生活支援ハウス運営」、「介護予防通所・家事援助」などの委託事業とともに、

高齢者世帯等の生活支援として「福祉灯油」を継続してまいります。また、健康寿命を延伸し、健康づくりを推進するため、介護予防や相談支援体制の充実を図るとともに、国民健康保険、後期高齢者医療と介護保険事業の安定的な運営に努めます。

さらに、伊達火葬場の利用料の一部負担を継続し、本町の火葬場については、計画に基づき除却する予算を計上するとともに、西いぶり広域連合が整備する新中間処理施設の整備に必要な負担を行ってまいります。

地域交通対策については、胆振線代替バス等、バス路線の運行維持や、コミュニティタクシーの運行維持費の補助を継続してまいります。

次に、「希望に満ちた安全なまち」について申し上げます。

有珠山は、平成12年の噴火から23年を経過しようとしており、災害に強い、安全で安心して暮らせるまちづくりが重要と考えております。

そこで、新年度は、避難所備品の計画的な購入や、防災計画等に基づく啓発活動を充実させるなど、災害に強い人づくり、地域づくりを継続してまいります。

道路や公共施設の基盤整備対策については、国道、道道の整備に伴う水道施設等の移設、町道滝之町中島1号線の整備を継続するとともに、町道の草刈り、除雪など道路、橋梁の適切な維持管理に必要な予算を計上しております。

久保内団地屋根ふき替え・外壁塗装事業や、公共施設の計画的な維持管理に努めるとともに、温泉資源の適切な維持管理を継続してまいります。

また、生活や経済活動に欠かせないライフラインである簡易水道と集落排水事業等の安定的な運営に努めるとともに、令和6年度の公会計制度の導入に向け、引き続き取り組んでまいります。

さらに、地域の特定期課題を解決するため、町の要請に基づき、令和3年度から2年間、北海道から地域振興派遣をいただいておりますが、引き続き、自治法派遣を行っていただく方向で調整をいたしており、必要な予算を計上しております。

各地域の活性化対策についてですが、有珠山との共生が宿命である本町にとって、第5次まちづくり総合計画では、各地域の歴史と特性を生かした地区整備の推進は重要であると位置づけられており、計画的な検討を継続してまいります。

次に、「未来へつなぐ明るいまち」について申し上げます。

「移住定住・関係人口の拡大」については、本町では、現在、7名の地域おこし協力隊が、情報発信、農業、スポーツ・教育、観光、移住、空き家対策など、それぞれの分野で広く活躍されています。

新年度は、これまでの取組を継続するとともに、情報発信、観光、有害鳥獣、農業、保育の各分野で、新たに強力隊員を採用し、人材の誘致、活用により、課題解決と活性化に資する取組を推進してまいります。

慢性的な住宅不足を改善するために、令和3年7月から拡充した「民間賃貸住宅整備助成」については、リゾートホテルの社宅等の具体的な相談が既に寄せられている

ことから、整備に必要な予算を計上しております。

また、令和4年4月から拡充した「持ち家住宅取得奨励金」については、創設後、最も多い年度で、6件の助成でありましたが、令和4年度は、新築7件、中古取得6件、合わせて13件となる予定であります。

新年度は、前年度当初予算と同様の4件分を計上しておりますが、人口減、住宅不足といった課題を解決し、将来への投資を促すこの2つの施策の拡充は、一定の成果に結びつくものと評価しております。

さらに、町民の皆様にご協力をお願いしておりますマイナンバーカードの取得につきましては、本年2月1日現在、交付率が84%（全道1位）で、皆様のご理解とご協力に深く感謝を申し上げます。

こうした成果を踏まえ、マイナンバーカード等を活用した、窓口手続や業務の簡素化、効率化など、町民の皆様と利便性を分かち合える取組を検討していく考えです。

以上、新年度の予算案の概要を、第5次まちづくり総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

本町は、本年、144年目の歴史を刻みます。

フロンティア精神を持った、先人のたゆまぬ努力により、豊かな郷土が築かれてきました。

人口減、少子高齢化、コロナ禍に加え、原油価格や物価の高騰等に直面しておりますが、本町の持つ地域資源と人的資源など、優位性を最大限生かし、課題解決に、果敢にチャレンジすれば、必ず改善していきます。

子供たち世代に希望ある未来を準備していくことが今を生きる私たちの務めであり、議会と町民の皆様、行政が心を一つにして、知恵を絞り、邁進していくことが重要と考えております。

議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、予算編成方針とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（長内伸一君） 教育長。

○教育長（谷坂常年君） 令和5年度、教育行政の執行に関する基本的な考え方をご説明申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の影響が依然として大きく、感染拡大の防止と健康安全を最優先にした活動を慎重に進めていただいている学校教育、社会教育関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

さて、近年、社会の変化が加速度を増し、子供たちを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、学校教育においては、子供の発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限伸ばすとともに、社会的な資質や能力を育むことが求められています。その際、家庭や地域、専門的な関係機関など、子供たちの成長・発

達に向けて、社会全体で包括的に支援していくことが重要です。

教育委員会といたしましては、壮瞥町教育大綱を踏まえ、「人づくり」が地域社会・国をつくる基本であるとの認識の下、「変化する社会をたくましく生きる力の育成」と「生きがいを創り出す生涯学習の推進」を基本方針として、全ての教育関係者が役割と責任を自覚し、教育行政を推進してまいる所存であります。

以下、その施策の概要を申し上げます。

まず、学校教育についてです。

全ての子供たちに、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるように、学校関係者が一丸となって教育の充実を図ります。

１点目、小中一貫教育の推進についてです。

令和４年１２月に教育委員会が策定しました「壮瞥町小中一貫教育に係る基本方針」により、小学校から中学校の９年間を見通した目標や教育課程を策定し、その充実を図ります。

外国語及び外国語活動において、中学校教諭の小学校への乗り入れ指導の推進や、本町独自のフィンランド国派遣事業を中心とした外国語及び国際理解教育を小中学校で計画的に取り組み、その充実を図ります。

また、JETプログラムを活用した外国語指導助手を小中高に派遣し、外国語に必要な資質・能力を児童生徒が確実に身につけられるよう取組を進めます。

さらに、総合的な学習の時間では、小中９年間を通した「ふるさと学習」を計画的に進め、中学校３年生で実施する「子ども議会」に向けた学習活動など、探求的な学びを通して、地域の皆様と協働して、児童生徒に持続可能な社会の創り手としての資質・能力を育成します。

２点目、確かな学力を育む個別最適な学びと協働的な学びの実現についてです。

全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを推進します。そのため、学校教育活動の全てにおいて、GIGAスクール構想の１人１台端末によるICTの活用を充実させるとともに、学習者用デジタル教科書を小中学校の一部教科で使用するなどの取組を支援します。

また、中学校の英語科において、北海道教育委員会に指導方法工夫改善に係る定数の加配を申請して、生徒の学ぶ意欲が向上する授業改善や指導方法の工夫改善に取り組み、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に努めます。

文部科学省の全国学力・学習状況調査や町財政で実施している標準学力テストCRTなどの調査結果に基づき、検証改善サイクルの確立を図るため、客観的データに基づく課題の明確化と課題の改善に向けた取組を学校全体で推進できる体制を支援してまいります。

体育・健康に関する指導を学校の教育活動全体を通じて適切に行います。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析し、体育の授業や体育的行事を通じ

て、基礎的な身体能力の育成や運動習慣の定着に向けた取組の充実に努めます。また、スポーツクラブや少年団活動など、地域の教育力と連携して子供たちの興味関心を高め、体力・運動能力の向上を図ります。

特別な支援が必要な児童生徒には、一人一人のニーズに合った適切な支援を行うため、関係機関との連携、特別支援教育支援員の配置など必要な措置を継続するとともに、経済的困難を抱える家庭に、就学援助を継続してまいります。

3 点目、豊かな心の育成についてです。

令和 4 年 12 月に改訂された文部科学省の「生徒指導提要」を十分に踏まえ、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動を推進します。学校において、よりよい人間関係を築き、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、物事を成し遂げる力、公共の精神の育成など、各教科指導はもちろん、学校教育活動の全体を通して、資質・能力を育む取組を支援します。

昨年 11 月のいじめの調査で、小学校は、いじめの認知件数が 27 件ありましたが、適切に指導しておおむね解消しております。中学校、高校は認知件数はなく、今後も引き続き早期発見、早期解決、未然防止に取り組みます。いじめについては、①各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有を図り、②学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築、③事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換、④いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身につけるような働きかけを行う取組を支援します。

不登校児童生徒は、全国的に増加しており、本町においても複数名おります。その支援は、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められます。不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で適切にアセスメントを行い、支援の目標や方針を定め、個々の児童生徒に応じて具体的な支援を展開することが重要です。また、北海道教育委員会の各種派遣事業等を活用し、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門家や専門機関との連携によるきめ細かい支援体制を構築します。

4 点目、学校安全の推進についてです。

学校安全の活動は、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の各領域を通じて、安全教育、安全管理、組織活動の 3 つの主要な活動から構成され、令和 4 年 3 月に閣議決定された第 3 次学校安全の推進に関する計画を踏まえ、学校の取組が充実するよう支援します。

各学校の安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築するとともに、「1 日防災学校」等の取組を充実させるよう支援し、地域（有珠山等）の災害リスクを踏

まえた実践的な防災教育・訓練を支援します。

5 点目、教育環境の整備と学校給食についてです。

壮瞥中学校建替事業は、壮瞥中学校改築検討委員会議等の審議を経ながら、令和 4 年度に基本設計、実施設計と進めてまいりました。令和 5 年度に実施設計を完成し、その後、建築工事を着工、令和 6 年度に、一部外構工事を除き、おおむね新校舎等の整備を完了する予定です。引き続き町長部局と連携して、推進します。

学校給食については、平成 30 年 1 月から「だて歴史の杜食育センター」による運用が始まりましたが、引き続き応分の負担を行っていく所存です。

6 点目、地域に貢献する高校づくりについてです。

創立 75 年の伝統を誇る壮瞥高校は、多くの同窓生が町内はもとより、全道、全国で活躍しております。

昨年、10 月に実施された第 73 回日本学校農業クラブ全国大会の農業鑑定競技会(園芸)に参加した 1 年生が、優秀賞を受賞しました。12 月には、校内での農業クラブ実績発表大会が行われ、醸造用ブドウ栽培への取組や果樹の廃木を活用した地域貢献、壮瞥高校版 I P M (総合的病害虫・雑草管理)の確立など、日々の学習における調査・研究について発表し、審査員の皆様から高評価を得ました。

また、コロナ感染拡大防止を図り実施しました「朝一」に 110 名、「収穫祭」には 256 名、「りんご鉢花販売会」に 85 名、「めぐみ」は年間 6 回実施し、延べ 164 名の多くの皆様にご来校いただきました。生徒が日々の実習等で育てた生産物や加工品を対面で販売し、その場で商品に関する聞き取り調査を実施して改善を図るなど、活動の充実を図りました。今後も地域の期待に応える学校の取組を支援します。

新年度の出願者は、一般選抜の出願者 10 名、推薦選抜の出願者 3 名、うち町内は 2 名となっております。出願者は昨年度から 5 名の減となりました。今後も引き続き、教育活動の充実を図るとともに、生徒募集活動にも積極的に取り組んでまいります。

令和 5 年 3 月の卒業生 22 名は、生きる根源である「食と農」を学び、勤労観・職業観を育成する教育課程を経て、令和 5 年 1 月末現在、20 名が進路を内定しました。大学に 2 名、海外留学 1 名、専門学校に 3 名が進学、就職希望者は、町内事業所、4 月にオープンする鶴雅リゾートホテル 1 名、ワカサリゾート 1 名、町外は、道職員(行政職員 B) 1 名、とうや湖農業協同組合 1 名など、14 名が内定しています。10 年連続で進路決定率 100%を今年も継続することができるよう支援してまいります。

7 点目、地域と共にある学校づくりについてです。

本町は、小中高の全ての学校に学校運営協議会を設置し「地域とともにある学校—コミュニティ・スクール」の取組を推進してきました。

読書や食育、壮小サポーターなど多くのボランティアの皆さんによる学校への支援が行われています。また、北海道教育委員会の支援を受け、小学校に地域学校協働活動推進コーディネーターを配置し、保護者、地域、学校が、より一層連携し、子供た

ちを育む社会の形成に向け取り組んでまいります。

このように、学校教育と地域社会との連携の中で、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、より力強く取り組んでまいり所存です。

また、「学校における働き方改革壮瞥町アクションプラン」に基づく取組を着実に進めます。これまで壮瞥高校に校務支援システムを導入しておりましたが、新たな校務支援システムを小中学校に配備します。子供たちが質の高い教育を受け、自らの可能性を最大限に伸ばすために、教職員が健康で生き生きとやりがいを持って勤務できるよう支援します。

さらに、国が方向性を明示している、「学校の働き方改革と持続可能な部活動の実現」について、スポーツ・文化や経済活動の振興など、地域の活性化を目指し、関係団体と連携して、「部活動の地域移行」について、引き続き検討を進めます。

以上、学校教育について述べました。

大きなⅢ点目、社会教育についてです。

「第8次社会教育中期計画」を踏まえ、子供たちが夢と希望を持ち続け、壮瞥町を誇りに思う気持ちを涵養するとともに、町民の皆様が持続可能なまちづくりに主体的に取り組み、生きがいへとつながる活動を支援する社会教育を推進します。

1点目、生涯学習の推進についてです。

本町では、多くの皆様が生涯学習の必要性を感じています。そこで学んだ知識や経験を地域づくりや子供たちのために生かす活動を推進することが大切です。生涯学習で学んだ成果を生かした社会参画の促進を図ります。

高齢者大学として平成元年に開設された「山美湖大学」は、引き続き各種講座を開講し、マイプラン講座も継続して実施します。さらに、女性団体連絡協議会や青年会、子ども会育成連絡協議会、PTA連合会などの主体的な活動やリーダー養成を支援してまいります。

子供たちの成長に欠かせない、良質な体験活動として、郷土史講座や、夜空を見る集い、芸術鑑賞会、日本の伝統文化を体験する活動などを継続して実施し、豊かな心を育てまいります。また、保護者が、家庭教育の大切さについて理解を深め、支援する取組を関係団体と連携して引き続き充実させてまいります。

2点目、文化芸術活動についてです。

文化芸術の振興については、地域交流センターを拠点とした活動、文化祭や鑑賞事業、鑑賞ツアーを継続実施するとともに、文化団体の活動を支援してまいります。

紫明苑や郷土史料を生かした伝承活動を推進するとともに、適切な管理に努めてまいります。また、文化審議会や関係団体と連携して、壮瞥町無形文化財の仲洞爺獅子舞、久保内獅子舞などの伝統芸能活動を支援してまいります。

3点目、読書活動の推進についてです。

「壮瞥町子ども読書推進計画」に基づき、読書への興味と関心を高めるため、図書

の購入、適切な管理を行うとともに、親子で読書に親しむ環境づくりを推進してまいります。

これらの活動は、山美湖運営ボランティアや読み聞かせの会、図書ボランティアの皆様の主体的な活動により実践されています。今後も団体の皆様と協働して、読書活動が盛んな町を目指して、取組を推進します。

4 点目、フィンランド研修についてです。

中学生フィンランド国派遣事業を「本町の英語教育の中核事業」と位置づけております。コロナ禍で3年間中止としましたが、本研修を経験した生徒は、英語力の向上や国際理解についての考えを深めるなど、生徒の成長に大いに寄与していると評価しており、今後も事業の充実を図ります。令和3年度の3年生については、道東への代替研修を実施しました。令和4年度の3年生は、代替研修を8月に実施の予定でしたが、直前に感染者数の急激な増加により延期としました。その後、生徒、保護者からの意向を調査するなどして時期や内容を検討しましたが、コロナ禍の影響もあり中止としました。当該の3年生は、この3月に中学校を卒業しますので、生徒、保護者の意向を確認しながら、令和5年度に何らかの形で本研修事業に参加できるよう配慮していく所存であります。

5 点目、スポーツを核とした人づくりについてです。

コロナ禍により、活動が制限されることが多くありましたが、スポーツ庁の「スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業」を活用し、様々な事業を展開し、成果を上げることができました。引き続きスポーツ庁の補助事業や有利な財源を活用して、事業の多角的な展開を進めます。

新年度においても、第2期壮瞥町スポーツ推進計画に基づき、スポーツで明るく元気に持続するまちづくりを推進してまいります。

結びとなりますが、以上、令和5年度の教育行政に関する主要な方針と施策を申し上げます。

教育委員会といたしましては、本町の学校教育・文化・スポーツの振興と生涯学習社会の実現のため、関係機関・団体と連携して、施策と事業を推進してまいります。

町民の皆様、議会議員の皆様のご理解とご協力をいただき、力を合わせて教育行政を執行してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） これにて予算編成方針及び教育行政執行方針を終結いたします。

これより休憩といたします。再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（長内伸一君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 私は、町政2期目に向けた施策の取組について町長にお伺いいたします。

町長は2期目の町政執行に向けて予算執行方針を示されましたが、以下それぞれの施策の取組について伺います。

1点目、財政収支改善について、財政収支の改善を最優先課題として徹底した予算の精査と歳出の抑制や、活用可能な財源の調査、確保等に全庁を挙げて取り組んできたこととされ、令和3年度決算では一般会計の単年度収支が6年ぶりの黒字となって、財政調整基金も2億7,600万の積み増しで6億6,800万を超えました。改めて収支改善することができた要点について伺いたいのと、今後予定されております中学校や公営住宅の建て替え等、社会資本整備も見据えた今後の財政状況の予想と財政運営についても伺います。

2点目、農業振興施策について、①、情報通信技術を活用し、本町の身の丈に合ったスマート農業の推進を図りたいとされておりましたが、その現状と今後の取組について伺います。

②、担い手育成、確保のため、就農相談から研修、実習の受入れ、就農後の技術習得や経営管理能力の向上研修など、体系的で一貫した担い手支援体制の強化を図りたいとされておりましたが、その現状と今後の取組について伺います。

③、令和3年度にこれまで行ってきた緑肥作物の導入や、農業用廃プラの支援事業、それから堆肥施用に対する支援を加えた持続的農業経営推進事業を創設されておりますが、改めて地力維持、増進について、また堆肥の施用を含め、土づくりを通じた付加価値の高い農業生産の取組について伺います。

3点目、商工、観光振興施策について、①、昨年度本町商工業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的として、壮瞥町中小企業・小規模企業振興基本条例が制定され、本町商工業の振興施策を商工会と協議していききたいとされておりました。今後の取組について伺います。

②、本年4月には鶴雅リゾートのホテルがオープンし、本町観光振興の追い風になることを期待しておりますが、改めて本町観光の課題とポストコロナを見据えた今後の観光振興への取組について伺います。

4点目、防災対応施策について、昨年度町内避難所の収容人員や、避難所運営マニュアルの見直し、防災備蓄計画の見直しや備蓄資材の整備、答弁書、これ壮瞥町防災マニュアルになっておりますけれども、壮瞥町防災マップの作成と町内配布です。訂

正いたします。

そして、本町防災に関する最上位計画であります地域防災計画の見直し策定を進めていると思いますが、その進捗状況を伺います。

さらに、今後の住民への防災意識の啓蒙、普及活動や住民参加型の避難訓練等の取組についても伺います。

5点目、小中一貫教育の推進について、昨年度教育委員会において壮瞥町小中一貫教育に関する基本方針が策定され、また過日示されました壮瞥中学校建て替え事業の基本設計にも小学校を含めた一貫教育校として学び、指導、主体性をキーワードに生徒、教師、地域住民に親しまれる教育環境として整備するとの方針が示されております。

改めて、本町が目指す小中一貫教育の取組について伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 2番、松本議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1点目の財政収支の改善についてですが、私が町長就任以来壮瞥町の持続、発展のためには健全な財政運営が重要という認識を職員の皆さんと共有し、収支不均衡の改善を最優先課題と捉え、住民生活と地域経済に支障をきたさない範囲で徹底した歳出の抑制と既存事業も含め活用できる財源の調査、確保など、全庁を挙げて取り組んできたところであります。これまでの主な取組としては、ふるさと納税の取扱いサイトの充実や、令和2年6月からの入湯税の改定、令和3年度には企業版ふるさと納税の受入れ環境整備など、歳入財源の確保などに努めるとともに、国税収入の増加に伴う地方交付税の増もあり、令和元年度以降年々改善傾向にあった実質単年度収支は、令和3年度決算では2億4,797万円、6年ぶりの黒字となったところであります。

今後の財政状況とその運営につきましては、来年度から壮瞥中学校の整備が本格化し、その後も社会資本整備を計画しており、昨年度策定した財政見通しのとおり、地方債の発行額が増加するものと認識しております。

また、本年度に入り原油価格や物価の高騰により公共施設の維持管理経費や、中学校の整備費等も増加することが予想されており、こうした社会情勢を勘案し、新たな財政見通しを作成する必要があるものと認識しております。

第5次まちづくり総合計画や諸計画に基づき、社会資本整備や施策を計画的に推進するため、国や北海道等の情勢を注視し、さらなる収支改善を図り、健全な財政運営に向け、全庁を挙げて取り組んでまいり所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の農業振興施策についてですが、初めにスマート農業の推進についてお答えいたします。

スマート農業につきましては、担い手の減少や高齢化が進む中で、農作業の省力化、労力軽減、農業技術の継承、品質の向上などを図る目的から、近年注目を集めている

ところであります。

本町におきましても、こうした時代の潮流を逃さぬようにと令和２年度に壮瞥町農業ＩＣＴ活用推進協議会を設立し、最先端のスマート農業に触れるなど、その機運の醸成を図るとともに、３年度からは情報通信環境整備対策に取り組み、生産者の方々とスマート農業の実装に必要な通信機器等を実際に活用しながら調査検討し、計画策定を図る取組を進めているところであります。

５年度は、これまでの試行調査の実証で得られた成果はもとより、調査に協力をいただいた生産者の方々の率直な意見を踏まえながら、技術導入の優位性や利便性ととともに、設備導入時や維持管理等の経費についても周知を図るなど、６年度以降に予定をしている具体的な実装により多くの生産者が参加されるよう普及啓発を進めていくほか、その先を見据えた農業生産体制の在り方についても検討を始めていくこととしております。

町としましては、規模は大きくないものの、おいしさ抜群の低たんぱく米、道内でも産地が限られるリンゴをはじめとした果物、さらには甘みたっぷりのスイートコーンやアスパラガスなどの多種多様な野菜といった地域農産物の生産に特に経営の見える化につながるスマート農業技術を導入することで省力化はもとより、さらなるおいしさの追及を図るなどして、大量生産の農業にはないきめ細やかなブランドイメージを創出し、持続的で発展性のある農業、農村地域を創出してまいりたいと考えております。

次に、担い手育成確保についてですが、本町の農業振興を図る上で農業経営を担う多様な人材の育成、確保は重要な取組でありますので、就任以来担い手育成センターの体制整備をはじめ、就農相談から研修、実習の受入れなど、担い手支援体制の充実、強化に努めてきたところであります。

町としましては、こうした取組を着実に推進しながら新規就農に結びつけてまいりましたが、就農研修者の実践的な研修や就農に当たっての農地の確保などに苦慮することもあるため、関係機関、団体の横断的な連携や地域生産者の理解の醸成等をさらに深めていく必要があると考えております。

このため就農研修者の受入れから就農後の成長、定着、そして農業経営者としての資質の向上が図られるよう、今年度関係機関、団体で構成する新規就農者支援措置の見直しに係る会議を設置して、よりきめ細やかなサポート体制のさらなる充実、強化に向けた議論に取り組んでいるところであります。

具体的には、事前の農業体験期間の導入、審査方法や研修期間の見直し、後継者のいない農場の経営継承の在り方などのほか、フォローアップ方法として若手生産者で構成するＹＦＣ壮瞥の資質向上研修との効果的な連携等について議論、検討を進めているところであり、今後適宜適切に生産者をはじめ、関係者の理解を深めながら担い手支援体制の継続的な充実、強化に努めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、農業法人への雇用就農をはじめ、新たに農業経営に参入され

る方々の志がかなえられるよう、地域の皆様と知恵を絞りながら歩みを止めることなく担い手の育成、確保に取り組んでまいりますとともに、何よりもこうした取組を進めるためには、現在地域農業を牽引している経営者の方々の経営の効率化や安定化が重要と考えておりますので、認定農業者をはじめとした経営体の経営発展の取組を支援するなど、地域農業を支え、牽引する意欲と能力のある経営体を着実に育成、確保してまいる考えであります。

次に、土づくりを通じた付加価値の高い農業生産の取組についてですが、本町の農業、農村が将来にわたって発展していくためには、環境と調和の取れた持続的な農業生産を計画的に推進していく必要があると考えております。

このため、これまで個別に取り組んできた環境保全に資する廃プラスチック適正処理や地力増進のための緑肥作物振興の取組に堆肥の施用による土づくりの推進を加え、環境保全の取組と地力の維持、増進などによる持続的な農業経営の展開を図ることとして新たに持続的農業経営推進事業を創設したところであります。

こうした取組の意義などになりますが、私たちが生きていく上で必要不可欠な食料を生産する農業は、土を耕し、水を活用し、気象条件など不確実な自然環境の中で生産者の方々が積み重ねてきた高度な知識と技術、たゆまぬ努力によって成り立っております。

特に農業生産活動の源となる土地については、生産性や品質の向上を図るために輪作の導入や堆肥の施用など地力の維持、増進を図る取組を通じて健康な土づくりを進めることが重要であるとともに、堆肥の施用は家畜ふん尿など有機性資源の循環利用にも貢献するものと考えております。

町では土づくりをはじめ、環境と調和した持続的な農業を推進するとともに、気象条件など不確実な状況の中で生産活動を行う農業にさきのスマート農業の推進でご答弁申し上げたとおり、栽培条件などの見える化にスマート農業技術を導入することで品質の向上など安定生産が図られるなど、大量生産の農業にはないきめ細やかな農業生産のストーリー性を創出するなど、地域の農畜産物のポテンシャルにさらなる付加価値を醸成するなどして、その振興を図ってまいる考えであります。

次に、３点目の商工、観光振興施策についてですが、まず昨年制定した壮瞥町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、昨年７月１９日に中小企業等振興審議会を設置し、町内の経済状況や施策などについて基本的な認識を共有し、検討を開始したところであります。

本町では、これまで住宅等リフォーム支援事業や起業化支援に加え、商工会や観光協会への助成などとともにコロナ感染症対策として関係団体の協力を得てプレミアム付商品券の発行などによる地域経済の活性化に取り組んできたところであります。地域の持続発展には、その地域に安定した産業と雇用があることが重要で、中小企業等の振興に向けた取組を総合的に進める必要があると認識しており、これまでの

取組に加え、より体系的で効果的な施策を審議会や関係団体と検討し、財政状況を踏まえ計画的に施策を推進していく考えであります。

次に、観光振興に関する課題やポストコロナを見据えた取組についてですが、コロナ感染症の長期化は外国人観光客の比率が高い地域や施設を中心に甚大な影響を及ぼしており、町ではその対策として経営の持続化に向け、商工会等と連携した国の施策、支援策の活用をはじめ、独自の支援策として上下水道料金の免除や売上減の一部を支援する商工業振興緊急対策事業などを実施してきたところです。

昨年 12 月以降、新千歳空港の国際線の複数の路線が再開されたことを受け、昭和山地区への 12 月の入り込みは、コロナ前の 75%まで回復しておりますが、本町や周辺に存在する豊富な地域資源と地域のポテンシャルを生かした新たな誘客に取り組んでいくことが重要と考えております。

ポストコロナを見据えた取組については、近隣自治体や団体と連携した国内外へのエージェントセールスやジオパークなどの資源を生かした教育旅行の誘客等に努めるとともに、本年 4 月にオープンするリゾートホテルと連携したスポーツやアドベンチャートラベル等、新たな誘客に取り組むことが重要と考えております。

これまでの取組を基盤として、本町にある地域の自然、景観、食、文化、人材等の資源を生かし、新たな観光と地域の活性化ブランドを創造し、組み込まれた観光地から選ばれる観光地への変容を図り、長期滞在、周遊型観光で魅力ある観光地づくりに向け、取り組んでいく考えであります。

次に、4 点目の防災対応施策についてですが、本年度に予定していた地域防災計画の見直しにつきましては、改正内容に係る関係機関との事前協議もおおむね終了し、今月中に壮瞥町防災会議を開いて審議、成案化する予定で、有珠山噴火避難マニュアルにつきましても同会議で意見聴取を行い、成案化する見込みであります。今後の普及活動等につきましては、新年度に町広報やホームページ、住民説明会を通じたこれらの計画等の周知及び計画等に基づいた住民参加型の避難訓練などを実施し、町民の皆様の理解促進、啓発活動に引き続き取り組んでいく所存であります。

次に、本町が目指す小中一貫教育ですが、これは教育委員会所管ですけれども、私のほうから答弁をさせていただきます。

教育委員会では、これまでも小学校 1 年生から中学校 3 年生までの 9 年間を見通した教育の重要性に着目し、先進事例の調査や教職員で組織する町教育研究会での研究を通し、実践的な推進に向け取り組んできたところであります。

このたび推進しております壮瞥中学校の建て替え事業は、壮瞥小学校の隣接地に移転、整備することとしており、校舎を渡り廊下で接続する計画であることから、小中一貫教育をより推進できる環境となっております。

教育委員会としましては、これまでの研究と校舎整備による環境が整うことを最大限生かすため、昨年 12 月に壮瞥町小中一貫教育に係る基本方針を策定したところで

あります。

基本方針では、新たに小中一貫教育の目標を定め、目指す子供像を明確にいたしましたところであり、これまで取り組んできた大きな柱であるふるさと教育（含む防災教育）と国際理解教育（含む外国語、外国語活動）を中心に各教科や特別活動、ＩＣＴ教育、心と体の育成を含め、９年間を見通した教育課程を編成し、指導計画を作成することとしており、児童生徒の異学年交流や教職員相互に指導方法を高め合う研修も積極的に行うこととしております。

壮瞥中学校の整備を契機に、教育委員会を中心に全ては今いる児童生徒一人一人の知、徳、体のバランスの取れた成長のためにという思いを共有し、教職員と地域が力を合わせて小中一貫教育を充実させ、よりよい教育を実践していく所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁いたします。

○議長（長内伸一君） ２番、松本勉君。

○２番（松本 勉君） 今回の私の質問は多くが田鍋町政の１期目に折に触れて質問してきたことでもありますが、２期目に向けても主要施策になるだろうという思いから、改めて考え方を正した、確認をしたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

まず、財政収支改善につきまして折に触れて数回質問をしてきましたが、答弁にもございました令和３年度の実質単年度収支が２億４,７９７万３,０００円、６年ぶりの黒字、それから財政調整基金残高も３年度決算で６億６,８２７万８,０００円です。２億７万６,０００円積み増しと。どなたが言ったか、政治は結果だと言ったのは小泉さんでしたか、安倍さんでしたか、忘れましたが、まさに結果を出されたということで評価されているものと思います。

そして、全庁を挙げて取り組んだ結果として評価いたしますが、あわせて私が再度質問してきたのは、いわゆる公債費の推移、これは町が従来行った事業の借金、利子の返済であります。令和１年度、公債費の支出は令和元年５億２,８００万、令和２年４億８,２００万、令和３年４億３,２００万、令和４年度は３億６,６００万、減ってきているということ。

それと、あわせて地方交付税です。町財政、収入の４０％を超える財源でございますが、これが令和元年は１６億９,３００万、令和２年度は１７億２,８００万、令和３年度当初予算では１６億４,２００万であります。決算では１９億２,７００万と。ちなみに、令和４年度、これ私の予算書、追加補正書いてあるののレベルなのですから、１８億９００万、このレベルでよろしかったでしょうか。分かりませんか、もうちょっと上ですか、すみません。いずれにしても、そのように伸びているということが、いかに財政に対して追い風になっているかということを表していると思うのです。

決して、先ほど言ったように行政内部の自助努力を否定するものでも何でもなくて、その上でこういった追い風を基に財政健全化に進めていった。改めて、前から聞いて

いることではありますが、その要点はいかがかということでありました。過去の答弁では、先ほどの答弁もございましたけれども、全庁を挙げて徹底した歳出抑制や活用できる財源の調整確保など、あるいは第5次行政改革に加えて事業別に決算額の経年推移から支出の傾向を調査、把握して、それを予算執行に結べていったというような答弁はいただいているのでありますけれども、再度その取組の要点と仕組み等についての確認、これ以上に加えるものがあれば伺いしたいと。

まず、1点目よろしくお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

財政収支の改善についてですけれども、基本的には町長が答弁したとおり徹底した歳出の抑制と活用できる財源の調査、確保などの取組を継続してきたことだと思っておりますけれども、町長の、主な取組何点か答弁ありましたけれども、具体的に数字といえますか、金額を示してご説明させていただきたいと思っておりますけれども、まずふるさと納税の関係ですけれども、こちらは取扱いサイトの充実などによって寄附額が上がっておりますけれども、平成30年度は3,000万円、令和元年度は4,500万円程度だったものが令和2年度、3年度と1億2,000万円まで増えております。これにつきましては、寄附額が今言った数字でございまして、さらに返礼品とかで歳出のほうの予算でもありまして、その差引きで考えますと平成30年度、令和元年度につきましては大体1,000万から2,000万円程度のプラスになっておりまして、令和2年度、3年度1億2,000万の寄附があったときには、歳出のほうでは5,000万から7,000万程度の返礼品ですとか、サイトの関係の支払いがありましたけれども、差引きで大体4,000万から7,000万近くまでプラスとなっております。こういったことも財政収支の改善にはつながっていると思っておりますし、あと入湯税につきましては令和2年の6月から宿泊者の入湯税を150円から300円、2倍にしましたけれども、令和2年度の収入が3,500万円、令和3年度が4,000万円とコロナの影響で当初の見込み、令和2年度の当初予算で6,200万と見込んでいたものが令和2年度は実際は3,500万円程度と大幅に減少したものの、改定をしていなければこの金額の半分の収入しかなかったことになると思います。

今後はインバウンド戻ってきて増えることが期待できるものと思っておりますし、令和5年度当初予算では令和4年当初予算の1.4倍の5,670万円を一応計上しております。

それから、令和3年度からは新たな財源確保として企業版ふるさと納税の受入れ環境の整備を行いまして、令和3年度には3,000万円、それから令和4年度にも150万円の寄附をいただきました。それから、令和3年度及び令和4年度につきましては、国税収入の大幅な増加により普通交付税が追加交付されたということもプラスに働いていることでありまして、ただ令和5年度以降どうなるかは分かりませんけれども、

当初予算ではこの追加交付につきましては考慮しないで予算を組んでおります。

それから、町の借金に当たる公債費につきましては、平成 25 年度の 6 億 1,600 万円をピークに減少はしてきておりますけれども、こちらにつきましては何か大きな事業がなければこれまで元金償還額の 70 から 80%をめぐりに起債するように努めてきたこともありまして、近年は先ほど議員からもありましたけれども、4 億円台で推移してきておりまして、令和 4 年度、今年度は 3 億 6,000 万円までになったところでございますけれども、今後の社会資本整備に伴って、中学校ですとか様々な社会資本整備に伴って起債が増加すると、公債費が増えて財政的には厳しい状況になり得るものと思っております。

こうした様々な取組の積み重ねによって、令和 3 年度の実質単年度収支の黒字化であったり、基金残高の増につながっているものと認識しております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 聞くほうも議会も詳しく中身を詳細に分からないで聞いている部分もこれあるのでありますけれども、やはり行政が持っている言わば情報といいますか、それをかみ砕いて我々も理解して住民に伝える努力をする必要があるということで、どういう仕組みなのかを理解するために確認しているわけでもありますけれども、なかなかことここをこう直したからこうなったというふうには単純にいかないのかもしれないかもしれません。

答弁の後半にございましたけれども、今後中学校、例えば改良住宅の建て替え等による公債費の増ということお話しありました。令和 3 年 11 月でしたでしょうか、その辺を含んだ財政見通しを全員協議会、議会の場でご説明いただいたということでもありますけれども、これそういったことで今後のそういった社会資本整備をした上で後年度負担になる公債費の支出と、それが財政収支にどのように影響していくかということ、予想をお知らせいただければということで聞くのでありますが、まず西いぶり広域連合の中間処理施設がもう 4 年度から始まっています。ただ、これは過疎債を使いますので、本町負担の 6 億 5,300 万のうち起債の 70%がこれ交付税措置になると、実質 30%で済むということでもあります。

それから、壮瞥中学校に関しては 4 年度から 7 年度までにかけて事業を進めて、総事業費が今の時点で 20 億超ということですが、そのうちの 11 億 6,800 万が起債で、これは我々も知っていますけれども、国庫補助の統合校舎等の新增築整備事業、統合した後の何年間という期間で新築をしますと、その分国庫補助が上がるということの補助事業を使っているということは理解しますが、大きな負担につながっていくと。

それから、これも建部改良住宅の建て替えということで公住と、それから地優賃と言うのです、地域優良賃貸住宅、36 戸、12 戸を建て替えていこうということになっ

ておりますけれども、この説明でも次年度、令和6年度から9年度までで整備を行います。全体で18億円、そのうち地方債が、起債が9億7,500万という説明受けたのでありますが、そしてその上での財政見通し、大ざっぱな部分は示されているのですけれども、いま一つぴんとこないものと、これ令和3年11月の部分でしたので、いわゆる令和2年度の決算までの数字載っていたと。当然先ほど出ていましたように、令和3年度の決算は大幅に改善されている、それがそのまま続くかどうかというのは、それは未知数で、そうならないのだろうという気はしますけれども、そういったことを踏まえて、答弁もございましたけれども、新たに財政見通しの作成が必要だろうと。

町長が答弁されておりましたけれども、私もそう思いますが、この時点でメッセージとしてその大型プロジェクト、社会資本整備が控えていますが、このような状況で推移していくという財政の見通しをお伺いしたいということです。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

社会資本整備が今後行われることによって、財政の見通しにつきましては厳しいものとなってくるものと思っていますけれども、昨年度、令和3年度に作成した財政の見通しにつきましては中学校の整備費につきましては17億円程度を見込んでおりましたけれども、現在の概算では大体22億を超えるのではないかという積算でございますので、こういったことも考慮してもう一度財政の見通しをつくる必要はあるものと考えておまして、公債費につきましてはこれら昨年つくった見通しでも今後令和11年度まで若干少しずつ増加していきますけれども、大体4億円弱ぐらいで推移するのかなというふうな見通しでございました。

ただ、物価高騰ですとか、原油価格の高騰などの影響によって中学校の整備費も今申し上げたとおり、昨年の見通しつくった時点では17億、それが現在は22億を超えるのではないかということで5億円増加しております。そのほかにもごみの中間処理施設の整備費ですとか、建部改良住宅の整備に係る経費、それから経常的に係る経費として公共施設の光熱水費なども増加するものと思っておりますので、こういったものを全て踏まえて財政の見通しについては作成する予定であります。

中学校の整備については、償還年数が25年ということも、長いこともありますけれども、17億が22億になって5億円増えますと、単純に25年で割り返しますと1年で2,000万円増える計算になります。それらがごみ処理施設だったり、建部改良住宅だったりの部分を全部考慮しますと、やはり当町の財政運営上の影響としては小さくないのではないかなというふうに考えております。

ただ、健全な財政運営に向きましては、こうした現在の社会情勢等も注視して、実施事業についてはより一層緊急性ですとか、必要性など十分精査して、実施する事業を取捨選択をして実施する必要がある出てくるものと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 我々も共有の危機感を持ちながら財政運営を見守っていきたいというふうに感じておりますけれども、答弁でもあったかと思っておりますけれども、堅調な国の税収増を受けて地方交付税にそれが反映されていくわけですが、近年、いわゆる国が示す地方財政計画という地方交付税を決める源でございますけれども、上がったままといいますか、上がっているというのは多少は追い風なのでしょうけれども、予算支出も増えておりますし、変な話ここで議論をする必要はないですけれども、防衛費なんか1兆4,000億も増えて6兆8,000億ですから、税収増えて、国の財政増えても地方交付税にそれが全部回るわけでも何でもないのでありまして、不安は募ると。

それから、公債費触れておりましたけれども、私も先ほど言ったとおりでありますけれども、どうも令和4年度が下げどまりかなと、3億6,600万、令和5年度の予算では3億6,800万計上されておりますしということで、決して楽観できるものではないのだなということを感じました。

しかし、一息ついているといいますか、というのも令和3年度の決算、これは決算書ももらっていますから、皆さんも知っているのですが、経常収支比率というのがございます。一般財源からどの程度経常支出が出たかという、収支の健全化のバロメーター、70から80%ぐらいが、あと残りが賦課分所得といいますか、自由裁量権を持つという意味ですから、健全だということなのですけれども、壮瞥は令和3年度78.7%です。これ管内で一番でした。その過去年におきまして、平成27年の83.8%以来の好成績といいますか、低い値なのです。それまではずっと90%台で、ちょっとだけ見ましたけれども、胆振管内に限らず全道、それはもっと低いところもありますが、ほとんど80の後半から90というところが多いという意味では、経常収支比率イコール財産の健全化としては認められるのではないかとということであります。

ちょっと前段長くなりましたが、それを前提に、次にちょっとお題を変えたいと思っているのですが、2月の中旬だったと思いますが、新聞にラスパイレス指数ということで記事になってございました。皆さんもお聞き及びだと思いますけれども、国家公務員に対する地方公務員の給与支出が100に対して何ぼかと、何%で出すのですけれども、壮瞥町は95.4%でした。

ちなみに、管内で言いますと厚真町99.8%、全道144町村のうち4番目、白老98.7%と10番目、安平町97.7%、36位、むかわ町97%、61位、豊浦町96%、70位、洞爺湖町96.3%、97位で、先ほど言いましたように壮瞥町95.4、122位と。清貧という言葉昔ありましたけれども、要するに清く正しくということでもないと思うのですが、これまずはラスパイレス指数の仕組みが僕もよく分からないで発言しておりますが、何か物の本によると年齢が低い方で課長職等に就いている方が多いところは比較的上がっていくのだというような、よく分からない説明を見たことがあるのですけれど

も、それを今細かくどういう中身ですかとは聞きませんけれども、ここほかと比べてどうしていつも低いのかなということの懸念をまずずっと思っていて、実は平成 27 年度 83.8%と改善されたのですが、僕議長でしたけれども、そのとき一般質問してまして、それを、83.8 を受けて、そのラスパイレス指数の改善を図るべきではないかという質問をしたのです。その辺の趣旨は理解されたと思うのですけれども、結果的にはそれがどう変わったか確認していませんけれども、もう一回言いますが、なぜ低いのだろうということと、これ現在働いている方のインセンティブも下がるかもしれませんし、労働意欲といいますか、プラスもっと言えば新たな人材が行政をしよう、役場の仕事をしたいという方がほかの町村と比べたときに壮警の給料が低いというイメージは決してプラスに働かない、優良な人材が来ない可能性もあるのではないかと、これも以前指摘したのですが、そういったことを考慮してぜひ、どこに原因があつてどう、それは分かりませんが、何が全てだと、僕らも分からないで言っているのですけれども、そういう検討をしていく考えがあるかどうか、これをお伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

本町のラスパイレス指数は、今松本議員がおっしゃったとおりの直近の数字でございます。道内 144 町村中 122 位ということでございますが、実はこちらの数字は大分上がってきて今この数字でして、2 年前で言いますと、令和 2 年度で言うと 93.5 で 144 町村中 143 位ですから、下から 2 番目だったのです。そこから今改善してきているという、そういう状況でございます。

低い理由ですけれども、分かりやすく言うと給料表というのはどこの自治体も大体基本的には同じようなものを使ってやっておりますので、多少給与は違う部分はありますが、要は同じ年齢の方が、例えば 40 歳の方がほかの町の役場と比べて高いか低いかという、そういう比較になろうかと思えます。そういう意味で言うと、うちは低いということになります。

理由としては、一つはこれは組織上の問題もありますが、ほかの町よりも昇給というか、給料が上がっていったいないということです。出だしは一緒であったとしても、人事評価制度とかがあれば通常は 1 年 4 級上がるのですけれども、それが 6 級、8 級、優秀な方はどんどん上がっていく、そういうような人事評価制度の運用を今はしているのですが、一時期当町としてはやっていなかった時期があつて、順調に昇給してなかった、給与が上がっていったいなかった時期があつたことは事実かなというふうに思います。

それと、これは決してマイナスの理由ではないと思うのですが、当町は結構中途採用者が多くて、比較的年齢層が高い方であっても途中で採用している、特に最近はそのような例も結構多いです。特に専門的な業務をされる方について。そうすると、前職の給料はある程度反映はするのですが、そうはいつでも行政職としては未経験の方が

多いですから、例えば45歳で途中でぽんと入ってきたときにほかの役場の45歳、うちの役場もそうですけれども、45歳の方よりはやっぱり給料は低くなる。そして、年齢単位で見ると給料額が下がっていく、押し下げていくと、そういうような要因が、この2つが当町の低い要因かなというふうには分析をしています。

今後についてでございますが、先ほど申し上げたとおり今やっと上がってきている。それは、令和2年から人事評価自体は過去からもやっていましたが、その給与反映というのを再開をしたところでございます。令和2年から再開をして、実際反映されるのは令和3年からになるのですけれども、令和3年、4年と反映していくことで給与水準がちょっとずつ上がって順位が少し上がってきたということでございますので、今後につきましても特別に給与をまたいじって理由なく上げるということは、それはできませんので、今後も人事評価制度の給与反映を続けて適正な人事管理といひましようか、昇給管理というものをやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） よろしくお願ひします。

では、農業振興のほうに進んでまいりたいと思ひます。

答弁いただきました。それで、令和3年と令和4年度、これ道を通した国の農水省の補助事業をいただき、情報通信環境整備対策事業を進めました。令和3年度に補正がされて500万でしたか、令和4年度は当初から2,100万円と。これは全国で11か所、全道でも4か所が事業採択を受けて、まさに田鍋町長が進める有利な財源を活用した事業推進ということでありますが、それでいろいろこの事業のメニューといひますか、中身については全国規模で大規模な農業から、それが中心なのかもしれませんけれども、書いてございましたけれども、背景にあるのはやはり農業者の高齢化と後継者不足。そこで最新技術を導入して、ICT等を導入してスマート化といひるか、高度化といひますか、労働の軽減化を図って持続可能な農業に、続けていこうと、そういう継続していこうということだったと思ひます。

それを事業採択といひますか、手を挙げて事業を進めることとして進めたのですが、何せコロナがございまして、当初予定した事業が恐らく予定どおり進まなかったのではないかといひことで、3年度も4年度の当初も一般質問させてもらったのでありますが、もう一度確認をしたいと思ひますが、例えば3年度では進捗状況として支援チームといひ、この事業に対する構成要員がいますのですけれども、専門技術を持った会社さんですか、専門知識を持った企業さん、その方たちと情報通信技術の活用や調査方法についてリモート会議を行った、それから気象観測データ等の利用についての通信設備に関する現地調査を行ったなどの説明は受けておりました。

それから、4年度については住民対象としたワークショップを開催したいと。そして、身の丈に合ったスマート農業や技術を生かした農業の見える化、これについて必

要なインフラ整備についての議論、方向性をまとめていきたいのだからということで計画策定したいというまでは、昨年度の年度当初に聞いたことなのですけども、総括してこの三、四年で予定どおりどの辺まで進捗したのかということと、答弁書には5年度以降の方向性も述べてございましたけれども、その後ほど確認するとして、まずその仕切りとしてコロナ禍にあって、どこまで当初の目的に向かって進んでいったのかということを確認したいと思うのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

令和3年、4年と国費を使った計画策定業務がコロナ禍というところでどのような影響があったかという部分でございますが、先ほども言われていましたようにワークショップと言って皆さんいろいろ集まってご意見をお伺いするような機会を予定していた回数をずっと減らしましたけれども、それでもリモートで参加していただいたりですとか、またやり方を広く農業者の皆さんに集まってもらうというのではなくて、ある程度専門の団体、組合に絞って集まっていたいて、少人数で開催したりというような形で実施しております。

先ほどもお話しましたように、令和3年度に関しましてはちょっと期間が短かったというのもあるのですけれども、方向性に関しまして電波調査を中心としたその辺の業務がメインでございました。令和4年度につきましては、今進捗状況といたしましては、試行調査も実際に具体的にいろいろなセンサーといいますか、測定器なんかの設置を大体終えておりまして、例えば基地局ですとか、気象観測装置ですとか、町内の各代表的な圃場の温湿度を測定して、それらを遠方で監視できるようになったりだとか、また集落排水施設ですとか、主要な水路ですとか、農業用排水路ですとか、それから地熱ハウスなんかの温泉供給施設へのセンサーに対して通信機器を設置して、これもまた遠方監視ができるようになっております。

細かな調整はまだ残っておりますが、そのほかにも例えば有害鳥獣対策といたしまして、わなにくくりわなというのがあるのですけれども、それに例えば鹿がかかったときにそれが担当者のほうに通報が来るような装置ですとか、そういったようなものも設置しております。

また、農業者の皆さんの協力をいただきまして、水田センサーを設置したりだとか、あと施設園芸といいますか、ハウスに環境監視モニターといいますか、環境モニター装置を設置いたしまして、例えば温度、湿度、CO₂濃度なんかも測れるようなシステムがあり、できております。これらを使っている農業者の方のご意見をお伺いしますと、やはり見回りの労力が大幅に削減できたとか、まだ見ている段階ではあるのですが、これを将来的に制御なんかをすることによってさらなる収量のアップにもつながっていくのではないかなというような考えもあるようです。

そのほかにも今年度は先進地の視察といたしまして、先ほどもありましたけれども、

道内のほかの同様の取組を行っている市や町に行き現況の紹介をしていただいたりとか、いろいろ意見交換をしてきたりとか、そういったようなことをやってきているところで、計画的にはコロナだからといって特に大きな遅れというわけではなくて、今のところは順調に進んでいるのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後１時といたします。

休憩 午前１１時５９分

再開 午後 １時００分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

２番、松本勉君。

○２番（松本 勉君） 午前中の最後で、情報通信環境整備事業について３年、４年とコロナの影響下はあったものの、事業の進捗についてはおおむね進めてきたという答弁いただきました。なるほど。

その上で５年度は、新年度はこれまでの試行調査の実証で得られた成果を基に生産者の方々にまた意見交換した上で、技術導入の有意性や利便性など、それから経費などについても周知、協議して６年度以降予定している具体的な実装、この実装という言葉あまり聞きませんが、いわゆる計画の具現化、装置や機械を設置して稼働させるという意味の理解でよろしいのですよね。

この実装を６年度に予定して、より多くの生産者が集まって行動に移すことを期待していきたいというような答弁の内容だったと思うのですが、そこでまだ先の話でありますし、新年度において様々な検討、評価、調査をまだ進めるのでしょうか、その人たちが目指すものとして、これ具体的過ぎるかもしれませんが、以前に用排水の水量ですとか、ハウスの温度、湿度、管理ですとかという話を例えばとして聞かされてはいるのですが、今回その５年度、６年度、どうなるか分からないにしろ壮瞥の規模でいう、いわゆる大規模な道央やその辺の規模の大規模農業と違いまして、自動の走るトラクターがどうのこうのという話にはこの町はならぬと思うのですけれども、うちの町に見合ったスマート農業につながる実装化というのを具体的にこんなものがあるのだというのがあれば、ちょっと例示していただければと思うのですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

先ほどもちょっとお話ししましたが、水田センサーというのがありまして、これは田んぼにどれぐらい水がたまっているかというのを教えてくれるセンサーです。それは遠くにいてもスマホにそのデータが来るというようなもので、試行調査の

段階で今回3件の農家さんの協力をいただきまして、4つの地区に合計31か所設置しております。

皆さん導入の最初の頃は、そんなの何か役に立つのみたいな話でもあったのですが、毎日農家の皆さん田んぼ、水ちゃんと張ってあるかどうか見に行かなければならないというところで、家の前に田んぼがある農家さんはいいのですけれども、例えば滝之町に住んでいて久保内に田んぼを持っていらっしゃる方もいらっしゃいますし、南久保内に住んでいて上久保内のほうに田んぼを持っている方もいらっしゃいまして、そういう方々にしてみれば、やはり物すごく省力になったというような評価もいただいています、そういったものをさらに多くの皆さんに使っていただくと。

家の前にある田んぼに関しましても、田んぼ24時間見ているわけではありませんので、何かあれば、異常があればそういう通報が来るというところで、そういうこともやっぱりあったと、実際にということで助かったというような言葉もいただいています。

それから、施設園芸のハウスの環境モニタリングのシステムなのですが、御存じだとは思いますが、幸内地区のトマトのハウス地熱でやっていますけれども、あそこに関しましてCO₂まで測れる換気モニタリングシステムというのを2台、2か所のハウスに設置して、そのほかに簡易的に温湿度だけ分かるよというセンサーを18台設置させていただいています、これは試行調査ですので、例えば一つのハウスの中でも温度のばらつきがあったりだとか、湿度のばらつきがあったりだとか、場所、場所によってどういうふうに違いがあるのかということも含めて調査したものですから、1か所のハウスに何台もつけたりしているところもあるのですが、そういったものに関しましてもあそこはある程度ハウスの温度が上がってきたら天窓が開いて、ちょっと温度制御したりとかということもやっているんで、やっぱりそういう異常があればスマホで確認できるというようなこともありまして、大事には至らなかったというような、実質そういった意見もございました。

この先は、ただそういった形で、それは見るだけの話なので、将来的にはこういったもののデータを蓄積して、より安定した栽培といいますか、というのを目指しながら収量ですとか、品質の予算にもつながっていけばよいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） この先、これでやめるといえるのか、3年度、4年度は国の補助があって、事業をしてこの調査、計画立案まで行きますけれども、5年度以降についての当然その実装化、具現化の際には多分個人の負担も出てくるのでしょうかけれども、負担だとか、その辺のことはちょっと今回避けますけれども、いずれにしても事業が前へ進むように期待をしております。

それから、あわせて昨年なのですけれども、こういった情報化を進めるに当たっての答弁の最後に、この取組を契機にして将来担う農業経営者が豊かさと未来を展望できる付加価値の高い生産体制の構築に向けて壮瞥らしい農業農村の将来像をデザインしていきたいのだと、非常に壮大な夢のあるお話をいただいているわけですけれども、ただそのことと、今回この後段のほうの答弁にございますが、経営の見える化につながるスマート農業技術を導入することで省力化はもとより、さらなるおいしさの追及などを図って大量生産の農業にはないきめ細かなブランドイメージを創出して云々と、持続性、発展性のある農業を創設していきたい、まさに壮瞥町らしいものにつなげていきたいと、この辺は相通じるものというか、同じ意味の話なのかと思いますけれども、その辺の多少夢のある将来の姿というのもぜひ課長の口から聞かせていただければ、非常にありがたいなと思うのですが。こんなことを目指したい、こうあるべきだ、こうしたらすばらしい、それでも結構なのです。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

町長の答弁ともかなりダブってしまうところがありますが、壮瞥町の農業振興を図ることを目的として、その手段の一つとして本事業による情報通信環境の充実により、先ほどおっしゃられました栽培技術の見える化を進めることで技術の継承ですとか、担い手の育成を図っていききたいと。

そして、またそれを通して農業経営の見える化を推進することでさらなる収量、収入の増加につなげていきたいというところで、その先には豊かさと未来を展望できる農業が実現できるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解いたしました。ぜひその方向に進んでいただくことを大いに期待して、終わります。

次に、担い手のことについて議論を進めてまいりたいと思いますが、これも折に触れて質問を繰り返してきたことでありますけれども、その際にこれは課長だったか、副町長だったかちょっと書いていないのですけれども、やはり本町の課題、いろいろ取り組んでいることも事実と、成果を挙げていることも事実。ただ、その課題としてやっぱりあるのが就農後のフォローアップがないというところではないかというようなお答え、うちの本町の担い手支援に対するところのエポックというのでしょうか、課題解決すべき問題というようなことの指摘がありました。

その上で今後といいますか、4年度でいいのでしょうか、就農相談から研修、実習の受入れや就農後の技術研修、そんなことをキャリア支援も含めて強化するのと合わせて、支援体制の強化ということで役場、それから農協、普及センター、農業委員会等が情報共有をして、就農希望者の事前審査、調査、あるいは面談など、いろいろメ

ニューを増やしてその精度を上げるという言い方は適当でないかもしれませんが、就農につなげていくようなものを協議、検討していくというまでは聞いていたような気がするのですけれども、昨年の今頃。その辺の、今回の答弁もそれを継続して進めるのだからなっているのですけれども、これ理解はするのですけれども、どのように整理されたのかなというのが分かりますか。ここをこう直して、こうって、一度聞いたことはあると思うのですけれども、もう一度その確認をしたい。

それが1つと、答弁の中にございましたのが後継者の今いない農場の継承の在り方どうのこうの後で、そのフォローアップ方法として若手生産者で構成するYFC壮瞥の資質向上研修との効果的な連携について云々というのを書いてございまして、担い手支援の継続性、継続的な充実、強化を努めていくと、この辺の締めが、YFCとの協働の資質向上研修との効果的な連携という意味合いが、その具体的な中身をもう少し詳しく説明いただければと思うのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

これも町長の答弁の中でもございましたけれども、今年度関係団体で構成する新規就農者支援措置の見直しに係る会議というのを設置しておりまして、今年度もう既に3回開催いたしまして、議論しているところです。この中では、先ほどもありましたけれども、事前の農業体験期間の導入、審査方法や研修期間の見直し、具体的なフォローアップ等の実践的な研修の在り方に加えて後継者のいない農業者の経営継承なども見据えた研修体制の構築を地域の理解を得ながら関係機関と連携して進め、地域の農業者が受け入れやすく、理解を得られるような研修体制とすべく適宜見直していくというような姿勢で今検討しているところでして、柔軟性を持って取り組んでいくことで進めていきたいというふうに考えております。

具体的には、今年度既に先ほどもありましたけれども、2件の研修計画を受理しておりまして、この審査の際に研修審査会においてはこれまでは書面による審査だけであったものを研修者本人にも出席いただいて、本人から就農に対する思いを述べていただきまして、審査員の方々の質問に直接その本人は応答するということだけで、書面だけではなかなか伝わりにくいような研修の内容についての補完も可能であったのかなというふうに感じております。

それから、YFCの関係なのですけれども、YFCというのは町内の若い農業者さんが組織している団体でございまして、その彼らの中で独自に講師を呼んで研修会を開いたりですとか、近隣の先進地の視察に行ったりですとか、非常に精力的に勉強会を開いたりとかしてやっておられまして、そういったところに対して町も若干の補助は出しているのですが、そういった組織とも連携しながら新規就農を目指す方にそういったところに入り込んでもらって勉強していただくというようなフォローアップにもなるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 今後もますます一貫性を持った就農支援をお願いしたいというふうにも考えますが、答弁の最後のほうにございました就農支援の一方でいいですか、その現在地域農業を牽引している経営体の皆さんの経営の効率化や安定化が非常に重要なことであって、それを安定させることが新規就農につながっていく、当然のことです。そこに、牽引する意欲と能力のある経営体を着実に育成、確保してまいります、これも非常になるほどと得心する答弁であったのですけれども、ぜひそういった多方面から関わって、結果的に就農者が増え、就農後もフォローアップされて定着していくと。こういった壮瞥に見合ったといいますか、就農支援、後継者の支援といたしますか、お願いしたいと思っています。

それと、細かいのですが、4年度のコロナ禍にあって実は就農を希望する、それは電話一本で断る方もいらっしゃるのでしょうけれども、随分その問合せが多いという話を何か聞いた記憶があるのですが、その傾向は今どうなっているのでしょうか。ちょっと質問で恐縮ですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

大分コロナの規制も落ち着いてきた影響もあるのかもしれないのですけれども、以前はそれこそ月に1件、2件とあったものですが、最近は電話だけの問合せというのは大分減りまして、具体的な数字は持っていないのですけれども、2か月に1件とか、それでもないわけではないのですけれども、そういう感じであります。大分減っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 先へ行きます。持続的農業経営推進事業について、これ廃プラと緑肥作物振興と、そして堆肥施用による土づくりが合体した形で新しい事業として創設したと、平成4年度に。従来あるものを一体化して、それぞれ持っていた予算もフレキシブルに対応できるような形で進めるというふうに説明をいただいております。

中身については、従来から行っていることをしているわけでありましょうけれども、何よりも、答弁もいただいておりますが、先ほどの壮瞥らしいスマート農業につながるものもあるのですけれども、大量生産の農業にはないきめ細かな農業生産のストーリー性を創設する、地域の農畜産物のポテンシャルにさらなる付加価値を醸成するなどして、その振興を図ってまいりたい。これも非常に何か夢のある、いろんなことを想像してしまうような答弁いただいているのですけれども、これは先ほどのスマート農業のときも出ましたが、壮瞥らしさで、より質の高い農業生産物につながる

仕組み、そしてここでは付加価値を醸成すると。これ先ほど言ったブランドイメージを増幅すると同じ意味かもしれませんが、まさに大量生産にはない、大規模農家にはない、ただ多品目は取れて、それぞれ質の高いものをつくれるポテンシャルを持つ壮瞥町がいろんな知恵を出して、今までやってきたことも含めて組み合わせていて、言わばそういったもので、全体像で壮瞥のブランドをつくっていきましょうと。それに呼応する皆さんもどんどん集まってもらって、先ほどの土づくりもそうですけども、これそういうふうに以前に、ちょっと偉そうげに私こんなこと言ったことがあって、環境保全型の農業実際にやっていらっしゃるし、例えばオロフレハウスで言えば再利用のエネルギーを活用しておるわけで、資源循環でもいい、また堆肥もそうです。資源循環型、活用型にもなる。それをひっくるめて高品質、うまくなければ駄目ですし、売れなければ駄目ですけども、そういったもので関連していくのだということを含んではPRもされて、それイコール物もつくらなければ、本物ではなければ駄目ですが、そういったことを農家の皆さんどんどんそれに集まって、協力してもらってつくっていくと。その上でPR、そういった行為も役場としてといいますか、必要になってくるのではないかと、両方、そんなことを提案というか、発言させてもらったことがあるのですが、まさにそれと同意のことをこの答弁でいただいているのかと思うのですけれども、改めてその辺のことをもう少し説明いただければありがたいのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

堆肥に関しましていろいろPRをしているところではありまして、具体的にどんな感じでやっているかと申し上げますと、去年というか、令和4年度に入りまして4月に壮瞥町の広報と一緒に折り込みチラシでPRのチラシを配った際に同じものを伊達市、洞爺湖町、豊浦町の新聞に折り込みチラシとして約1万枚を配布したりとか、それから先月の広報2月号で実証試験を行った結果を報告させていただいたり、これはブロッコリーを試験圃場で普通の化学肥料の畑と、それと一部を堆肥に置き換えて栽培した畑とのできたブロッコリーの比較をしたものなのですが、収量や品質を比較して、からいというのですか、食べるころの直径ですとか、1株当たりの重量では対象区といいますか、化学肥料の圃場よりも重量が多かったりだとか、品質や収量には影響はないというような結果も得られておりまして、また今町外に対しても11月に民間事業者さんの主催で行われた農業セミナーで知り合いました面識のある肥料販売店の依頼で後志管内の施設園芸を営む農業者さんにPRをしてくれというふうに頼まれて行ってきております。

これからもそういった機会を捉まえて積極的にPRしていきたいというふうに考えているところですが、松本議員も言われたように環境保全に資する廃プラスチックの適正処理ですとか、地力増進のための緑肥作物、また堆肥の施用による土づくりの

推進によりまして、地力の維持増進と環境保全の取組など、持続的な農業経営の展開を図ることとして、今回この事業を展開しているところでありますけれども、化学肥料の性能性を否定するものではございませんで、昨今の燃油や農業資材価格の高騰により、町内で生産している堆肥は市況の影響が少ないため、改めてその価値が見直されているというところでもありまして、また化石燃料に頼らない農業ハウスの加温システムとして温泉水の利用を開始してから既にもう 40 年以上実績がございまして、限りある温泉資源を有効に活用する取組というのは、これは各方面から今も注目されておりまして、視察なんかもいまだに来るところなのですが、これらの取組により生産される壮瞥町の農産物が広く一般の皆様にも理解していただけるように関係機関、団体とも連携してPRしていきたいというふうに考えております。

○議長（長内伸一君） 2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 了解をいたしました。

非常に将来性、可能性含めて本町の言わばポテンシャルというか、潜在能力をいかに引っ張って引き出して魅力あるものにしていくか、先ほど答弁いただいたようにブランドイメージなのか、ストーリー性の創出なのか、言葉はいずれにしても、この壮瞥らしい農業振興に努めていただきたいと大いに期待をしているところであります。

1 つだけ聞き忘れたことがあるのですが、昨年堆肥生産、地元の特に大口で堆肥を使用したいという農家さんが当たらないというような、非常にじくじたるものがあつたというような話がありまして、その辺の生産の改善というのはあつたのかということ、そこだけ聞いておきます。この質問をやめます。

次、商工振興のほうに行きますが、壮瞥町中小企業・小規模企業振興基本条例が令和 4 年度制定されました。これは経産省でしたか、小規模企業振興基本法という法律ができて、平成 26 年、その後全国的にその今言った基盤条例が制定されていったと。ただ、そうはいうものの、ちょっと調べますと 2022 年 10 月時点で道内 179 でしたっけ、市町村のうち 69 市町村でしかまだ条例制定されていないそうです。その中身は先ほど言ったような法律を受けてそれぞれ自治体の、これも背景にはご承知のように小規模って商店、その経営者の高齢化、後継者不足、農業と同じ問題を抱えていると。このままいったらじり貧になる中小企業、小規模の事業者に対してそれぞれの自主、自立の責任を置いて自治体や地域や消費者を含めたそれぞれの責任みたいなところを整理して協力をお互いにしましょうと、こういった、大ざっぱですけれども、中身であつたと思うのでありますが、壮瞥町はそれを制定した上で町長も委嘱をして商工関係者等で審議会を設けて、そこで定期的に協議して、将来こういう施策がいいのではないかと類いの議論をして答申するみたいな仕組みをつくっておりますが、壮瞥町は審議会ですけれども、何々会議と称して設置している自治体もあるようです。ただ、こういった審議会、会議を設置していない自治体もあるようでありまして、それはそれぞれなのでしょうけれども、前段長くなりましたが、いずれにしても

うちの町は審議会があるということを、これは次に形だけで置くのではなくて、やっぱり有効活用できるようなものにぜひしていったらどうだというようなことを以前も指摘したような気がするのですけれども、お願いしたいわけなのです。

それは何を具体的にどうするかというのは、まだこれから先の話ですが、ちょっと話ずれますけれども、壮瞥町商工会ですが、これもご承知のように奥洞爺温泉郷の事業展開、それから現在も継続しておりますけれども、シードル造り実行委員会、あるいは古い話というか、伴走型小規模事業者支援推進事業、これ実は北海道で1番か2番、全国でも数少ない最初に手を挙げた、経産省の補助事業に対して手を挙げているのです。事ほどさように、うちの町の商工会非常にこの企画ですとか、そういった事業を進めることに熱心だし実績もあると。

今回、話は変わりますが、コロナの事業継続支援を商工観光課と本当に一緒になって事業者に対して事業の説明からフォローアップもされているという経験もございます。そういった機運をぜひその商工振興についても一緒になって進めていただければなど。ぜひ商工会が持つ、事務局機能が持つその機能を有効活用させてもらって、協働で進めることがいいのではないかと考えるのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

中小企業の振興審議会についての今後の継続についての考えということのご質問でございましたが、大変貴重なご指摘を頂戴したと受け止めております。この条例を制定するに当たって、やはり町は町、商工会は商工会、金融機関は金融機関というばらばらの柱ではいけないということが念頭にありまして、今お話しのご質問の中にございましたその伴走型支援事業であるとか、経営発達支援計画であるとか、これは言わば条例をよりどころとして、それを基に町一体となってそういった中小企業、小規模事業者への支援に取り組んでいるのだと。言わばお墨つきのような役割を果たすほか、審議会においては昨年1度開催したときには、とにかくこのコロナ、ウクライナ、ロシア、それから諸物価の高騰という中で、それを吐き出す、どういう状況かというのをお互いに真剣に町内の関係団体が個人事業者も含めまして、そういった情報を共有してどう向かっていくかという話合いの場、貴重な場であったというふうに私は認識しております。したがって、今のご指摘のとおり機運を高めながら、形骸化しないように今後も町の地域経済の発展のためになくはない存在であろうと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 昨年春の堆肥の供給が滞った件についてご答弁申し上げます。

これは非常に申し訳ないお話だったのですけれども、一昨年、12月ぐらいに大雪が降りまして、そのときにたまたま堆肥センターのほうに搬入された堆肥というか、畜ふんに非常に雪が多く混ざったりしていた関係で水分調整が難しくなって、従来であれば木くずを投入して水分調整を行うのですが、ちょうどこの頃、これもまたちょっとタイミングが悪かったことにコロナの影響で世界的に木材が流通が滞ったりしておりまして、そういう状況の中で木くずを手に入れるのがちょっと難しくなったと、物が手に入らないような状況になりまして、それで堆肥ですので、ある程度水分も切れるまで完熟させなければならぬのですが、それに非常に時間がかかってしまって完成品が春先に間に合わなかったというところでございます。

今年はそういったことがないように、事前に雪降る前にその辺の畜ふん搬入したりですとか、木くずを手配したりとかして準備は進めていて、その辺は昨年の春のような二の舞にはならないように対策を取ったところであります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解いたしました。

再び商工観光に戻りますが、この観光について質問をします。コロナ禍の影響を最大限受けた本町の産業ではございますけれども、当然ポストコロナを見据えて次の展開に、そして合わせて本町が持つ観光資源を有効活用してフルに集めて、それを言わば、答弁にございましたけれども、さっきの農業のブランド化ではないですけれども、新たな観光と地域活性化のブランドを創造し、これもまた夢のある答弁いただいておりますけれども、そんなことでこの次本町が目指すべき観光の在り方というような大きなテーマでお伺いしたいのでありますけれども、当然言わずもがな本町が持っているロケーションですとか、景観、食、もっと言ったら文化、人材、いろんなことがあるのでしょけれども、それから噴火のこともございますけれども、様々な地域の特性を抱えて、そして内外に発信して、この答弁にあるような新たなではなくて、組み込まれた観光から選ばれる観光にと答弁いただきました。

その具体について、どんな姿なのだというのを抽象的かもしれませんが、お伺いしたいのですが、ちょっと論点変えまして、商工観光課長は前職が旅行代理店のお勤めで、全国津々浦々かどうか分かりませんが、見聞されておる。また、個人的には有珠山ジオパーク友の会事務局をやられております。そんなことでも情報もいっぱい集まるでしょうし、また現地視察も含めて見聞されて、ある意味ほかの優れた点、うちのもっと優れた点、あるいはうちが足りない点ということも見聞きして頭にあるのではないかと想像しますが、そういったことを踏まえてこの先壮瞥本町の観光がどういったことを補っていけばよろしいのか、どういった方向に進めばいいのかとご自身は考えるのかというご意見でも結構ですけれども、ご披露いただければと思うのですが、いかがですか。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 大変身に余る評価をいただきまして恐縮しておりますが、当町の観光の強みと弱み、課題ということかと思えます。

全国に比べてどうかというと、なかなか指標が難しいわけなのですが、常々感じていることは田舎の町にあって、田舎と言ってはあれですけども、うちの町は何もないという地域が結構あるのです。これはそうではなくて、あるけれども、使っていないということだろうと思えます。壮瞥町はその点、洞爺湖有珠山ジオパークの中にあって、昭和新山、有珠山、洞爺湖、果物、それから自然がいっぱいあるということで、大変恵まれているということで羨ましがられているという地域だろうと思えます。

かつ、ジオパークで全国の関係者の話を聞きますと、洞爺湖有珠山ジオパークと言えばガイドであると、壮瞥町と言えば有珠山や昭和新山のガイド団体が非常に優れている。火山マイスターネットをはじめとして、プロ顔負けのガイドがいっぱいいて、平時にはガイドであって、有事、噴火など災害の局面においては率先避難者になり得ると。地域を支える人材に恵まれているというような評価をいただいています。

ただ、翻って観光についてはどうかといいますと、依然として短時間で、1時間程度で昭和新山や有珠山をバックに写真を撮って、団体行動で次の目的地へと、連泊が少ないというような実態もございます。私はそれも非常に重要な観光の在り方だと思っていて、短時間でいっぱいお金を落としてくれるお客様というのは非常に重要だと思いますが、反面長期滞在で本当に町の隅々まで味わい尽くしていただいて、もっとお金を落としていただける。特に、このたび鶴雅リゾートさんもオープンされますが、そういった富裕層のお客様というのは1時間で写真を撮って帰るというような楽しみ方はあんまりなさらないそうございまして、そういった方々を2日間、3日間、1週間楽しんでいただいて、お金をいっぱい落としていただけるような観光受入れの在り方というのはまだまだ不足しているのではないかなと、それが課題であろうと思えます。

サイクルツーリズムであったり、それからスルーガイド、ずっと付き添っていられるガイド、あるいは周辺の市、町との連携をしながら、より長く壮瞥町に滞在していただけるようなことをこれから取り組んでいかなければならないのではないかと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） ぜひ関係各位、団体とも積極的に協議の上で、今ご指摘あったような案外気づいていない自分たちの魅力も含めて、そういったものを合わせて発信して、壮瞥の魅力を発信し、その滞在型観光につながるようなものにしていただきたいと多いに期待をしております。

先ほど残り10分というお知らせがありましたので、次に防災のことについて議論

したいと思っております。

答弁いただきまして、地域防災計画、本町の防災に関しての最上位計画が実はこの後全員協議会6日でしたか、その際に説明を受けるということになっているようですが、その前に一般質問入れたので、どうなっているかということですが、その前にも、この後説明があるということで了解いたしました。答弁にいただいたことで少し、小さいことと言えば小さいことなのですが、確認したいことがございました。

本年度予定した地域防災計画の見直し云々がありまして、今月中に壮瞥町防災会議を開いて審議、成案化される予定で、有珠山噴火避難マニュアルについても同会議で意見聴取を行い成案化される見込み。これ課長さん、国語的な問題で恐縮ですが、成案化というのは案をつくるという意味ですね。文案ができた。例えば条例でも規約でも、そういうたたき台というか、原案としての案ができたことが成案化で、地域防災計画は壮瞥町防災会議において、これ承認を受けて決定されるわけですね。違いましたか。であれば、これは成案化ではなくて、そこで策定なり決定するというほうが正しい理解でいいのかと思うのですが、その辺の確認です。

もう一つは、同じ道議会で、道議会というのは防災会議で有珠山噴火マニュアル等についても協議していただいて成案化する。私の記憶では最初に文案化、文を案として示されたのが令和3年2月17日の全員協議会で、有珠山噴火避難マニュアル、災害対策本部マニュアル、避難所運営マニュアル、防災備蓄計画、これは令和3年の策定です。これは、策定されているのですよね。案として示されていますから、それがいわゆる成案化であって、今度会議を経たらその案が消えると、こういう解釈でいいのですよね。その確認をまず。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今議員がおっしゃったとおりなのだろうというふうに思います。結論としては完成をするということを予定しておりまして、その前にせっかく防災に関わる、本町の防災を支える皆さんがお集まりいただくので、そこでも見ていただいて最終チェックをしていただくと。ただ、その会議を、法律上そこで決めるとか、そういうものではございませんけれども、意見をいただいた上で完成をさせるという理解で結構かと思えます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 残り5分を切ったようですけれども、別にこんな文言の細かいこと聞かないですけれども、地域防災計画は防災会議で決定することではなかったですか。ですから、防災会議を開いて、そこで原案は当然成文化、成案化したのが事務局だったりするけれども、役場が提案し、それを承認されればそこで決定さ

れるという解釈でいいのですよね。そういうふうにしたのかもしれませんが、いいです。

いずれにしても、それで決まっていくということなのだろうと思いますが、さらにまた細かいことをちょっと2点ほど言いますけれども、以前の質問の中で令和3年度で伊達、壮瞥、洞爺湖町でつくっております防災会議、有珠山防災協議会、そこで有珠山火山防災計画と有珠山避難計画が令和3年7月に改正、策定されて、それが伊達のホームページに載っていますよと、壮瞥載っていませんでした。その際に壮瞥町で令和3年2月に示された避難所収容人員の見直し、3平米から5平米に変えて、その収容人数と伊達のホームページに載っていた有珠山火山噴火避難計画の人員が違っているけれども、細かいけれども、これは一緒にしたほうがいいのではないかという指摘をしました。

もう一つは、避難所運営マニュアルで施設衛生管理面、既設トイレの使用を禁止した場合に仮設トイレを手配するとなっておりますが、そもそも当初から仮設トイレは設置、手配すべきではないか。これは私の話ではなくて、私が講演で聞いた北見の日赤看護大学の根本先生の指摘そのまま受け売りで伝えたのですけれども、その辺は検討されたのかどうか、よろしくお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、ご質問の前に私のちょっと中途半端な表現で混乱をさせてしまいましたが、今月中に開催いたします防災会議を経て防災計画の改定を決定いたします。

それから、町が作成する避難マニュアルについても、その意見を踏まえた上で完成させます。以上が今後の予定でございます。

それから、ご質問にありました、まず有珠山火山防災計画、火山避難計画等についての本町のホームページに載ってなかったことは事実でございますが、それはご意見を踏まえてもう既に掲載をしていると。

それから、避難所の収容人員に関してですが、4市町の計画に載っているのは一人頭3平米計算の人数が載っていて、ちょうどコロナを経て、感染症対策を経て本町の今の取扱いとしては5平米に広げていると。それで、同じ施設であっても人数の違いが出ていて、それらの整合性をというようなご意見だったと思いますが、現在有珠山火山防災協議会、事務所の協議会の担当者会議を行っているところでございまして、その中で避難計画の今見直しを行っております。本町としても今の計画に載っている避難所の人員を変更したいので、そのように反映をしてほしいという意見を今提出していて、できればそれは共通の積算で4市町がやれることが一番分かりやすいとか、望ましいというふうには提案はしていますが、まだちょっと決議までは至っておりません。ただ、本町としては今本町のオリジナルの各種計画で取り扱っている人員をそのまま4市町の計画にも同じ数字で反映するように進めていく考えております。

それから、トイレに関してですが、これもいただいたご意見全くそのとおりでございまして、現在というか、担当のほうで収容人数に見合うトイレの必要数というものを積算をして、足りない分については大規模な避難、有珠山火山噴火のような大規模災害の際には迅速に手配をして、衛生管理上問題が出ないように進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解いたしました。

答弁要りませんけれども、本町の宿命、火山との共生があります。火山防災先進地域を目指せ、前も言いましたけれども、そのことは防災知識を学習、体験、町民が、あるいは町外から来た方もそれを学習、体験する、そんなことが防災先進地を目指すことで観光集約につながっていけばいいのではないかと。そして、その際に合わせて国立公園内のビジターセンターの設置もいずれかの時期にお願いして設置できれば、収容を含めた研修施設として活用できるようなものをぜひ期待したいと、夢だけ語ってこれやめませんが、時間ございません。

最後に、教育のことなのですが、すみません、圧縮して質問しますが……では、これは次の同僚議員に譲ります。

では、最後に、実はこの一般質問を考えた際に頭に浮かんだ言葉があって、これぞひ、ちょっと偉そうですけれども、2期目の冒頭に当たって、町政運営に当たる田鍋町長にプレゼントと言ったらおこがましいですけれども、言葉を贈ってみようかなとふと思ったことがございまして、夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし、ゆえに夢なき者に成功なし。これは、吉田松陰が残した言葉であります。別に夢がなければ成功はしないというような話ではないと思いますけれども、塾生に向けて松下村塾で夢を持つことの大切さ、それを描いて成功に結びつけることの意義、そして言わば成功した者の多くが夢を描き、それを現実につなげていったというふうに理解できるのではないかと。これは、まちづくりや地域振興にもつながる考え方ではないかなとふと思ったもので発言しました。

もう一つ、絵に描いた餅という言葉があります。一般的には餅の絵は食べられませんから、意味がない、無意味、腹の足しにならないと、これが一般的な解釈ではありましようけれども、ただどんな餅を作るのか、どんな餅が食べたいのか、形や、色はないです。大きさ、あるいはあんこを包むのか、きな粉をまぶすのか、そんなことを含めていろんな意見を出して、こうしたほうがいだろう、ああしたほうがいだろう、アイデアを膨らませていって餅の絵を描いて、それを餅を作るときに有効活用しましょう。だから、言わばそれは逆説的ですけども、我々はややもすると初めからそのリスクに対して控え目だったり、おっくうになったり、ないしは失敗したときの責任論を意識して後ろ向きになったり、否定的になったり、もっと言ったら何もしな

いほうが楽ではないかというような思考になりがちかもしれませんが、そこはそうではなくて、言わば失敗を恐れずといいますか、その餅の絵を描くことの大切さ、餅の絵を描くことの楽しさを我々は少し忘れているのではないか、そんな思いがして、贈る言葉になったかどうかは別としても、そんなことが頭に浮かびましたので、お伝えしておきました。

これを最後としますけれども、まちづくりは、地域振興は当然行政だけで負えるものでもございません。当然住民なんかに丸投げするものでもございません。少なくとも同じ目線で、同じ意識を持って、その共有認識の中でお互い汗をかいて着実に進めていくと、そういった類いのものだろう。その際に差し水役だったり、あるいは前を照らす前照灯の役割をぜひ田鍋町長以下、行政の皆さんに期待したいと思います。

田鍋町政２期目に向けて大いに期待を込めて、私の一般質問を終わります。

コメントをいただければありがたいのですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 質問の中で政策に関するものが多かったわけですが、最後といいますか、今いただきました言葉を胸に、144年の歴史を刻んできた壮瞥町、先人の歩みをやっぱりかみしめながら、しかし一方で労苦の中にあっても、困難な中にあっても夢と希望を持ち続けて、絵に描いた餅といいますか、理想論を議論してこうあるべきではないかと一歩一歩近づいていく、そういう努力をみんなですていくような環境が私も重要だと思っているところでありまして、頂いた言葉を胸にかみしめながら、子供たち世代に希望のある未来を準備していくのは我々の務めだろうという言葉と共有させていただいて、微力ではありますがけれども、これからも頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

本当にありがとうございます。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は14時5分といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 学校教育と社会教育充実のためにということで、以下質問いたします。

令和5年第1回定例会で令和5年度壮瞥町教育行政執行方針が示されました。この方針で示された事項についてより理解を深めたいので、以下質問いたします。

まず最初に、学校教育です。1点目として、令和5年度の教育執行方針の中で小中一貫教育の推進を掲げており、昨年度教育委員会が策定した壮瞥町小中一貫教育に係る基本方針により、小学校から中学校の9年間を見通した目標や教育課程を策定し、

その充実を図りますと述べていますが、壮瞥町が従来から進めてきた小中一貫教育の内容と今回制定した基本方針について伺います。

2点目、教育行政執行方針の中で毎年いじめの根絶、不登校のゼロの実現を取り上げていますが、5年度の執行方針の中で昨年11月の調査でいじめの認知件数が27件との報告があり驚いている一人です。毎年度取り組んでいるにもかかわらず、このようにいじめの件数が多いのはなぜか。このことについてどのようにお考えになっているか伺います。

次に、不登校児童生徒は全国的に増加しており、壮瞥町においてもあるとのことですが、個々の児童生徒に応じて具体的な支援が必要です。壮瞥町では、具体的にどのような支援に取り組んでいるか伺います。

質問の2点目、社会教育ですけれども、文化芸術活動で仲洞爺獅子舞、久保内獅子舞などの伝統活動を支援してまいりますと令和5年度だけでなく例年同じような文章表現で執行方針に示されていますが、毎年どのような支援に取り組んできたか伺いたいと思います。

また、壮瞥町無形文化財に指定の各獅子舞保存継承の現状をどのように認識しているかについて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） 3番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の従来から取り進めてきた小中一貫教育の内容であります。本町ではこれまでも小学校1年生から中学校3年生までの9年間を見通した教育の重要性に着目し、先進事例の調査や教職員で組織する町教育研究会での研究を通し、実践的な推進に向けて取り組んできたところでございます。

令和4年12月に策定しました壮瞥町小中一貫教育に係る基本方針につきましては、新たに小中一貫教育の目標を定め、目指す子供像を明確にしました。これまで取り組んできた小中一貫教育の大きな柱でありますふるさと教育（含む防災教育）と国際理解教育（含む外国語、外国語活動）を中心に各教科や特別活動、ICT教育、心と体の育成を含め9年間を見通した教育課程を編成して、その指導計画を作成すること、児童生徒の異学年交流や教職員相互に指導方法を高め合う研修も積極的に行うこととしております。

教育委員会を中心に全ては今いる児童生徒一人一人の知、徳、体のバランスの取れた成長のためにという思いを共有し、教職員と地域が力を合わせて小中一貫教育を充実させ、よりよい教育を実践していく所存であります。

次に、いじめの認知件数ですが、文科省、道教委の最新の数値は令和3年度の小学校において全国で50万562件、北海道は1万8,552件と令和2年度に比べ増加しております。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、感染を予防しな

がらの生活となりましたが、部活動や学校行事などの様々な活動が徐々に再開されたことにより接触機会が増加するとともに、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったなどとして、いじめの認知件数が増加したと考えられています。本町においても同様の傾向にあると考えております。

また、大切なのはいじめを認知した後にいじめが適切に解消し、望ましい人間関係を再構築できるように指導、援助することです。さらに、いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身につけさせるような働きかけを行うことが重要であり、そのような学校の取組を支援してまいります。

次に、不登校児童生徒への支援についてですが、学校では生徒の登校に向け、登校に対する不安や心配を解消するために家庭訪問や保護者懇談等を通して担任や養護教諭との対話を重ねております。また、担任や学年のみの対応にとどまらず、学校全体で組織的に対応する体制づくりに努めております。一部の不登校生徒に対しては、タブレットを活用したリモートによる授業参加や別室登校の実施など、生徒のニーズに合わせた個別の対応も並行して進めております。

教育委員会では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、生徒、保護者へのカウンセリングの実施や指導助言をいただきながら関係機関とも連携を図り、支援を進めております。

次に、仲洞爺獅子舞、久保内獅子舞などへの支援についてですが、毎年教育委員会から文化協会に補助金を交付し、各団体の活動への支援を実施してまいりました。現状としましては、3年間はコロナ禍により各獅子舞の発表の場が全くなり、それに伴って練習する機会もなく、ほぼ活動ができない状況だったというふうに伺っております。

今後については、久保内獅子舞は感染症等の感染拡大を防ぎながら活動を再開する予定であること、仲洞爺獅子舞は少子化に伴い活動が厳しい状況にあると伺っています。

教育委員会としましては、補助金については例年のとおり措置するとともに、両団体と共に保存継承に向けて支援の在り方について関係団体とも連携して協議してまいります。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） 答弁いただき、ありがとうございました。

そこで、この一貫教育については松本議員が出ておりましたので、特に多くの質問は用意しておりませんが、私は町がこのように一貫教育を進めてきたし、これからは柱として、基本としてこの一貫教育で教育行政を進めるという強い言葉をいただいたのですけれども、今回の一貫教育の柱として目指す子供像だとか、これを明確にしたという答弁、それからふるさと教育だとか、国際理解教育などを中心に9年間を見通した教育課程を編成して、9年間でこの目標を達成するのですよと。そして、

これはただ単に教室の中だけでなく、教職員と地域の皆さんと力を合わせて実現させるのですよという強い答弁をいただきました。

そこで、私は住民の皆さん、町民の皆さんが一貫教育とぼんと言われても、あまり理解できないのではないかな。それには、やはり私はいろいろな形で壮瞥町の教育はこうありたいので、こういう目標でというような、あまり専門用語を使わないで住民の皆さん、町民の皆さんに知っていただくことが私は大切でないかな、そういつも考えております。

そこで、そのような、一回で説明し切れないと思いますので、私は町の広報などを利用して何回かに分けて壮瞥町の一貫教育を目指すものというような解説記事をぜひ掲載してほしいな、そんなことを考えているのですけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時19分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） ご答弁申し上げます。

先日の2月26日になりますけれども、小中学校合同の学校運営協議会というのが開催されました。また、高校では2月24日の学校運営協議会で教育委員会から資料を持参してご説明させていただきました。こういった機会に積極的にこれからも説明をさせていただきたいというふうに考えておりますし、小中一貫教育について広く理解していただくために、ご意見もいただきましたように今後町のホームページとか、広報に掲載するなどの取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いできればと思います。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今答弁いただきましたとおり、やはり町民の皆さんが理解できる、そういう土壌をぜひつくっていただきたいな、機会をつくっていただきたいと思います。期待しております。

そこで、2点目に移りますけれども、いじめの問題、これについて伺いたいのですが、答弁では触れておりませんでしたけれども、昨年11月のいじめ調査で小学校でいじめ認知件数があったと。あえてこの認知件数の数は申し上げませんが、私はその数を見て驚いたのです。小学校で100人を切るような人数の中でこんなにいじめがあったのだなということで驚きました。

そこで、この11月のいじめ調査実施したのは学校ですか、それともどこか上部機関がしたのか、まず最初伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） まず、実施機関は学校です。学校で調査したものを教育委員会、そして教育委員会から道教委のほうにご報告は上げていっています。最終的には文科省まで上がっております。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 分かりました。

私はこの質問に先立って、小学校、中学校でその年度に学校経営をどのようにするかということで発行している学校経営案、それを見る機会がありましたので、見ましたら、小学校では5月と10月、2回いじめのアンケート調査を行いますよと書いてあったのですが、その中の1回と理解してよろしいですね。

○議長（長内伸一君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） ええ、そのとおりです。5月にも1度実施しておりますし、2回目の実施ということになります。5月の調査のときには認知件数はゼロということで小学校もなかったということでございます。この11月に改めて21件という数値が出てまいりましたけれども、先ほどもご説明申し上げましたように、できるだけ積極的にいじめとして認知していこうと、そういう先ほどのいじめ防止対策推進法のそういった考え方に基づいて進めているものというふうに考えております。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 分かりました。

そこで、小学校のいじめ防止に関する基本的な考え方や取組というのがこの学校経営案に載っております。それを見ますと、未然防止としていじめを起こさない取組、それから早期発見、小さな変化や兆候を見逃さない、早期対応としていじめられている児童生徒を絶対に守る対応、あとは校内研修だとか、関係機関に報告、連携するだとか、またはいじめ等の取組の点検、充実というような項目を上げて、この経営案の中に相当数のページ数を割いて載っているのです。

そこで、小さな変化、兆候を見逃さないということをやはり私は求めたいな。5月のアンケート調査のときはなかったけれども、10月ですか、行ったときにはあったということ、その5か月の間、早期発見のために小さな変化、兆候を見逃さないということを日々心がけていくことが大切でないかなと考えるのですけれども、このことを結果が出ただけでなく、結果が何名だけでなく、その期間のやはり教職員の皆さんの日々の努力といいますか、観察といいますか、そういうものを私は求めたいと思うのですけれども、このことをどのようにお考えになりますか。

○議長（長内伸一君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） まさに議員がおっしゃるとおり、早期発見といいますか、小さなことを見逃さないということが大事でありまして、その結果が認知件数が少し増えたということにつながっているというふうに私は考えておりまして、この認知件

数が増えるということは、認知するということは担任のところで終わらないということなのです。認知したことによって、これをオープンにして学校の中でこういういじめを認知しました。担任だけではなくて、ほかの先生方も気をつけて日々子供たちを見守っていきましようということになりますので、その後も細かく子供たちを指導していって見守っていく、そういう学校の体制をつくっていくということになりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 分かりました。やはり子供の心に傷つくいじめは、私は皆無であってほしい、ないことが最高です。そして、安心して子供たちが通える学校経営が私は必要でないかな。これは私だけではなくて、ここに参加している皆さん全員の気持ちだと思います。ですから、やはり小さな火事でも大きくなってから水をかけても、これはあまり効果ありません。いじめも本当に小さな芽のときに気をつけて、そこで適切な指導をしていただきたいな、そして安心して通える学校経営をぜひ目指していただきたいなという要望を添えてこの点は終わりたいと思います。

そこで、2点目です。今度は、不登校についてはご答弁のとおりだと思います。ですから、それはあえて再質問はしませんが、3点目の文化芸術活動ですけれども、教育委員会の執行方針の中で仲洞爺獅子舞、久保内獅子舞などの伝統芸術活動の支援について毎年述べられております。そして、先ほど答弁にもありましたけれども、活動の一部として教育委員会から町文化協会に補助金を交付し、各団体の活動の支援を実施しているとの答弁をいただきましたけれども、この文化協会に交付されたお金が獅子舞などにはどの程度届いているのでしょうか。それについて、まず最初に伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（石塚季男君） ご答弁申し上げます。

ご質問にございました文化協会に対する補助金についてですが、年間で13万円ほどの交付金を交付しております。文化協会には現在12団体が加盟しております。文化協会から加盟各団体へ活動費としまして、1団体当たり平均割として年間5,000円と、会員の人数に応じて町内会員は1人当たり500円、町外会員につきましては1人当たり300円を合計した額を配分しております。ですので、文化協会から獅子舞保存会の配分についてですが、ただいま申し上げた内容の程度での配分金が算定されております。このような内容で各団体に文化協会から活動費として交付をしております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 配分方法分かりました。私は、この金額は多いとか少ないとかを観点にして聞いているのではありません。以下の質問の中でこのことが生きてきますので、まず13万円を12団体に平均に割ったとしても9,000円ちょっとです。そ

ということで支援していますというような考えは、私はちょっと首をかしげる一人です。

そこで、仲洞爺だとか久保内の各獅子舞は共通した課題があります。無形文化財を所管する教育委員会としての認識は、先ほど補助金を出しています、活動資金を出しています程度の支援でした。そこで、答弁の中に久保内、獅子舞は感染症等の感染拡大を防ぎながら活動を再開する予定、また仲洞爺獅子舞は少子化に伴い活動が厳しい状況と認識しているとの答弁をいただきました。いろいろと質問していくのですけれども、仲洞爺に限って、限定して以下質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

少子化に伴って活動ができなくなってきた、そういう認識ですけれども、やはり私は少子化だけでなく、保存、継承に努力されている皆さんが年々年を重ねております。今保存会の会員で一番年上が 86 歳ですか。そういう方を先頭にして活動しているのですけれども、年々年を重ねてあと何年続けることができるかというようなこと。

そして、多分私はこれは広報そうべつの 1 月号を見たのですけれども、その中に昨年 12 月に町政懇談会が町内 5 会場でしたか、ちょっと会場数不確かですけれども、開かれた仲洞爺地区の会場で発言内容が掲載されておりました。その中で出されたことが 1 点書いてありましたけれども、仲洞爺獅子舞についての課題として、子供たちがいなくなり高齢化も進んでいる、獅子舞の保存に悩んでいるとの発言があったと記録されております。町からの回答では、久保内も同じような課題を抱えている、他の自治体の事例を参考にしながら検討したいと答えたということが掲載されておりました。その後、担当課でどのような取組をしなければならないのかな。教育委員会の会議の中等、または文化財審議会というのが町にはありますので、そちらのほうで何かこのことについて話題になったこと、報告したいようなことはありますか。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（石塚季男君） ご答弁申し上げます。

担当課でどのような取組の準備をしているかということでございますが、これにつきましては仲洞爺獅子舞保存会の代表の方々とお会いし、保存継承方法等について協議をさせていただき、今後の取組についてどのようなことが可能なのかというところも含めて協議をしてまいりたいと考えております。

それから、文化財審議会、あるいはそういった会議の場で報告をされているのかということについてでございますけれども、先般の教育委員会の会議の中で獅子舞保存会の現状について説明をさせていただいております。その中で、教育委員会の中で教育委員から出た意見としましては、やっぱり文化財審議会などと連携を行い、対応していく必要があるのではないかというようなご意見も出されておりますので、その辺についてまた今後対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） ぜひ対応策練っていただきたいという期待を込めたいと思います。

そこで、仲洞爺獅子舞の保存、継承というのは危険な状態、保存ができなくなるような状態が昭和50年の全般にありました。というのは、仲洞爺小学校が閉校になったときは子供が4人でした。その後52年の年8月でしたか、有珠山が噴火して仲洞爺に現在の三恵病院が移った、そして公営住宅も建設されて、子供たちが増えたということで、そのときの危機は回避できたのです。ですから、今回2度目です、こういう状況が起きてきているのは。何とか私は、仲洞爺獅子舞が継続できるような方策をぜひ考えていただきたい。今答弁いただいて、検討するというのをいただきましたけれども、無形文化財として指定している獅子舞が地域の事情で継承できなくなった、そうですか、はい、それまでということで終わってはならないのではないかな。

先ほどの町長の話にもありましたけれども、壮瞥町は開基144年という数字が話されておりましたけれども、この獅子舞は明治39年です。117年、約120年前から壮瞥に根づいてきたものです。ですから、私は無形文化財として保存するにはいろいろな方法があると思いますけれども、私なりにちょっと考えてみたのです。それは何かというと、先ほども申し上げましたけれども、伝承する方が年々少なくなってくる、高齢化してくる、そういう中で1年遅れて、1年また保存の継承が難しくなるということをお私は前提にして考えているのですけれども、まず皆さんが元気なうちに、舞う力があるうちに笛、太鼓、鐘、これの音、これをきちっと録音するなり、また録音したのを音楽の専門家に聞いていただいて、よく私は分かりませんが、笛だとか、そういうものは多分楽譜に落とすことができると思うのです。そういう作業をぜひ今のうちにやっておかないとならないのではないかな。例えば笛を吹く方は2名いらっしゃるそうなのですが、その方はほとんど今獅子舞の保存会の活動に参加していないという、昔そちらに住んでいて、滝之町に移っただとかということで参加していない。その方が一番上手なのですよという言葉も聞いております。そういう面で、やはり今言ったように笛だとか太鼓、鐘、これの音の録音、そして音符化をぜひ早急に取り組むことも一つではないかな。それから、獅子の舞い方です。これは、花笠をつけた3人の子供たちの舞、なぎなた、これも映像で残して、そしてきちっと記録を残しておくべきではないかな、そんなことを考えております。

ですから、コロナ禍で忙しいとは思いますが、やはり団体の協力をいただいて、ぜひ記録をまず第一に残していただきたいと、こう考えるのですけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（石塚季男君） ご答弁申し上げます。

ただいま佐藤議員からご提案、ご助言がありました音の記録、映像による記録の取

組につきましては、やはり長年培われている伝統芸能文化での無形文化財の活動として、今後記録として残しておくということが大変重要なことであると認識しております。

これにつきましては関係団体、あるいは保存会とも連絡、協議を取りながら、今後いただいたご意見を参考とさせていただき、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） ぜひ協議を進めて取り組んでいただきたいな。そして、保存、伝承のための、今は仲洞爺獅子舞保存会というのがあります。久保内にもあります。そこで新たな組織をつくることは必要でないかな。それは、新たな組織として全町一円で、全町に呼びかけて、仮の名前ですよ、私の単純な考えかもしれません。仮称として無形文化財保存会というような団体を、名称はどうでもいいのです。そういう保存する会をつくって、その目的に壮瞥町無形文化財の獅子舞、仲洞爺獅子舞と久保内獅子舞の保存、継承をするということを目的として、そして継承指導者として2つの獅子舞の現役の方、そのわざにたけている方、そういう方を指導者として迎え、新しい組織として私は発足しなければますます、これから子供たちも少なくなる、そして現在獅子舞を舞う大人の方も少なくなってきて立ち消えてしまうのではないかな。

ですから、約120年近く継承されているこの獅子舞を私はなくすことなく、ぜひ新しい組織化についても考えていただけないかな。これは、現在の保存会の皆さんと協議も必要でしょうし、また行政としても考えることも必要だと思いますので、ぜひ協議をし、そして一日も早く結成していただけないかな、そんな希望があるのですけれども、このことについてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（石塚季男君） ご答弁申し上げます。

継承方法についてのご助言をいただいたというふうに認識しております。今いただいたご意見を踏まえて、関係機関、あるいは獅子舞保存会を含めて十分な協議をさせていただき、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 団体と協議を重ねて、そして全町で取り組むような姿勢をぜひつくっていただきたいな、そんな希望を持っております。

そこで、最後ですけれども、ここ3年にわたりコロナ感染症拡大防止で各種活動が制約を受けて、何事もできない理由にコロナを挙げていました。いつ終息するか未知数の時代です。そこで、私は仲洞爺の獅子舞の関係者と話してみたのですけれども、その方このように言っておりました。戦争中でも仲洞爺獅子舞の継承活動をしてきたのに、コロナに負けて活動中止とは情けないと語られた言葉です。これは、忘れることができません。やはり私はこのコロナがいつまで続くか分かりません。未知数です

ので、できない理由を、コロナでできなかったなんていう言い訳でなくて、私は取り組む意気込みを持って実践が必要でないかな、そんなことを申し上げて質問を終わります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） ご答弁申し上げます。

大変貴重なご意見、ありがとうございました。それを参考にして進めてまいりたいと考えておりますが、平成 18 年 9 月に仲洞爺獅子舞保存会の方が発刊されました仲洞爺獅子舞継承 100 周年記念誌というのがございまして、私も少しではありますが、勉強させていただいているところであります。記念誌によりますと、昭和 41 年に仲洞爺東湖畔の方々によって郷土芸能として文化財保護と伝承、継承のための仲洞爺獅子舞保存会が組織、創設され、昭和 53 年 12 月に壮瞥町の第 1 号の無形文化財として指定されるなど、壮瞥町に 117 年間伝承されている貴重な郷土芸能であるということを理解いたしました。

教育委員会といたしましては、まず仲洞爺獅子舞保存会の方々からお話を伺うとともに、先ほど佐藤議員さんからもたくさん貴重なご意見をいただきまして、それらを文化財審議会の皆さん、それから地域の皆様方からもご意見をいただきながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 4 9 分

再開 午後 2 時 5 0 分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番、菊地敏法君。

○1 番（菊地敏法君） 私は、子育て支援策について質問したいというふうに思います。

質問要旨として、壮瞥町は子ども・子育て支援法に基づき平成 27 年 4 月から壮瞥町子ども・子育て支援事業計画（第 1 期計画）を策定、令和 2 年度からは第 2 期の計画を策定して教育、保育及び子育て支援サービスを推進しております。そこで、壮瞥町の子育て支援策について、以下質問いたします。

1、そうべつ保育所の定員数、職員数の現状と運営上での課題がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

2、壮瞥町では、令和 2 年 3 月に子育て支援策を総合的に推進するための基本的事項を定めた壮瞥町子ども・子育て支援条例を制定していますが、条例第 6 条第 4 項で支援事業計画に基づく施策の実施状況について、必要に応じて子供及び町民の意見を

聞く機会を設けること等により調査を行い、当該施策の実施状況等の検討を行わなければならないとされています。そこで、計画では実施検討とされていた事業の現状について伺います。

3、国の出産・子育て応援交付金事業を活用した出産・子育て応援ギフトと伴走型相談支援の取組の考え方をお伺いします。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時54分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 1番、菊地議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目のそうべつ保育所の定員数、職員数の状況等についてですが、初めに保育所の定員数につきましては、そうべつ子どもセンター条例に規定されており、夕方までお子さんをお預かりする長時間保育で75名、お昼までお預かりする短時間保育で10名となっており、定員数全体では85名となっております。

次に、職員数になりますが、正職員については令和5年1月末現在で保育士8名、栄養士1名、さらに会計年度任用職員については保育や調理等の職員で21名を任用しており、職員の総数は30名となっております。

また、運営上の課題になりますが、保育児童の円滑な受入れを行う上で保育士の安定的な確保が重要な課題となっております。このため今年度も継続して会計年度任用職員の保育士を募集しているところでありますが、令和5年度に向けてはハローワークへの求人掲載や新聞折り込みなど、これまでの取組に加えて札幌や室蘭市内の保育専門学校や短期大学、大学を個別に訪問するなど、保育に携わる職員の確保に積極的に努めているところであります。

2点目の子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況についてですが、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定から2年が経過し、今年度が中間年となることから、中学生以下の子供の保護者に対してアンケート調査を実施し、既存事業の評価や今後の子育て支援サービスの要望等について調査を実施してきたところであります。

こうした調査の結果、第2期計画で実施検討としていたファミリー・サポートセンター事業や一時預かり事業については、引き続きニーズがあることが確認できたことから、本町の実情に即した実効性の高い実施方法等について改めて検討をしているところであります。

また、副食費無償化事業についてですが、副食費は所得階層に応じた金額設定になっており、利用者に負担していただく仕組みとしては公平であることから、現在のと

ころ現状のまま継続することとしておりますが、引き続き必要性等を検討していくこととしております。

そのほか検討事項になりますが、子育てボランティアの育成や祖父母教室の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり実施には至っておりませんが、今後も継続して実施方法等について検討をしていくこととしております。

3点目の出産・子育て応援交付金を活用した出産・子育て応援ギフトと伴走型相談支援についてですが、本件については国の物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策で支援が手薄なゼロ歳から2歳の低年齢期に焦点を当てて妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実と妊娠、出産時の関連用品の購入費助成等の経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援交付金が創設されたことにより、今定例会に出産・子育て応援ギフトに係る補正予算を提案させていただいているところであります。

その取組の考え方についてですが、出産・子育て応援ギフトについては妊娠届出時の面談実施後に出産応援ギフトとして妊婦1人当たり5万円、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間の面談実施後に子育て応援ギフトとして子供1人当たり5万円を給付することとしております。

その給付方法につきましては、国の要綱で健診の交通費や育児関連用品の購入、レンタル費用、子育て支援サービス等の利用料助成など、子育て目的に用途を限定した5万円相当のクーポン支給等を行うこととされておりますが、クーポン支給の実施に準備期間が必要となるため、自治体の判断で現金給付を実施することも可能とされておりますので、本町においては現金で給付することとして準備を進めているところであります。

また、伴走型相談支援は妊娠届出時から全ての妊婦、子育て家庭に寄り添い、面談等を通じて相談に応じ、各家庭のニーズに応じた必要な支援につなぐものであります。

本町における実施方法についてですが、令和3年度に保健センター内に設置した子育て世代包括支援センターに勤務する保健師が面談を実施することとしており、具体的には、まず最初は子育て世代包括支援センターにおいて妊娠届出時の妊婦と面談を行うこととしております。次に、2回目は妊娠7か月頃の妊婦に対しアンケートを送付し、面談希望者及び支援が必要な妊娠8か月頃の妊婦に対し面談を実施することとしており、3回目は出生届出から生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問することとしております。

町としましては、こうした面談活動を乳児家庭全戸訪問までの間に実施することとしており、出産までの困り事や心配事、出産後の悩みや育児疲れ等に寄り添った相談支援を行うこととしております。

いずれにしましても、事業の実施に当たりましては妊婦、子育て家庭に寄り添った形で進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ご答弁いたします。

○議長（長内伸一君） これより休憩いたします。再開は 15 時 15 分といたします。

休憩 午後 3 時 0 2 分

再開 午後 3 時 1 5 分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番、菊地敏法君。

○1 番（菊地敏法君） それでは、再質問させていただきます。

保育所の定員数と職員数の部分で再質問しますけれども、子供の今の現状と、あと保育士の現状について質問して、それで実際には待機児童がいるのかというところでちょっとお聞きしたいというふうに思うのですけれども、まず初めに全体の定員数ということで 85 名ということでありましてけれども、書類か何かで示していると思うのですけれども、受入れ態勢の都合上原則としてということで、ゼロ歳から 2 歳までの定員も決めているというふうに思います。その定員数を教えていただきたいというふうに思います。

令和 4 年度の入所申込み数と実際の受入れ数、それと令和 5 年度の入所申請数の状況もお聞きしたいと思います。その状況の中で多分待機児童の部分が出てくるのかなというふうに思いますので、その部分を質問したいというふうに思います。

あと、この中で正職員は保健師が 8 名ということでありましたけれども、答弁の中で会計年度任用職員の保健師の数が分からなかったもので、この会計年度任用職員の保健師の数は何名いるのか、それも併せてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、ご質問にあった保育所の定員ということだったので、定員のほうからご報告いたします。全体では答弁に申しましたとおり長時間保育で 75 名、あとは短時間保育で 10 名ということなのですけれども、低年齢につきましてはさらに細かく示しておりまして、ちょっとご報告いたします。

まず、ゼロ歳児クラスにつきましては定員が 3 名、1 歳児クラスについては 6 名、2 歳児クラスでは 12 名というふうにしております。3 歳児以降につきましては個別の定員はなくて、全体の中で運用ということにさせております。

それと、あと令和 4 年度の保育所の受入れ状況ということなのですけれども、2 月末時点になりますけれども、ゼロ歳児につきましては定員 3 名に対しまして入所児童が 3 名、1 歳児につきましては 6 名の定員に対し 6 名入所、2 歳児につきましては 12 名の定員に対しまして 11 名の入所で、3 歳児以上につきましてはクラスごとの定員はなくて、全体の定員で運営しておるのですけれども、入所児童としましては 3 歳児で 15 名、4 歳児 10 名、5 歳児が 11 名ということで全部で 56 名のお子さんをお預かり

しているところでございます。

それと、5年度の申請状況なのですが、こちら2月末時点での状況なのですが、ゼロ歳児につきましては定員3名に対し申請は1名、1歳児につきましては6名の定員に対しまして申請児童は11名、2歳児は12名の定員に対しまして申請児童7名、3歳以上につきましては3歳児14名、4歳児15名、5歳児11名の合計59名の申請を受け付けております。

質問にございました1歳児なのですが、今6名に対して11名なので、5名が今のところ待機になる予定となっております。

それと、あと保育士の数、質問にありました保育士なのですが、正職員の保育士は8名ということでご報告させていただいたのですが、会計年度任用の保育士につきましては週35時間勤務する保育士で現在6名で、パートになるのですが、週20時間勤務の者が3名ということで、正職員も含めると全体で保育士17名を配置しているという状況でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） 先ほど保健師ということで私言っていましたけれども、保育士の間違いでしたので、訂正させていただきます。

それでは、令和4年度は待機児童がいなかったという状況であったけれども、令和5年度は1歳児のところ5名待機児童があるということでありますので、今の状況で1歳児、2歳児の保育のニーズが高まっているというふうに思いますので、この待機児童解消等、1歳児、2歳児クラスの定員の増、これを考えられないのかなというふうに思うのですが、それには国の保育士の配置基準というのがあると思うのです。

壮瞥町の配置基準はどういうふうになっているのかということもお聞きしたいというふうに思うのですが、国の配置基準はゼロ歳児の子供3人に対して保育士が1名、1・2歳児の子供6人に対して保育士1名、3歳児、子供20人に対して保育士1名と。4歳児以上の子供30人に対して保育士1名というふうになっています。これは国の基準で、各自治体で求人を出せる場所もあるというふうに聞きましたので、壮瞥町はこの保育士の配置基準をどのような基準を設けているかお聞きしたいというふうに思うのですが、もしこの国の基準どおりにいきますと、壮瞥町はゼロ歳児は保育士1名、1・2歳で3名、3歳で1名、4歳1名、5歳1名ということで計7名の保育士がいれば基準に達するというふうに思うのですが、そうなれば保育士17名いますので、増やせるのではないかなというふうに思うのですが、このことについて基準をどういうふうに決めているのか、またその勤務シフト、どのようなシフトで保育士が勤めているのか、その点をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

保育士の配置基準につきましては、今菊地議員おっしゃったとおりでございます。ゼロ歳児については3人に1人ですとか、1・2歳児だと6人に1人ということで、そのとおりでございます。

そうべつ保育所における配置基準につきましては、国の規定に従って配置を行っておりまして、現在のそうべつ保育所における保育士の国の基準による配置でいけば、今菊地議員おっしゃったとおりゼロ歳児クラスで1名、1歳児クラス1名、2歳児クラス2名、3歳から5歳児クラスに各1名の保育士を常に配置するというで運営を行っているのですけれども、実際のその配置構成につきましては子供の年齢に応じて保育の内容ですとか、あと園外での活動も様々でありますし、あと排せつですとか、食事の介助等も必要になるため、国が示す最低基準の職員数のみで保育を行うことが困難でありますので、子供の人数や年齢に応じて国の基準よりも多い保育士を配置しております。こうしたことから、そうべつ保育所における保育士の実際の配置はゼロ歳児クラスで2名、1歳児クラス2名、2歳児クラス2名、3歳児クラスは個別対応が必要なお子さんがいらっしゃるということもあり、3歳児クラスは3名、4歳児クラスは2名、5歳児クラスは2名と、こういった保育士の配置構成になっております。

あと、それで、その次の質問でシフトの関係のご質問がありました。勤務シフトにつきましては、職員が週休日ですとか休暇のときに代わりで代替でクラスに入る体制を取っておりまして、これにつきましては先ほども申された国の基準、厚生労働省の基準なのですけれども、それに基づきまして、保育所が開所している朝7時半から夕方6時30分までの11時間の間でその国の基準を下回らないような職員のシフトを組んで配置をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） それでは、再度確認しますけれども、壮瞥町では1歳児クラスと2歳児クラス合わせて18名の定員ですけれども、これは配置基準は国の基準よりも実際は手厚くやっているのです、増員はできないというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

令和5年度、1歳児クラス6名定員に11名いるということではあるのですけれども、実は2歳児のほうが12名定員なのですけれども、今7名ということでありまして、うまくやりくりして1歳児を受け入れることは可能ではあります。ただ、今現在保育士の確保が十分にできていない状況でありまして、全員の受け入れすることは現時点では難しいという状況であります。

また、お子さんを受け入れるに当たっては、職員の配置基準のほかに子供の年齢に応じて面積要件とかもありまして、なので簡単に定員を増やすということとはできない状況にあります。ただ、今の状況ではうまく人数のやりくりで、1歳児は定員をオーバーしてはおりますけれども、2歳児は定員内でありますので、やりくりは可能なのですけれども、保育士の確保がちょっとできていないということで今は難しいということになっております。今後引き続き保育士の確保に努めまして、一人でも多くのお子さんを受け入れる体制をつくっていききたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） 分かりました。保育士の確保が難しいというふうにありましたけれども、保育士の人材不足というところが今問題になっているというふうに思うのです。壮瞥町もいろいろと努力しているというふうに思うのですけれども、答弁の中にありました札幌や室蘭市内の保育専門学校や短期大学、大学を個別に訪問するなど、保育に携わる職員の確保に積極的に努めているということで答弁ありましたけれども、実際に学校に行つての感触、いい感触なのか、悪い感触なのか、ここに行つて確保に結びついたものがあるのかどうか、これをお聞きしたいというふうに思います。

それと、新たな取組として何か考えられているのかなというふうに思うのですけれども、一つは人材派遣会社に頼むというのも一つの手なのかな。これはお金がちょっとプラスしてかかるところがネックだというふうに思いますけれども、保育士の人材派遣会社をお願いするという手もあるというふうに思うのですけれども、その考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、保育士の確保ということで各学校を訪問したということなのですが、実際学校の訪問には担当のほうと担当主幹のほうに行つていただきまして、話を聞いたのですけれども、室蘭ですとか恵庭、札幌、あと江別と回ってきて、感触はなかなかよかったのですけれども、実は訪問したのが2月だったものですから、多くの学生さんがもう大体決まっているということもありまして、ただすごく話を聞いてくれたりする人が多かったので、何かあったら連絡しますからというふうに言われて感触はよかったです。ただ、それによって、なので応募が来たということは、残念ながら今のところはないような状況であります。

それと、あとご質問にありました人材派遣の関係だったのですけれども、その人材派遣会社の活用につきましては、まだ町としては検討にまでは至ってはいないので、今後検討しなければならない可能性もありますことから、北海道に事業所2か所ほどあるのですけれども、人材派遣会社から話を聞いたりですとか、実際話を聞いたのですけれども、あとは道内の公立の保育施設で人材派遣を活用している自治

体がありまして、そのお話も聞いたりとかして、今少しずつなのですけども、調査を始めている、調査というか、検討するための準備を始めているということで進めているというところでございます。今後になるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 1 番、菊地敏法君。

○1 番（菊地敏法君） 保育士の確保のもう一つの取組として、ぜひ取り組んでいただきたいことがあります。やっぱり保育士の働き方、保育以外に事務量が多くて大変だという部分があると思うのです。その改善をすることによって、そうべつ保育所はいい職場環境であるというふうなことで保育士が来やすくなるのではないかなと。あと、離職者も防げるのではないかなというふうに思うのです。

それで、厚生労働省で令和3年3月に出していました保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドラインということで出しています。その中に、項目にICTの活用、保育補助者の活用、記録・書類業務の見直し・工夫、働き方の見直しということで書いてありましたので、これを参考に業務負担軽減をぜひしていただきたいなというふうに思います。

特にICTの活用ということで少しお金はかかるかもしれませんが、ICTを活用して職員同士の情報の共有のほかにも保護者との共有も幅広くできるので、ぜひICTの活用によって今の課題解決につなげていただきたいなというふうに思うのですけれども、このことについてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

業務負担軽減ですとか再構築のガイドラインについて、保育ICTシステム導入というのもありまして、こちら本当に議員おっしゃるとおり保育事務の負担軽減ですとか、保護者への連絡機能のアプリ化が図られるということで、保育現場だけではなくて保護者の負担軽減にもつながるというふうに考えております。

また、記録した情報を職員同士で共有したりですとか、今議員おっしゃったとおり職員同士だけではなくて保護者とも共有することができるということで、保育の振り返りによる保育の質の確保ですとか向上が見込まれる有益なツールであるというふうに認識しております。

今は導入とか、まだ検討には至ってはいないのでですけども、これにつきましては、こちら今後に向けて少しずつ今調査研究を進めるというか、開始をしたというところであります。今後に向けて検討する準備を今始めたというところでもあります。こちら今後検討というか、調査研究をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 1 番、菊地敏法君。

○1 番（菊地敏法君） ぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしく願ひい

たします。

2 点目の子ども・子育て支援事業計画について再質問したいと思いますが、まず最初に、知らなかったのですけれども、中学校の子供の保護者に対してアンケート調査を行ったということでもありますけれども、これいつ行ったのでしょうか。それで、これはどういう中身で、どういう回答があったのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

アンケートにつきましては、令和4年の10月に中学生以下のお子さんを養育する149世帯に配付をしております、回収率は51%、76世帯から回答をいただいております。主な内容としましては、壮瞥町が実施している子ども・子育て支援施策の評価ですとか、今後利用したい事業、壮瞥町の子育て満足度等となっております、全21設問の調査票になっております。

具体的な内容幾つかご紹介したいと思うのですけれども、まず壮瞥町が実施している子ども・子育て支援施策の評価について。まず、子育て応援ごみ袋配付事業では、回答の76世帯中64世帯、84.2%世帯でよいというふうに回答しております。また、子育て応援祝金事業では70世帯、92.1%、チャイルドシートの無料貸出しでは68世帯、89.4%、産後ケア事業では64世帯、84.2%、子供の医療費助成事業では72世帯、94.7%、フィンランド国派遣海外研修事業では66世帯、86.8%、通学定期補助事業では70世帯、92.1%の世帯からよいという回答をいただいております。また、今後利用したい事業としては、一時預かりと回答した世帯が28世帯、36.8%、あと放課後児童クラブと回答した世帯が13世帯で17.1%、ファミリーサポートセンターと答えた世帯が4世帯、5.3%となっております。また、壮瞥町の子育て満足度では、大変子育てしやすい、まあまあ子育てしやすいと答えた世帯が64世帯、84.2%となっております、多くの方に満足いただいている結果となっております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） それでは、このアンケートを基にこれを今回の2期目の計画に反映されるのかどうか、こういう検討する機会を設けるのかどうか、これをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

結果につきましては、この計画の見直しに反映させていただきたいと思うのですけれども、次年度、子ども・子育て会議を開催しまして、そこに諮りましてアンケート結果を反映した形で計画を見直していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 1 番、菊地敏法君。

○1 番（菊地敏法君） 分かりました。それで、計画の中身のことにについてちょっとお聞きしたいと思いますけれども、実施検討となっていたものについて中心的に2つ質問したいと思いますけれども、ファミリーサポートセンター事業、これは計画では子供の預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡調整を実施する事業の検討をしていくということでありました。

それと、一時預かり事業ということで未就園児を対象で昼間の時間帯に保育所、その他の場所で一時的に預かる事業の検討ということでありました。平成 30 年度はしていないけれども、目標として実施検討ということでありましたけれども、これはその前の計画、第 1 期の平成 27 年 3 月のときの計画にもあるのです。それから 8 年たって、また 2 期目に計画載っているのですけれども、なかなかまだ進んでいないという状況で、これはなぜ進まないのか。この事業をする上での壮瞥町の課題、こういうものがあってなかなかできなくて実施に至っていないということだというふうに思うのですけれども、この進捗状況をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今質問にありました一時預かり事業ですとか、ファミリーサポートセンター事業について、こういったお子さんを一時的にお預かりするサービスにつきまして、いろいろと他市町の実施方法ですとかも調査研究、実施しているのですけれども、議員おっしゃるとおりいろいろと課題といいますか、例えば人材の確保ですとか、ファミリーサポートですと相互援助ということなので、預けたい人もそうですけれども、預かるという方の確保ですとか、あとその内容の補償の関係ですとか、いろいろと難しい問題もありまして、確かにおっしゃるとおり計画には載っているのですけれども、進んでいないといいますか、未実施の状態となっております。

ただ、我々課の中でもどうにかして何かいい方法はないだろうか、調査自体は進めておりまして、どうなるか、今はまだちょっと先は見えてはいないのでけれども、調査研究は引き続き続けていこうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 1 番、菊地敏法君。

○1 番（菊地敏法君） 答弁の中のファミリーサポートセンター、一時預かり事業に対して本町の実績に即した実効性の高い実施方法等について改めて検討ということがありますけれども、この実情に即した実効性の高い実施方法というのはどういう方法を考えているのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

本町の実情に即した実効性の高い実施方法ということにつきましては、本町においては保育士の確保が課題となっている中で、町民同士の相互援助による預かりサービスですとか、あと子育て支援員の活用など、保護者の方が安心してお子さんを預けられる体制整備ですとか、財源確保について継続して検討を行っていきたいということであります。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） 計画で実施検討というふうに書かれますと、期待をしています。これは令和6年までの計画ということでもありますので、それまでに結論が出ればしていただきたいなと。また、ずるずると実施検討ということの項目に上げないでいただきたいなというふうに感じます。

次に、3点目、出産・子育て応援交付金について質問いたしますけれども、これは本定例会で議案として出てくるというふうに聞きました。その前に一般質問ということでありましたので、簡単に質問したいと思いますけれども、今回の出産・子育て応援交付金を活用して出産・子育て応援ギフトということで交付しますけれども、この対象人数と対象期間をお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、出産・子育て応援ギフトの対象者についてですが、出産応援ギフトにつきましては令和4年4月1日以降、事業開始日に出生した児童の母や妊娠の届出をした妊婦及び事業開始日以降に妊娠の届出をした妊婦で、対象者は22人と見込んでおります。子育て応援ギフトのほうにつきましては、令和4年4月1日以降、事業開始日前に出生した児童の養育者及び事業開始日以降に出生した児童の養育者で、対象者は18人というふうに見込んでおります。事業は、この後速やかに開始したいと考えております。

対象の期間につきましては、令和4年4月1日から令和5年9月30日ということになっております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） 最後の質問をします。

伴走型相談支援で、これも円滑に相談支援をしていただきたいというふうに思いますが、その体制整備は整っているのかどうか。

それと、円滑にするためにどこでも相談しやすい環境づくりが大切だというふうに思うのです。最初の保育士の取組の中でもICT化ということでお話しますが、これもSNSやアプリを活用した支援体制の強化というところが必要ではないかなというふうに思うのですけれども、この取組についてお考えがあればお聞きして質

問終わりたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

町では令和3年4月に子育て世代包括支援センターを立ち上げまして、妊産婦、乳幼児等の状況を継続的、包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整ですとか、関係機関と連絡調整をするなどして妊産婦や乳幼児に対して切れ目のない支援の提供体制を整えております。こうしたことから、今回伴走型相談支援を実施するに当たっても円滑な支援ができるものというふうに考えております。

また、ご質問にありましたＩＣＴ化というか、ＳＮＳを活用したものなのですが、そういったものを活用した個別相談については、町では公式アカウントの取得ですとか、情報発信等について調査研究を始めたところではありますが、まだ実用には至っていない状況であります。ＳＮＳは手軽に情報を収集したり、発信できる手段でありますので、他自治体の取組なんかを参考にしながら実用化に向けて調査研究を続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月3日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時51分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和５年壮瞥町議会第１回定例会会議録

○議事日程（第２号）

令和５年３月３日（金曜日） 午前１０時００分開議

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 議案第４号ないし議案第２０号について
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（９名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤忖君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者兼	
	小野寺寿勝君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
住民福祉課長	阿部正一君
産業振興課長	木下薫君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長補佐	石塚季男君
選管書記長（兼）	庵匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長（兼）	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也君
------	-------

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
４番 加藤正志君 ５番 山本 勲君
を指名いたします。

◎議案第４号ないし議案第２０号について

○議長（長内伸一君） 日程第２、議案第４号ないし第２０号についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和５年第１回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第４号から議案第２０号までの合計１７件であります。

この提出議案のうち、人事案件についてご説明をいたします。議案第４号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を壮瞥町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

本件につきましては、現、中山雄三氏が令和５年５月３１日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を委員に選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和５年６月１日から令和８年５月３１日までの３年間となります。

なお、別添のとおり履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上、提案理由説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） 副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 引き続き議案の内容について私からご説明申し上げます。

２ページになります。議案第５号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

3 ページになります。専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 4 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 14 号）について。

令和 4 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 43 億 4,684 万 9,000 円に歳入歳出それぞれ 4,690 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43 億 9,375 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和 5 年 2 月 6 日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。7 ページになります。土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 4,690 万 3,000 円の追加となります。道路橋梁維持経費の手数料で 11 万円の追加になりますが、町道仲洞爺共同墓地線の狭隘な道路敷地の両側に接する民地に電気柵や金属製のフェンスが整備されたため、委託業者の除雪車では作業が困難となり、その施設を破損させるおそれもあることから、本年度の応急対応策として小型のトラクターを所有する当該町道の地先にお住まいの方に除雪を依頼することとしたため、当該経費を計上するものであります。

次に、除排雪業務委託料で 4,352 万 1,000 円、砂まき業務委託料で 207 万円、砂利砕石等で 120 万 2,000 円をそれぞれ追加するものでありますが、昨年 12 月から本年 1 月までの気象状況としましては、昨年度と比較して最深積雪量は少ないものの累積降雪量や降雪日数は増加しており、さらに平均気温も低温となっております。こうした状況から、昨年度のような災害的な大雪はなかったものの、降雪日数が多かったことや、気温も低温日が多かったため、融雪が進まなかったこともあり、除排雪等作業に要する稼働時間が増加したものであります。

また、12 月については昼間はプラス気温、夜間はマイナス気温となる日が多いなど、早朝の路面凍結が顕著となり、砂まき業務の稼働時間が増加したものであります。このため、既存の予算では不足が生じているため、今後の執行を見込んで必要な経費を計上するものであります。

歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で 3,187 万 5,000 円の追加となります。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 1,502 万 8,000 円の追加となります。

4 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

8 ページになります。議案第 6 号 壮瞥町火葬場条例を廃止する条例の制定について。

壮瞥町火葬場条例を廃止する条例を、別紙のとおり制定する。

9 ページを御覧ください。本町の火葬場につきましては、第 5 次壮瞥町行政改革実施計画において西胆振行政事務組合が進めている新火葬場の建設後に廃止することとしておりましたが、令和 3 年 4 月に伊達市火葬場が供用開始されて以降も経過措置的な運用を継続し、希望があれば利用していただいていたところであります。

しかしながら、昭和 44 年に建設されて以来 50 年以上が経過し、建物の老朽化が一層進んでいることや、利用件数も減少していることから、令和 4 年度末をもってその運用を取りやめることといたしたく、当該条例を廃止するものであります。

なお、附則で、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしております。

10 ページになります。議案第 7 号 壮瞥町個人情報保護法施行条例の制定について。

壮瞥町個人情報保護法施行条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、これまで各自治体が独自に条例を制定し、運用してきた個人情報保護のルールが本年 4 月から施行される改正個人情報保護法に一本化されることに伴い、当該改正法において各自治体が条例で定めるとされている事項等について規定し、本町においても適切に個人情報保護のルールを運用していくため制定するものであります。

11 ページになります。条例の内容であります。第 1 条では条例の目的を、第 2 条では用語の定義を規定しております。

第 3 条では、開示請求に係る手数料について規定しております。

第 4 条では、壮瞥町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる場合について規定しております。

第 5 条では、個人情報保護制度の実施状況の公表について規定しております。

第 6 条では、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることとしております。

附則第 1 条では、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとし、附則第 2 条では、現行の壮瞥町の保有する個人情報の保護に関する条例の廃止について規定しております。

12 ページになります。附則第 3 条では、壮瞥町情報公開・個人情報保護審査会設置条例について、附則第 4 条では、壮瞥町債権管理条例について、それぞれ引用元としている条項を整理しております。

附則第 5 条及び 13 ページになりますが、附則第 6 条では、この条例の施行後における旧条例が適用されていた事項の経過措置についてそれぞれ規定をしております。

14 ページになります。議案第 8 号 壮瞥町野営場設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例の制定について。

壮瞥町野営場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

15 ページになります。本件につきましては、仲洞爺野営場の利用料金体系を改正するもので、別表第 2 に定める利用料金のうち日帰り料金を廃止し、料金を一本化するものであります。

現行の利用料金体系を改正することで、夕方の繁忙時間帯の退場確認作業や利用区分の急な変更、返金や追加料金徴収などの対応がなくなり、業務の省力化が図られるほか、利用者側にとっても分かりやすい利用料金体系となるため、当該改正を行うものであります。

附則では、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

16 ページになります。議案第 9 号 壮瞥町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、政府の社会保障審議会医療保険部会等の審議を経て、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産育児一時金の額を令和 5 年度から現行の 42 万円から 50 万円に引き上げることとされたため、壮瞥町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

17 ページになります。条例の改正内容であります。第 6 条第 1 項中の子出産育児一時金の額を 40 万 4,000 円から 48 万 8,000 円に改めるものであります。

また、本条例で定める額は 48 万 8,000 円としておりますが、別に規則で産科医療保障制度の掛金分として 1 万 2,000 円を規定することとして、合わせて総額 50 万円を支給するものであります。

附則では、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとし、経過措置としてこの条例の施行日の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

18 ページになります。議案第 10 号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和 5 年度の税制改正大綱に基づいて国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の賦課限度額が引き上げられたことに伴い、壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

19 ページになります。条例の改正内容であります、第 2 条第 3 項ただし書中の後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を 20 万円から 22 万円に改めるものであります。

また、保険税の減額を規定する第 21 条第 1 項中では、後期高齢者支援金等賦課額について、減額して得た額の賦課限度額を 20 万円から 22 万円に改めるものであります。

さらに、第 21 条第 2 号中では、保険税の 5 割軽減世帯の被保険者数に掛ける金額が 28 万 5,000 円から 29 万円に、同条 3 号中では 2 割軽減世帯分を 52 万円から 53 万 5,000 円にそれぞれ改めるものであります。

第 22 条の 2 第 2 項中では、倒産や解雇などによる離職者、いわゆる特例対象被保険者等の国民健康保険税減額申告用の提示書類を規定するものであります。

附則では、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとし、経過措置として、この条例による改正後の壮瞥町国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

20 ページになります。議案第 11 号 令和 4 年度壮瞥町一般会計補正予算(第 15 号)について。

令和 4 年度壮瞥町一般会計補正予算(第 15 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 43 億 9,375 万 2,000 円から歳入歳出それぞれ 1 億 3,299 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 6,075 万 9,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第 3 条、債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

第 4 条、地方債の変更及び廃止は、「第 4 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。32 ページを御覧ください。総務費、総務管理費、一般管理費で 49 万 1,000 円の追加となります。一般管理事業の道職員派遣交流負担金になりますが、実績を見込んで 19 万 1,000 円を計上するものであります。また、役場庁舎内危機管理経費の複写機借り上げ料になりますが、既定の予算では不足が生じるため、今後の執行を見込んで 30 万円を計上するものであります。

財政管理費で 280 万 5,000 円の減額となります。公共施設管理事業(指定管理者施設)の修繕料になりますが、ゆーあいの家に温泉用適温浴槽給水ユニットを設置するため、昨年 5 月 16 日に契約、発注しましたが、コロナ禍の影響や世界的な電子部品等の供給難により納期が大幅に遅れ、本年度中の完成のめどが立たなくなったことが

ら、契約を解除し、当該契約額を減額するものであります。

財政費、財産管理費で 20 万円の減額となります。財政一般事務経費の印刷製本費になりますが、実績により整理をするものであります。

ふるさと応援基金費で 2,950 万円の減額となります。ふるさと応援基金積立金になりますが、ふるさと応援寄附金の減額に伴い、整理をするものであります。

企画費、企画費で 641 万 2,000 円の減額となります。ジオパーク推進経費の洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会負担金になりますが、当該協議会の一部事業が中止及び変更になったことに伴い、負担金を 51 万 2,000 円減額するものであります。

次の地域情報通信基盤整備事業の久保内地区 I R U ケーブル移設工事になりますが、当初移設に合わせて老朽化した設備を更新することを想定して予算化しておりましたが、最終的にごく一部の設備の更新だけで済んだことから、240 万円を減額するものであります。

また、ふるさと納税事業になりますが、ふるさと応援寄附金の減額に伴い、ふるさと納税特産品に係る報償費で 50 万円、手数料で 400 万円をそれぞれ減額するものであります。

さらに、定住促進・まちづくり推進事業の持ち家住宅取得奨励交付金になりますが、持ち家住宅取得奨励交付金につきましては、これまで新築 7 件、中古 5 件、合計 12 件の実績となっておりますが、さらに中古 1 件の利用申請があったため、1 件分 100 万円を計上するものであります。なお、財源の変更になりますが、道支出金で 2 万 4,000 円の追加、地方債で 60 万円、その他で 300 万円、一般財源で 283 万 6,000 円をそれぞれ減額する整理をしております。

33 ページになります。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で 52 万 5,000 円の追加となります。介護保険特別会計繰出金になりますが、介護保険特別会計の補正に伴い、整理をするものであります。

老人福祉費、老人福祉施設費で 176 万 6,000 円の減額となります。老人福祉施設入所措置事業の老人福祉施設入所者措置費生活扶助費になりますが、養護老人ホームに入所していた被措置者の長期入院により入所措置が解除となったため、整理をするものであります。

心身障害者福祉費、障害者自立支援費で 725 万円の追加となります。障害者自立支援給付等事業の障害者補装具給付費扶助費になりますが、車椅子や意思伝達装置等の高額な補装具の支給が多くあったため、400 万円を計上するものであります。

また、介護給付・訓練等給付費扶助費になりますが、障害者が利用している就労継続支援サービスの利用日数が増加したため、243 万円を計上するものであります。

さらに、障害児通所給付費扶助費になりますが、利用人数が当初の見込みよりも増加したため、82 万円を計上するものであります。

児童福祉費、児童福祉総務費で 205 万 3,000 円の追加となります。出産・子育て応

援給付金事業になりますが、本件につきましては国の物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策で、支援が手薄なゼロ歳から２歳の低年齢期に焦点を当てて、妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実と妊娠、出産時の関連用品の購入費助成等の経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援交付金が創設されたことに伴い、必要な経費を計上するものであります。

その内訳になりますが、出産・子育て応援ギフトで 200 万円、事務に必要な消耗品費で 3 万円、郵便料に係る通信運搬費で 7,000 円、口座振替に係る手数料で 1 万 6,000 円を計上するものであります。

児童措置費で 52 万 2,000 円の追加となります。保育及び子育て環境整備事業の子育てのための施設等利用給付負担金になりますが、認可外保育施設利用児童が増加したことに伴い、施設に対して支払う経費を計上するものであります。

34 ページになります。衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費では財源の変更となります。健康増進事業費補助金について、会計年度任用職員（看護師）の人件費が補助対象となったため、道支出金で 150 万円を追加し、同額で一般財源を減額する整理をするものであります。

予防費で 290 万 4,000 円の減額となります。乳幼児・母子の保健事業経費の赴任治療費助成金になりますが、年度末までの治療実績を見込んで 30 万円を計上するものであります。

また、特定健康審査・特定保健指導事業経費になりますが、保健事業報酬で 92 万 3,000 円、費用弁償で 91 万円、生活習慣病検診血液検査委託料で 137 万 1,000 円をそれぞれ減額するものでありますが、いずれも実績により整理をするものであります。

清掃費、じんかい処理費で 298 万 2,000 円の追加となります。じんかい処理管理の西いぶり広域連合負担金（廃棄物）になりますが、本町のごみ量が当初の見込みよりも増加し、負担金が増額となったものであります。なお、財源の変更になりますが、その他で 196 万 8,000 円、一般財源で 101 万 4,000 円を追加する整理をするものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で 341 万 2,000 円の減額となります。この内訳になりますが、一般農政事業のりんごまつり補助金で 37 万 2,000 円の減額となります。本年度のりんごまつりについては、コロナ禍の影響で中止されたところですが、代替事業として実施したウェブサイト上のりんごまつりの PR 及び販売事業が確定したため、整理をするものであります。

また、新規就農支援対策事業の就農就農者及び就農後継者就農助成金で 250 万円の減額、農業次世代人材投資事業補助金で 150 万円の減額となります。いずれも就農研修者の就農が年度内に至らないため、減額するものであります。

さらに、就農計画認定制度に基づく就農研修貸付金で 96 万円の追加となりますが、本年 3 月から研修を行う就農軽傷者に対する就農研修貸付金を計上するものであり

ます。なお、財源の変更になりますが、りんごまつりの中止に伴い、地方債で 50 万円を減額するとともに、就農研修者の就農が年度内に至らないことから、道支出金で 150 万円を減額するほか、一般財源で 141 万 2,000 円を減額する整理をしております。

商工費、商工費、商工業振興費で 100 万円の減額となります。中小企業振興対策（中小企業振興資金）の壮瞥町起業化促進補助金になりますが、実績を見込んで整理をするものであります。

35 ページになります。土木費、道路橋梁費、道路新設改良費で 6,967 万 4,000 円の減額となります。道路新設改良費の町道調査設計等委託料で 15 万 4,000 円、町道路改良舗装工事で 6,952 万円の減額となりますが、いずれも社会資本整備総合交付金の配分額に応じた事業執行額を見込んで整理をするものであります。なお、財源の変更になりますが、国庫支出金で 3,475 万 3,000 円、地方債で 3,800 万円を減額するとともに、一般財源で 307 万 9,000 円を追加する整理をしております。

水道費、水道費で 101 万 4,000 円の減額となります。簡易水道事業特別会計繰出金になりますが、簡易水道事業特別会計の補正に伴い、整理をするものであります。

消防費、消防費、消防費で 974 万 7,000 円の減額となります。消防負担金の西胆振行政事務組合消防負担金になりますが、実績を見込んで整理をするものであります。

教育費、社会教育費、交流センター費で 250 万円の減額となります。生涯学習推進事業の地域交流センター運営交付金になりますが、コロナ禍の影響で地域交流センター運営ボランティア実行委員会が主催する各種事業が中止となったことに伴い、整理をするものであります。

公債費、公債費、元金で 120 万円の減額となります。町債元金償還の公債費元金になりますが、実績により整理をするものであります。

利子で 50 万円の減額となります。町債利子償還の公債費利子になりますが、実績により整理をするものであります。

諸支出金、諸費、国道支出金返納金で 1 万 8,000 円の追加となります。国、道支出金返納金になりますが、子ども・子育て支援交付金返納金で 3,000 円、子ども・子育て支援事業費補助金返納金で 2,000 円、母子保健衛生費国庫補助金返納金で 1 万 3,000 円について、いずれも事業費の確定に伴い、返納に必要な経費を計上するものであります。

36 ページになります。給与費、給与費、給与費で 1 万 1,500 万円の減額となります。給与費について、実績を見込んで過不足を整理するものであります。その内訳になりますが、一般職給で 600 万円の減、扶養手当で 20 万円の減、住居手当で 40 万円の減、通勤手当で 10 万円の減、管理職手当で 80 万円の減、期末、勤勉手当で 400 万円の減、単身赴任手当で 50 万円の減、職員共済組合納付金で 400 万円の減、職員共済組合特別納付金で 100 万円の減、職員退職手当組合納付金で 350 万円の減、職員退職手当組合事前納付金で 550 万円の増となります。

新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症経済対策費で 80 万円の追加となります。簡易水道事業特別会計繰出金になりますが、水道使用料の免除額について実績を見込んで整理をするものであります。

30 ページになります。歳入では、国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金で 362 万 5,000 円の追加となります。介護給付、訓練等給付費負担金になりますが、障害者自立支援給付等事業に係る国庫負担金を計上するものであります。

国庫補助金、民生費補助金で 162 万 8,000 円の追加となります。子育てのための施設等利用給付交付金では 26 万円の追加となりますが、子育てのための施設等利用給付負担金に係る国庫補助金を計上するものであります。

また、出産・子育て応援交付金で 136 万 8,000 円の追加となりますが、出産・子育て応援給付金事業に係る国庫補助金を計上するものであります。

土木費補助金で 3,475 万 3,000 円の減額となります。社会資本整備総合交付金になりますが、町道滝之町中島 1 号線整備事業について、国費配分額が要望額を下回ったため、整理をするものであります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で 181 万 2,000 円の追加となります。介護給付・訓練等給付費負担金になりますが、障害者自立支援給付等事業に係る道負担金を計上するものであります。

道補助金、総務費補助金で 2 万 4,000 円の追加となります。福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金になりますが、障害福祉サービス報酬改定に係る事務システムの改修費に道補助金を計上するものであります。

民生費補助金で 47 万 1,000 円の追加となります。子育てのための施設等利用給付交付金で 13 万円の追加となりますが、子育てのための施設等利用給付負担金に係る道補助金を計上するものであります。

また、出産・子育て応援交付金で 34 万 1,000 円の追加となりますが、出産・子育て応援給付金事業に係る道補助金を計上するものであります。

衛生費補助金で 150 万円の追加となります。健康増進事業費補助金になりますが、会計年度任用職員（看護師）の人件費が補助対象となったため、計上するものであります。

農林水産業費補助金で 150 万円の減額となります。農業次世代人材投資事業補助金になりますが、就農研修者の就農が年度内に至らないため、整理をするものであります。

31 ページになります。寄附金、寄附金、一般寄附金で 3,240 万円の減額となります。一般寄附金では 10 万円の追加となりますが、北海道行政書士会室蘭支部様からいただいた寄附金を計上するものであります。

また、ふるさと応援寄附金では 3,400 万円の減額となりますが、実績を見込んで整

理をするものであります。

さらに、企業版ふるさと納税寄附金では 150 万円の追加となりますが、本社が札幌市にある株式会社セイコーマート様並びに本社が室蘭市にある株式会社栗林商会様からいただいた寄附金を計上するものであります。なお、寄附法人の意向に沿い、企画費の定住促進・まちづくり推進事業に活用させていただくこととして、当該事業に充当するものであります。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 2,946 万 8,000 円の減額となります。

諸収入、雑入、宝くじ交付金収入で 196 万 8,000 円の追加となります。新市町村振興宝くじ交付金収入になりますが、実績により整理をするものであります。なお、当該収入については、清掃費、じんかい処理費に充当しております。

雑入で 600 万円の減額となります。市町村職員退職手当組合清算還付金になりますが、当初予定していなかった退職者分の支出が生じ、還付金が充当されたため、減額するものであります。

受託事業収入、衛生費受託事業収入で 190 万円の減額となります。特定健診等受託料になりますが、実績により整理をするものであります。

町債、町債、総務債で 60 万円の減額となります。ジオパーク推進事業になりますが、実績により整理をするものであります。

民生債で 360 万円の追加となります。町営温泉施設等利用料負担事業になりますが、ジオパーク推進事業やりんごまつり事業、生涯学習推進事業の中止等に伴い、事業費が減額となったため、充当する事業を変更するものであります。

農林水産業債で 50 万円の減額となります。りんごまつり事業の中止に伴い、整理をするものであります。

土木債で 3,800 万円の減額となります。町道滝之町中島 1 号線道路整備事業になりますが、事業執行額を見込んで整理をするものであります。

教育債で 250 万円の減額となります。生涯学習推進事業になりますが、地域交流センター運営ボランティア実行委員会の主催する各種事業の中止に伴い、整理をするものであります。

37 ページからの給与費明細書につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思います。

21 ページからの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

24 ページになります。第 2 表、繰越明許費補正では、追加で総務費、企画費、久保内地区 I R U ケーブル移設事業で 176 万円、民生費、児童福祉費、出産・子育て応援給付金事業で 205 万 3,000 円、土木費、道路橋梁費、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業で 4,620 万円、教育費、中学校費、壮瞥中学校土地購入事業で 3,483 万 2,000 円になります。

25 ページを御覧ください。第 3 表、債務負担行為補正では追加で、期間はいずれも令和 4 年度から令和 5 年度になります。じんかい回収委託料、限度額 1,741 万 7,000 円、資源ごみ回収委託料、限度額 2,384 万 9,000 円、情報館清掃委託料、限度額 165 万 5,000 円、町道関内蟠溪線地滑り観測委託料、限度額 188 万 1,000 円、スクールバス運転業務委託料、限度額 1,170 万円、地域交流センター清掃委託料、152 万 4,000 円の合計 5,802 万 6,000 円の追加となります。

26 ページを御覧ください。第 4 表、地方債補正では変更で、ジオパーク推進事業、限度額 300 万円を限度額 240 万円、町営温泉施設等利用料負担事業、限度額 340 万円を限度額 700 万円、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業、限度額 6,200 万円を限度額 2,400 万円にそれぞれ変更するものであります。

また、27 ページの廃止では、りんごまつり事業、限度額 50 万円、生涯学習推進事業、限度額 250 万円となりますが、いずれも新型コロナウイルス感染症蔓延により事業中止となったことによるものであります。

40 ページを御覧ください。議案第 12 号 令和 4 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について。

令和 4 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 4 億 7,750 万 5,000 円から歳入歳出それぞれ 9,044 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,706 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。44 ページになります。保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費で 8,000 万円の減額となります。一般被保険者療養給付費の療養給付費保険者負担分になりますが、実績を見込んで整理をするものであります。

高額療養費、一般被保険者高額療養費で 900 万円の減額となります。一般被保険者高額療養費の高額療養費保険者負担分になりますが、実績を見込んで整理するものであります。

保健事業費、保健事業費、特定健康診査等事業費で 144 万 5,000 円の減額となります。特定健康診査等事業費の国保事務共同電算処理委託料になりますが、実績を見込んで整理をするものであります。

歳入では、道支出金、道補助金、保険給付費等交付金で 9,044 万 5,000 円の減額となります。保険給付費等交付金（普通交付金）及び保険者努力支援分になりますが、実績を見込んで整理をするものであります。

41 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

45 ページになります。議案第 13 号 令和 4 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について。

令和 4 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 4 億 5,907 万円に歳入歳出それぞれ 420 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6,327 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。

50 ページになります。保険給付費、介護サービス等諸費、介護サービス等諸費で 420 万円の追加となります。介護サービス等諸費になりますが、前回の見込みよりも施設介護サービス利用者が増加しているため、計上するものであります。

49 ページになります。歳入では、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で 105 万円の追加となります。介護給付費負担金になりますが、介護サービス等諸費に係る国庫負担金を計上するものであります。

国庫補助金、調整交付金で 96 万 6,000 円の追加となります。調整交付金になりますが、介護サービス等諸費に係る国庫補助金を計上するものであります。

支払基金交付金、支払基金交付金、介護給付費交付金で 113 万 4,000 円の追加となります。介護給付費交付金になりますが、介護サービス等諸費に係る支払基金交付金を計上するものであります。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金で 52 万 5,000 円の追加となります。介護給付費負担金になりますが、介護サービス等諸費に係る道負担金を計上するものであります。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金で 52 万 5,000 円の追加となります。介護サービス等諸費に係る介護給付費繰入金になりますが、実績を見込んで整理をするものであります。

46 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

51 ページを御覧ください。議案第 14 号 令和 4 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について。

令和 4 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 2,636 万円から歳入歳出それぞれ 629 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2,006 万 9,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。58ページを御覧ください。総務費、総務管理費、一般管理費で87万1,000円の減額となります。一般管理費の地方公営企業法適用化負担金になりますが、実績を見込んで整理をするものであります。

維持費では、財源の変更になりますが、その他で80万円を減額するとともに、一般財源で同額を追加する整理を行うものであります。

施設費、施設費、建設改良費で512万円の減額となります。建設改良費の仲洞爺地区簡易水道施設調査検討委託料で42万円、仲洞爺地区水道管路改善調査設計委託料で47万3,000円、国道453号支障物件移設修正設計委託料で5万8,000円、壮瞥温泉地区水道施設整備工事で73万4,000円、電気機械計装設備更新工事で313万5,000円、道道洞爺湖登別線四十三橋添架負担金で30万円をそれぞれ減額するものであります。いずれも実績を見込んで整理をするものであります。

公債費、公債費、利子で30万円の減額となります。公債費利子の長期債利子償還金になりますが、金利の減少に伴い、整理をするものであります。

57ページになります。歳入では、分担金及び負担金、分担金、施設費分担金で10万5,000円の減額となります。壮瞥温泉地区水道施設整備事業分担金になりますが、実績を見込んで整理をするものであります。

使用料及び手数料、使用料、使用料で80万円の減額となります。水道使用料現年分になりますが、新型コロナウイルス感染症経済対策費に係る水道使用料の免除額について実績を見込んで整理をするものであります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で21万4,000円の減額となります。一般会計繰入金になりますが、実績を見込んで整理をするものであります。

諸収入、雑入、雑入で1,572万8,000円の追加となります。国道453号水道施設移設補償費で1,564万9,000円、その他雑入で13万7,000円を追加するとともに、国道453号支障物件移設補償費で5万8,000円を減額するものであります。いずれも実績を見込んで整理をするものであります。

町債、町債、衛生債で2,090万円の減額となります。簡易水道施設整備事業になりますが、実績を見込んで整理をするものであります。

52ページの第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

53ページになります。第2表、債務負担行為では、仲洞爺地区水道施設整備工事、期間は令和4年度から令和5年度、限度額は9,933万円になります。

54ページを御覧ください。第3表、地方債補正では、変更で簡易水道施設整備事業、

限度額 1 億 2,200 万円を限度額 1 億 110 万円に変更するものであります。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は 11 時といたします。

休憩 午前 10 時 51 分

再開 午前 11 時 00 分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） それでは、引き続き説明をさせていただきます。

議案第 15 号から議案第 20 号までの 6 件につきましては、令和 5 年度壮瞥町各会計の予算であります。

各会計の予算内容の概要についてご説明いたします。お手元の別冊、令和 5 年度壮瞥町予算書を御覧ください。黄緑色の仕切り紙が途中に入っていますけれども、そこが各会計の始まりとなります。

議案第 15 号 令和 5 年度壮瞥町一般会計予算について。

令和 5 年度の壮瞥町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 51 億 5,300 万円と定める。前年度と比べて 28.7%、11 億 4,800 万円の増となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

第 3 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

第 4 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

第 5 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9 億円と定める。

令和 5 年度壮瞥町予算書に基づき、第 1 表、歳入歳出予算の款項の区分により説明いたします。

一般 1 ページになります。初めに、歳入についてであります。款 1 の町税は 4 億 2,210 万 1,000 円で、前年度と比べて 2,808 万 7,000 円の増となります。この内訳になりますが、項 1 の町民税で 1 億 1,318 万 6,000 円、項 2 の固定資産税で 2 億 2,218 万 7,000 円、項 3 の軽自動車税で 802 万 8,000 円、項 4 の町たばこ税で 2,200 万円、項 5 の入湯税で 5,670 万円となります。

款 2 の地方譲与税は 4,554 万 6,000 円で、前年度と比べて 125 万 4,000 円の減となります。この内訳になりますが、項 1 の地方揮発油譲与税で 990 万円、項 2 の自動車

重量譲与税で 2,940 万円、一般 2 ページになります。項 3 の森林環境譲与税で 624 万 6,000 円となります。

款 3 の利子割交付金は 16 万円で、前年度と比べて 2 万円の減となります。

款 4 の配当割交付金は 60 万円で、前年度と比べて 10 万円の増となります。

款 5 の株式等譲渡所得割交付金は 80 万円で、前年度と比べて 30 万円の増となります。

款 6 の法人事業税交付金は 690 万円で、前年度と比べて 250 万円の増となります。

款 7 の地方消費税交付金では 7,700 万円で、前年度と比べて 500 万円の増となります。

一般 3 ページになります。款 8 の環境性能割交付金は 310 万円で、前年度と比べて 10 万円の減となります。

款 9 の地方特例交付金は 40 万円で、前年度と同額で計上しております。

款 10 の地方交付税は 17 億 9,000 万円で、前年度と比べて 2,000 万円の増となります。この内訳になりますが、普通交付税で 15 億 9,000 万円、特別交付税で 2 億円となります。

款 11 の交通安全対策特別交付金は、1,000 円を計上しております。

一般 4 ページになります。款 12 の分担金及び負担金は 490 万 7,000 円で、前年度と比べて 147 万 8,000 円の減となります。

款 13 の使用料及び手数料は 1 億 1,305 万 4,000 円で、前年度と比べて 619 万 8,000 円の減となります。この内訳になりますが、項 1 の使用料で 9,994 万 6,000 円、項 2 の手数料で 1,310 万 8,000 円となります。

款 14 の国庫支出金は 3 億 9,166 万 7,000 円で、前年度と比べて 1 億 7,295 万 7,000 円の増となります。この内訳になりますが、項 1 の国庫負担金で 2 億 8,582 万円、項 2 の国庫補助金で 1 億 461 万 3,000 円、項 3 の委託金で 123 万 4,000 円となります。

一般 5 ページになります。款 15 の道支出金は 5 億 1,201 万 7,000 円で、前年度と比べて 4,073 万円の減となります。この内訳になりますが、項 1 の道負担金で 7,721 万円、項 2 の道補助金で 4,591 万 3,000 円、項 3 の委託金で 3 億 8,889 万 4,000 円となります。

款 16 の財産収入は 3,499 万 4,000 円で、前年度と比べて 263 万 4,000 円の減となります。この内訳になりますが、項 1 の財産運用収入で 2,199 万 1,000 円、項 2 の財産売払収入で 1,300 万 3,000 円となります。

款 17 の寄附金は 1 億 2,000 万 1,000 円で、前年度と同額で計上しております。

一般 6 ページになります。款 18 の繰入金金は 2 億 2,663 万 1,000 円で、前年度と比べて 1 億 1,569 万 8,000 円の増となります。

款 19 の繰越金は 1,500 万円で、前年度と同額を計上しております。

款 20 の諸収入は 1 億 812 万 1,000 円で、前年度と比べて 6,807 万 2,000 円の増と

なります。この内訳になりますが、項１の延滞金加算金及び過料で 15 万 1,000 円、項２の町預金利子で 1,000 円、項３の雑入で 1 億 484 万 5,000 円、項４の受託事業収入で 312 万 4,000 円となります。

一般７ページになります。款 21 の町債は 12 億 8,000 万円で、前年度と比べて 7 億 8,770 万円の増となります。

一般８ページになります。次に、歳出についてであります。款 1 の議会費は 4,151 万 1,000 円で、前年度と比べて 41 万 9,000 円の減となります。

款 2 の総務費は 5 億 1,348 万 7,000 円で、前年度と比べて 4,478 万円の増となります。この内訳になりますが、項 1 の総務管理費で 1 億 2,118 万 3,000 円、項 2 の財政費で 2,641 万 4,000 円、項 3 の徴税費で 478 万 3,000 円、項 4 の戸籍住民基本台帳費で 109 万 2,000 円、項 5 の選挙費で 1,235 万 1,000 円、項 6 の監査委員費で 112 万 7,000 円、一般 9 ページになります。項 7 の企画費で 3 億 4,630 万 9,000 円、項 8 の統計調査費で 22 万 8,000 円となります。

款 3 の民生費は 5 億 5,560 万 3,000 円で、前年度と比べて 2,148 万 8,000 円の増となります。この内訳になりますが、項 1 の社会福祉費で 1 億 9,709 万 6,000 円、項 2 の老人福祉費で 4,337 万 6,000 円、項 3 の心身障害者福祉費で 2 億 204 万 1,000 円、項 4 の児童福祉費で 1 億 1,304 万 2,000 円、項 5 の災害救助費で 4 万 8,000 円となります。

一般 10 ページになります。款 4 の衛生費は 9 億 7,069 万 9,000 円で、前年度と比べて 3 億 1,117 万 1,000 円の増となります。この内訳になりますが、項 1 の保健衛生費で 5 億 2,907 万 1,000 円、項 2 の清掃費で 4 億 4,162 万 8,000 円となります。

款 5 の農林水産業費は 1 億 6,802 万 2,000 円で、前年度と比べて 2,188 万 4,000 円の増となります。この内訳になりますが、項 1 の農業費で 1 億 2,573 万 1,000 円、項 2 の林業費で 4,229 万 1,000 円となります。

款 6 の商工費は 8,700 万 7,000 円で、前年度と比べて 490 万 5,000 円の増となります。

一般 11 ページになります。款 7 の土木費は 4 億 8,213 万円で、前年度と比べて 4,709 万 6,000 円の増となります。この内訳になりますが、項 1 の土木管理費で 393 万 4,000 円、項 2 の道路橋梁費で 2 億 4,186 万円、項 3 の河川費で 100 万 8,000 円、項 4 の水道費で 9,370 万 8,000 円、項 5 の下水道費で 1 億 706 万 3,000 円、項 6 の住宅費で 3,398 万 4,000 円、項 7 の都市計画費で 57 万 3,000 円となります。

款 8 の消防費は 1 億 9,952 万 2,000 円で、前年度と比べて 3,929 万 6,000 円の増となります。

一般 12 ページになります。款 9 の教育費は 10 億 9,127 万 3,000 円で、前年度と比べて 7 億 1,702 万 1,000 円の増となります。この内訳になりますが、項 1 の教育総務費で 4,148 万 6,000 円、項 2 の小学校費で 3,701 万 4,000 円、項 3 の中学校費で 9 億

1,540万5,000円、項4の高等学校費で3,563万7,000円、項5の社会教育費で2,205万9,000円、項6の国際交流費で2,555万6,000円、項7の保健体育費で1,411万6,000円となります。

款10の災害復旧費は20万5,000円で、前年度と同額を計上しております。

一般13ページになります。款11の公債費は3億6,853万1,000円で、前年度と比べて166万3,000円の増となります。

款12の諸支出金は102万5,000円で、前年度と比べて21万3,000円の減となります。

款13の給与費は6億6,898万5,000円で、前年度と比べて6,067万2,000円の減となります。

款14の予備費は500万円で、前年と同額を計上しております。

一般14ページになります。第2表、継続費では、款9の教育費、項3の中学校費、壮瞥中学校建て替え事業で総額22億5,430万円、年割額は令和5年度で8億9,532万円、令和6年度で13億5,898万円を計上しております。

一般15ページになります。第3表、債務負担行為では、いずれも期間は令和5年度から令和9年度になります。北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業（利用事務系パソコン）、限度額280万3,000円、北海道市町村備荒資金組合車両譲渡事業、限度額265万7,000円を計上しております。

一般16ページになります。第4表、地方債では、コミュニティFM放送局事業、限度額400万円、街路灯運営事業、限度額340万円、ジオパーク推進事業、限度額390万円、地域公共交通対策事業、限度額1,020万円、通学定期補助事業、限度額500万円、町営温泉施設等利用料負担事業、限度額300万円、子ども医療費助成事業、限度額390万円、緊急通報システム管理委託事業、限度額60万円、路線バス無料化事業、限度額130万円、火葬場除却事業、限度額1,010万円、一般17ページになります。弁景温泉供給施設高効率化改修事業、限度額2,930万円、新中間処理施設建設事業、限度額3億3,930万円、道道滝之町伊達線支障物件移設事業、限度額530万円、住宅等リフォーム支援事業、限度額200万円、昭和新山国際雪合戦事業、限度額500万円、橋梁長寿命化整備事業、限度額1,690万円、町道滝之町中島1号線道路整備事業、限度額4,920万円、公営住宅改修事業、限度額990万円、高規格救急車更新事業、限度額3,600万円、西胆振地域消防指令センター整備事業、限度額100万円、一般18ページになります。壮瞥中学校建て替え事業、限度額7億2,430万円、壮瞥高等学校通学費助成事業、限度額190万円、生涯学習推進事業、限度額150万円、臨時財政対策債、限度額1,300万円の合計24件、12億8,000万円を計上しております。いずれも利率は5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただ

し、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるとしております。

議案第 16 号 令和 5 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について。

令和 5 年度の壮瞥町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 2,000 万円と定める。前年度と比べて 10.6%、4,970 万円の減となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000 万円と定める。

国保 1 ページになります。第 1 表、歳入歳出予算のうち歳入では、款 1 の国民健康保険税で 6,179 万 9,000 円、款 2 の国庫支出金で 2 万 5,000 円、款 3 の道支出金で 3 億 2,530 万 6,000 円、款 4 の繰入金で 3,286 万円、国保 2 ページになります。款 5 の繰越金で 1,000 円、款 6 の諸収入で 9,000 円を計上しております。

国保 3 ページになります。歳出では、款 1 の総務費で 737 万 8,000 円、款 2 の保険給付費で 2 億 9,639 万 8,000 円、国保 4 ページになります。款 3 の国民健康保険事業費納付金で 9,961 万 4,000 円、款 4 の共同事業拠出金で 1,000 円、款 5 の財政安定化基金拠出金で 1,000 円、款 6 の保健事業費で 1,609 万 9,000 円、国保 5 ページになります。款 7 の基金積立金で 1,000 円、款 8 の諸支出金で 20 万 8,000 円、款 9 の予備費で 30 万円を計上しております。

また、黄緑色の次のところに飛びます。議案第 17 号 令和 5 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について。

令和 5 年度の壮瞥町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,590 万円と定める。前年度と比べて 1.3%、70 万円の増となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000 万円と定める。

後期高齢 1 ページになります。第 1 表、歳入歳出予算のうち歳入では、款 1 の保険料で 3,578 万 1,000 円、款 2 の使用料及び手数料で 2,000 円、款 3 の繰入金で 1,833 万 1,000 円、款 4 の繰越金で 1,000 円、後期高齢 2 ページになります。款 5 の諸収入で 178 万 5,000 円を計上しております。

後期高齢 3 ページになります。歳出では、款 1 の総務費で 59 万 1,000 円、款 2 の納付金で 5,288 万 9,000 円、款 3 の保健事業費で 231 万 8,000 円、款 4 の諸支出金で 2,000 円、後期高齢の 4 ページになります。款 5 の予備費で 10 万円を計上しております。

す。

また、仕切り紙まで飛びます。議案第 18 号 令和 5 年度壮瞥町介護保険特別会計予算について。

令和 5 年度の壮瞥町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 9,990 万円と定める。前年度と比べて 3.1%、1,210 万円の増となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000 万円と定める。

介護 1 ページになります。第 1 表、歳入歳出予算のうち歳入では、款 1 の保険料で 6,638 万 5,000 円、款 2 の分担金及び負担金で 540 万 8,000 円、款 3 の国庫支出金で 1 億 572 万 8,000 円、款 4 の支払基金交付金で 9,797 万 1,000 円、介護 2 ページになります。款 5 の道支出金で 6,224 万 6,000 円、款 6 の繰入金で 5,945 万 6,000 円、款 7 の繰越金で 1,000 円、介護 3 ページになります。款 8 の諸収入で 270 万 5,000 円を計上しております。

介護 4 ページになります。歳出では、款 1 の総務費で 911 万 3,000 円、款 2 の保険給付費で 3 億 5,457 万 5,000 円、介護 5 ページになります。款 3 の地域支援事業費で 3,196 万 4,000 円、款 4 の基金積立金で 1,000 円、介護 6 ページになります。款 5 の公債費で 394 万 5,000 円、款 6 の諸支出金で 2,000 円、款 7 の予備費で 30 万円を計上しております。

また次の仕切り紙まで飛びます。議案第 19 号 令和 5 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について。

令和 5 年度の壮瞥町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 7,640 万円と定める。前年度と比べて 9.1%、3,130 万円の増となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 3 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 億円と定める。

簡水 1 ページになります。第 1 表、歳入歳出予算のうち歳入では、款 1 の使用料及び手数料で 5,073 万 3,000 円、款 2 の国庫支出金で 640 万 7,000 円、款 3 の繰入金で 9,310 万円、款 4 の繰越金で 1,000 円、簡水 2 ページになります。款 5 の諸収入で 1 億 185 万 9,000 円、款 6 の町債で 1 億 2,430 万円を計上しております。

簡水 3 ページになります。歳出では、款 1 の総務費で 6,011 万 5,000 円、款 2 の施設費で 2 億 5,253 万 8,000 円、款 3 の公債費で 6,344 万 7,000 円、款 4 の予備費で 30 万円を計上しております。

簡水 4 ページになります。第 2 表、地方債では、簡易水道施設整備事業、限度額 1 億 2,430 万円、利率 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるとしております。

また仕切り紙まで飛びます。議案第 20 号 令和 5 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について。

令和 5 年度の壮瞥町集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 5,400 万円と定める。前年度と比べて 39%、7,130 万円の増となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 億円と定める。

集排 1 ページになります。第 1 表、歳入歳出予算のうち歳入では、款 1 の使用料及び手数料で 3,204 万 6,000 円、款 2 の国庫支出金で 4,312 万 5,000 円、款 3 の繰入金で 1 億 422 万 7,000 円、款 4 の繰越金で 1,000 円、集排 2 ページになります。款 5 の諸収入で 1,000 円、款 6 の町債で 7,460 万円を計上しております。

集排 3 ページになります。歳出では、款 1 の集落排水事業費で 1 億 7,784 万 6,000 円、款 2 の管理型浄化槽事業費で 624 万 3,000 円、款 3 の公債費で 6,961 万 1,000 円、款 4 の予備費で 30 万円を計上しております。

集排 4 ページになります。第 2 表、債務負担行為では、水洗便所改造等資金貸付融資に係る損失補償、期間、令和 5 年度から令和 10 年度、限度額は融資金金融機関が貸付けする資金について借入者が損失を与えた金額としております。

集排 5 ページになります。第 3 表、地方債では、下水道資本費平準化債、限度額 2,520 万円、農業集落排水施設整備事業、限度額 4,940 万円、いずれも利率 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀

行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるとしております。

以上が今定例会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎休会の議決

○議長（長内伸一君） お諮りいたします。

議事の都合により３月４日から５日までの２日間休会にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、３月４日から５日までの２日間休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

３月６日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午前１１時３４分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和5年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和5年3月6日（月曜日） 午前10時00分開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 3 | 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 4 | 議案第 6号 壮瞥町火葬場条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 7号 壮瞥町個人情報保護法施行条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 8号 壮瞥町野営場設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 9号 壮瞥町国民健康保険条例の一部を改正する条例の
制定について |
| 日程第 8 | 議案第10号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
の制定について |
| 日程第 9 | 議案第11号 令和4年度壮瞥町一般会計補正予算（第15号）
について |
| 日程第10 | 議案第12号 令和4年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）について |
| 日程第11 | 議案第13号 令和4年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第
3号）について |
| 日程第12 | 議案第14号 令和4年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算
（第5号）について |
| 日程第13 | 議案第15号 令和5年度壮瞥町一般会計予算について |
| 日程第14 | 議案第16号 令和5年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算につ
いて |
| 日程第15 | 議案第17号 令和5年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算に
ついて |
| 日程第16 | 議案第18号 令和5年度壮瞥町介護保険特別会計予算について |
| 日程第17 | 議案第19号 令和5年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算につ
いて |
| 日程第18 | 議案第20号 令和5年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算につ
いて |
| 日程第19 | 発議案第1号 壮瞥町議会の個人情報の保護に関する条例の制定
について |

○出席議員（９名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤忞君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者兼	
	小野寺寿勝君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
企画財政課参事	市田喜芳君
住民福祉課長	阿部正一君
産業振興課長	木下薫君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長補佐	石塚季男君
選管書記長（兼）	庵匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長（兼）	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也君
------	-------

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
６番 真鍋盛男君 ７番 毛利 爾君
を指名いたします。

◎議案第４号

○議長（長内伸一君） 日程第２、議案第４号 固定資産評価審査委員会委員の選任
についてを議題といたします。

質疑を受けます。

３番、佐藤 恣君。

○３番（佐藤 恣君） 毎回、毎年第１回定例会にこの評価委員会委員の選任が必ず
出てまいります。これは３人の委員がいらっしゃるしまして、任期があつて、そして提
案されているのですけれども、町の条例の第２条で委員会に委員長を置くと規定して
おります。現在どなたが委員長を務められているかということ、そして今回提案され
て同意を求められている中山雄三さんはいつからこの委員に就任されているか。

また、この委員会は、いろいろと調べてみますと地方税法第４３２条の規定による審
査の申出により進められますけれども、今まで審査の申出の事例があつたか、または
事例でなくて電話等でこの評価について照会とか申出があつたかについてご承知し
ていれば伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、会計管理者兼税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小野寺寿勝君） ご答弁申し上げます。

まず、委員長でございますが、今回議案に上がっております中山雄三さんが選任、
任期まで委員長ということになっております。中山雄三さんの当初の選任年月日は平
成１７年６月１日となっております。

また、審査の申出ですけれども、２０００年噴火の後に１件申立てがありましたが、そ
れは却下となっております。以後、審査の申出はありません。ただ、毎年納税通知書

を送っておりまして、内容についての電話の問合せというのは数件ございますけれども、担当のほうから説明いたしまして、ご納得いただいてそのまま納めていただくというような形になっております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 分かりました。そのようにして審査の申出がないということは、この固定資産が正当に評価しているのではないかとというように私は捉えます。

そこで、この地方税法を読んでみますと、本当はこれ700条ぐらいある中の411条に固定資産の価格等の登録について定めております。その第2項で固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録した場合においては、直ちにその旨を告示しなければならないと規定しているのです。今まで町はこの告示行為をしてきたかどうか。告示行為というのは、役場前の告示板にする行為を私は理解しておりますけれども、そのような告示行為をしてきたかどうかについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、会計管理者兼税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小野寺寿勝君） ご答弁申し上げます。

毎年4月1日付で土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について告示しております。縦覧期間を4月1日から第1期納期限の6月30日までとして台帳の縦覧場所を壮瞥町役場と定めることを毎年告示しております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第5号

○議長（長内伸一君） 日程第3、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 除雪費用に関する補正ですね。今回4,300万が除雪業務委託で追加補正になってございますが、当初予算が3,000万ですから、7,399万5,000

円という数字になりますけれども、昨年があの大雪で6,000万ですか、最終的に6,000万を超えていますけれども、ちなみに令和3年度は特別交付税措置があったかと思うのですけれども、大雪に伴うということで。あまりその話題を今回聞きませんけれども、うちだけがこの費用が増えたわけではないと思われますけれども、議案説明の際にいろいろお話を説明いただいて、雪の量だけではない部分もあるのかもしれませんが、そういった特別交付税等の措置があるのかなということをまず確認したかったのと、そんな話が来ているかどうかですけれども、そもそもまたその除雪費が随分上がっていることがやはり財政にも影響していくだろうと感じるわけがありますけれども、ちなみに令和2年度は5,500万で、平成31年、30年度は3,000万ぐらいということですから、倍ぐらいになっていますので、非常に大きな支出になるのだなと。

これはうちの町だけではないことだろうと思うのですけれども、特別措置は置いておいて、たまたまですが、公式的な話ではないですけれども、全道議長会の役員をやっておりましたので、過去にですけれども、この除雪の話題になりまして、とある勉強熱心な議長さんが財調基金も含めて豊かといいますか、財政が安定しているところに共通しているのが国道、道道が結構縦横無尽といいますか、町内にあって、それが要するに自分の自前でなくて済むからということが結構大きいと。某道東の、あんまり言うとなれですけれども、何とか村というのですけれども、そこはまさしくそのとおりで豊かな財政だと。そういうことを勉強されている方がいて、ただ全くその規模が違って、本当にその道東でもまた違う町では億なのです、何億。だから、その辺と比べたらうちなんかまだかわいいほうなのだろうと思うのですけれども、にしてもやっぱり財政に与える影響大きいなと。これ本当に倍額で、前も言っていましたけれども、私議員になったのが平成7年ですけれども、当時は1,000万っていないのです。それ考えたら、非常に負担が大きいということもあって、あともう一つは、あんまり言うとなれですけれども、隣町、市と比べてうちの町は本当にきれいに除雪されて、それが当たり前のような生活を我々は送っていますけれども、一歩ほかの町に行きますと凸凹道があったり、これでいいのと思ってしまいますけれども、逆にそういう利便性が随分追及されて、僕らはそれに甘んじて欲していますけれども、それが普通になっているような気もしてならないのですけれども、だから何だという話ではないのですが、別に何を考えというわけではないですけれども、これだけ増えてきたらほかの町もそうでしょうし、そういった財政の措置といいますか、税制措置といいますか、あるいはそういったことを要望するとかって、そんな動きがないのかなと思って質問というよりも意見を述べているのですけれども、そんなことはないのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） では、ご答弁申し上げます。

除雪費の補正についてでございますけれども、過去から比べると大きな支出になっ

てきているというところでございますけれども、道路を管理する担当課としましては、冬期間の道路で事故がないよう住民の生活、通行の安全確保することをまず大前提としてやっているものでございまして、道路管理者の瑕疵による死亡事故等がないよう管理していく責任があるというふうに思っておりますので、今のような体制で除雪をさせていただいております。

確かに議員おっしゃられるとおり、近隣の町よりは壮瞥町はかなりきれいだよというお話も聞いておりますけれども、それが除雪の稼働時間が増えているということにも直接つながるのかもしれないけれども、一部の路線とかにつきましては、特に住宅地が密集している場所というところでは除雪車両が通行するときの幅が狭かったりですとか、そういう関係で排雪も多くなったりですとか、高齢化が進んでおまして、住宅の周りに排雪する場所、雪をとめておく場所がないような、高齢者の方が町道に雪を出してしまったりとか、そういうこともございますので、我々としてもできる限りではございますけれども、そういうようなものも後から処理をしたりというような形が最近ちょっと増えてきているというのも現状でございます。

あと、増えている要因としましては、やはり人件費の高騰ですとか、機械自体の損料ですとか、そういうものも実態としては上がっているというものもございまして、そのような形で住民の方々のために丁寧にやっているというところも実際あるのかなというふうに考えております。

今年の気象の状況といいますか、あれですけれども、去年は皆さん御存じのとおり大雪であったというのは体感されているとは思いますが、今年度も数値的なものを見ますと降雪量的には昨年並み以上降っておりまして、ただ災害的に 30 センチも 40 センチもどっと降るというような日がなかったというだけで、除雪しなければいけないぐらいの雪というのが連続的にあったということで、あとは気象台の観測データとかで見ますと、壮瞥町内にはないので、登別、大滝を参考にしますけれども、直近の 5 か年間で登別では 305 センチの累積の降雪量があるのですけれども、今年度は 361 センチ降っております。大滝では 5 か年間平均で 503 センチ降っているところが今年度が 593 センチ、大雪だった去年は 585 センチということで大差はないのですけれども、大体若干多いぐらい今年は一応降り続いているというような結果でございます。そういうようなこともあり、雪が降るとちょっと経費がかかってしまうというのは現状であるのと、やはり道路管理者として必要な除雪をやった結果というふうに考えてはおります。

あと、最後に特交の措置ですけれども、それは毎年除雪の状況ですとか、そういうものにつきましては財政のほうと通じまして、資料のほうは提出していただいておりますので、そういうところにつきましては最終的にどうなるか分かりませんが、情報は提供しているという状況と、あとは規定の補助事業、社会資本整備総合交付金のほうで除雪も一部補助金はいただいているのですけれども、そちらにつきましては

若干ですけれども、この間 200 万ちょっとぐらいの国費が追加で追加されたのと、あとはまだ結果出ておりませんけれども、臨時的な補助金についても北海道を通じて国交省のほうに資料を出しておりますので、そちらもまだ結果は分かりませんが、一応そのような形で財源的なものも確保しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 説明は理解いたしました。

違う角度から、質問というよりも提案を含めて確認したかったのですけれども、その行政として住民の通行、交通安全を守るといのは前提なのでしょうけれども、ちなみに生活ふだんしてまして、湖畔道路、道道ですけれども、10 年遡るとなのですけれども、除雪が上手ではなかったとか、頻度が少なかったとか、凸凹道って今なくなりましてけれども、当時随分批判があったと思うのですけれども、予算の話をどうもされていて、町としても困ってお話をするけれども、予算的な云々というようなことであったというのがありましたけれども、今本当にきれいにやっていますし、毎日のように砂まきを冬の間道道もしているのです。ここまで要るのかなという気がするぐらいやっている。そうやって翻ったらうちの町も、町道も結構砂まきも一生懸命やっていたいてありがたいけれども、そこまで要るのかなという気もないではないのです。だから、そういったことを住民のほうから不満とか、除雪が遅いとか、タイミングが、あるいはなぜ来ないとかって、そういう批判とか不満という声もあるのかどうかのまず確認なのです。

もう一つ、今近隣自治体のといいますか、降雪量データをお持ちのようだけれども、除雪に関する費用についても同規模といいますか、近隣でもいいのですけれども、そういった情報とかデータをお持ちなのかどうか、比較して、うちの町が、ということもぜひ、なければそういったことも情報として持つべきなのかなと。

それと、先ほど言ったように住民が甘んじてこの今の生活を普通に思っているという感覚は僕を含めてあると思うのです。例えば町道の、すみません、自分って住んでいて分からないですけれども、町道ですけれども、縦に湖畔からきれいにしてもらっていますし、歩道も定期的にやっただけだけれども、確かに歩く、そこを通っている人はいるのですけれども、そこまで要るかなと。言い方失礼だけれども、当然お金かかってくるわけなので、その辺は住民が自助努力すれば何とかなるのかなとか、あるいは山手線ですけれども、壮瞥温泉、本当にきれいなのです。ある意味夏よりも広がっているぐらいに、草が見えるぐらい、幅、だから楽ですよ、通るのは。だけれども、冬道と理解すれば、住民もちゃんと理解してやればそこまでは要求しないのではないかなと、思ったり、自分自身のこと考えて話しているのですけれども、そういったどんどん、どんどんサービスが向上して、それに甘んじて我々がいて、当然それは経費がかかっていってしまうということもあれば、行政のほうも簡単にはで

きないと思いますけれども、そういった調査や研究や検討をされてもいいのではないかなと。それだけこの財政に与える影響が大きくなってきますと、つつい考えてしまうのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

まず、町民の方々ですとか、住まわれている方からの除雪に対する不満という件でございまして、ちょっと日にちまではあれですけれども、2月の初めにある程度まとまってどっと降ったときがございまして、そのときには結構除雪出ないのかというような連絡は来ておりましたけれども、今年は比較的そういう連絡というのは少なかったかなというふうには考えております。

あとは、次は除雪の程度といいますか、そこまで必要かというところではございまして、先ほども言ったとおり、その辺は今後も調査研究はしないといけないかなとは思いますが、冬期間の道路でやっぱり事故がないようにというのがまず大前提で作業させていただいておりますので、道路管理者の瑕疵によって事故が起きないようにということで我々も、委託業者のほうも努めていただいておりますので、現在のような形になっているというところでございまして、議員おっしゃるとおり調査研究も必要かなというのと、あとは町民のご理解がいかほどかというところもございまして、今後考えていかないといけないかなというふうには思います。

歩道につきましても冬期間、これ歩いていないような、歩行者が少ないような歩道につきましてはやらないようにはしていますけれども、ある程度歩いている方ですとか、住宅が張りついているような歩道につきましては、やはり路上を人が歩くよりは歩道を歩いていただいたほうが交通安全につながるのかなということもございまして、そういう場所、適材適所については除雪、お金はかかりますけれども、やらせていただいているというところでございます。

あと、近隣のどれくらい除雪経費がかかっているかというのは、特段公表はされてはなくて、いろいろと近い町にもお話は聞きますけれども、金額的なものというのはあまり教えてもらっていないといいますが、把握し切れていないというのが現状ではありますけれども、何かの機会を見てその辺、近隣の町はどのような取組を行っているのか、どれくらいお金がかかっているのかというのはちょっと確認はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今松本議員からも除雪について、専決処分について質問がありました。

私は例えば手数料の11万の補正、これも現地確認したら、やはり大型では入れないので、近隣の皆さんの協力願ってトラクターでやって除雪したって配慮はすばらし

いなという点。

それから、令和3年と違って4年度はそんなに私直感的には雪の量が多いという感じはなかったのですが、先ほどのお話聞きますと結構な量が降ったということ初めて認識したのですが、やはり松本議員も言っておりましたけれども、ほかの町の除雪から見ると壮瞥の除雪は大変すばらしいなというように私は感じております。

そこでお伺いしたいのは、今回の補正の先決は除排雪作業に要する稼働時間が増加したという説明が3日の日にありました。それで、今回補正の根拠となった稼働時間数です。当初予算、これは当初は3,041万1,000円を計上しておりました。そのときの稼働想定時間と今回4,352万1,000円、この増額したときの稼働時間、これどの程度の時間数か、ただ言葉の表現だけでなく、町民の皆さんに訴えるには言葉だけでなく数的な表示がやはり私は町民の皆さんに理解してもらえるのではないかと考えております。

そこでもう一点、除排雪のこの業務委託は町内を2分して西側と東側、久保内方面と滝之町方面に分けて委託していると思うのですが、今回補正する4,300万の金額、このお金は東と西に分けた場合どのぐらいの割合でこれが増えるのかな、そんなことお分かりになれば伺いたいな。

そのことについてともう一点、町内の除排雪のときに朝来て押して行って、民有地を借りてそこに押し込んで、それを除排雪また後でしているのですが、このように民有地を借りている箇所、町内に何か所ぐらいあるのかな。それについて、その場所は業者が借りて、民間の人と話し合ってそこを借りているのか、それとも町が借りているのか、これも分かればお聞かせ願いたいと思います。

1点目は以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

まず、除雪の稼働時間増加する見込みだということで今回専決させていただいておりますけれども、当初の予算を見たときには、もともとが近年の5か年程度の中で令和4年度の予算につきましては、5年度の中で令和元年度が特に少雪だったので、そういうものを除いた平均で必要な時間というもので算定しております。予算計上する際には、その70%程度ということで見積りをしました。ですので、直近の5か年程度、平年並みに降った場合には、やっぱり補正予算が必要になってくるというような予算の取り方をしておりますので、今回も同じような結果になったのかなというふうに思います。

4年度で想定していた除雪車両の稼働時間なのですが、重機は様々ないろいろありますけれども、全体では1,532時間を見ております。今回の専決に伴いまして見込んだ稼働時間というのが3,671時間を見込んでおります。2月分、3月分という見

込み方というのは、それも5か年間の平均で極端に多いところ、少ないところを抜いた3か年の平均で今回は出しております。そのぐらいいくのではないかということを見込んでやっておりまして、2月分の見込みとしましては900時間、3月の見込み時間としては659時間を見込んでおります。

あとは、除雪作業をお願いしている委託業者、主な、これは2者ございまして、先ほど言ったように滝之町の方面と久保内の方面と大きく2つに分けておりますけれども、そちらにつきましては2月分で滝之町方面、壮瞥温泉、仲洞爺、立香のほうで2月分が482時間、3月分で450時間で、久保内方面が2月分が405時間、3月分で194時間を見込んでおります。ということで、やはりこれも5か年間の平均、平年並みという程度の見込み額しかおりませんので、あとは3月に入りまして穏やかな日も続いておりますけれども、もしかするとこれでも、見込んだ額でも足りないという場合にはまた専決とかという場合もございますというところはご承知おきいただければというふうに思います。

最後に、排雪場所なのでございますけれども、主に使わせていただいているところは大体7か所ぐらいあるのですけれども、細かい場所を入れるとまだまだ軒先が空いているようなところにもちょっと押し込ませていただいたりというのもありますけれども、メインとなるのは7か所程度というふうに考えております。

そのほかに耕作地ですとか、そういうところでも地権者様のご了解をいただいたところにつきましては押し込みさせていただいたりというようなことはさせていただいております。ただ、そういうところにつきましては一応3月中には排雪を終わらせるように、農作業とかにも影響もございますので、普通の宅地といいますか、耕作地以外でもそうですけれども、3月中には排雪してお返しするというか、そういうような形でやらせていただくのと、除雪するとやっぱり石ですとか、ちょっと土だとかも入ったりだとか、そういうのもございますので、雪解け後にはごみ拾いなどもさせていただいて、また来年度使わせていただけるようには努めているところでございます。

その使用に当たりましては、町から直接お話しして借りている場所と、あと業者さんのほうでも使えそうなところは直接聞いてもらっているという場合もございますので、全てが町とかというわけではなくて、業者もお願いして一部入れさせていただいているところもありますけれども、細かな数値まではちょっと把握はしていませんけれども、それなりの件数はあるのかなと、そのように思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今の説明で大体取組の状況、それから稼働時間も分かりました。そこで、砂まきも同じように稼働時間が増えたということですね。これは交通安全上からも大切な行為であると私は理解しておりますので、これも当初予算の積算のときの想定稼働時間と今回207万といいますと、8割近い金額が計上されております

けれども、どの程度時間的に増えたのか。先ほどの除排雪と同じようにもしも承知していれば、伺いたいと思います。

それから、砂利、碎石等も、これは砂利、碎石については町道の未舗装のところに敷いているのではないかと思います。私はそう理解したのですけれども、今回 120 万 2,000 円ですか、補正しているのですけれども、この補正は私は 12 月の議会に提案すべき事項でなかったかななんて、素人なものですから、そんなこと考えたのですけれども、3 月の第 1 回定例会にこの提案したというのはどういう意図があったのでしょうか。

それで質問を終わります。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

砂まき業務委託につきましては、提案理由説明のとおり特に 12 月なのですけれども、雪降ったりしても日中ちょっと暖かい日があって夜間しばれるという日が特に多かったということで、結構ブラックアイスバーンになる日が多かったために交差点ですとか、日影になるところ、カーブのところというのを特にまくような状況が、日が多かったということで今回時間が、委託料が不足するというところで専決させていただいております。

令和 4 年度の予算なのですけれども、こちら除雪と同じように近年 5 か年間の平均ということで時間数は出しているのですけれども、それが 147 時間で 4 年度は見えておりました。ただ、12 月の稼働時間が多かった、1 月も前半につきましてはちょっと多かったということで、大体 12 月でその 147 時間分ぐらいは使ってしまっているということで、また 2 月分、3 月分につきましても平年どれぐらいかなというところで見込んでプラスしております。ということで、今回時間的に増やしたのがおよそ 100 時間ぐらいで、全体で 255 時間分の砂まき業務委託の時間を計上させていただいております。

続きまして、原材料費の砂利、碎石等なのですけれども、これは砂利道の碎石とかではなくて、砂まき業務の時間が増えたことによってまく砂も不足するというところで、現行の予算では足りないということで、追加で砂まき用の砂を購入するために必要な予算を計上させていただいたというものでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8 番、森太郎君。

○8 番（森 太郎君） 私も道路橋梁維持費の除雪の関係でお聞きしたいと思います。

同僚議員が言ったように、本町の除雪状態というのはいいと、非常に恵まれているということは私も認識しております。ただ、今年異常気象ということで 1 月の末に全道的な暴風雪が発生して、盛んにラジオやテレビで不要不急の外出は控えるようにということであったのですけれども、当然不要不急で事故を起こしたら大変なことなの

で、それは理解できるのですが、町民の方から、これは場所によってもかなり降り方は違っていたと思うのですが、除雪車が入ってこないというようなことで、どうなっているのだということをちょっと聞かれたことがあったのです。それで、こんな状態なのでということでは説明したし、たしかそのときは学校も休校になっていたと思うのですが、この除雪車の出動基準といえますか、その部分について確認だけしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

除雪の出動体制の仕様ということなのですが、先ほど言ったように暴風雪とか、そういう場合で普通のドライバーの方も運転に気をつけないといけないような、視界が悪いような雪が降っているときには除雪車両は出さないようにはしています。というのも、国道ですとか、道道ですとか、ある程度広いところで一定方向に進むような除雪作業車であればいいのですが、住宅街ですとか、ちょっとした幹線でもドーザーとか使って押し込みながら除雪をしたりですとか、そういう作業があつて、止まったり、バックしたりとか、そういう作業をしなければ除雪もできないということもありますので、暴風雪等で視界悪いときには極力出ないというような形で、そのお話あった時期もたしか視界が悪いのは悪かったのですが、あまり場所によっては吹きだまったりですとか、車の通行の影響はちょっとあつたのかもしれませんが、全体的にはある程度その危険のリスクを犯してまでやる程度の積雪はまだ大丈夫だったのかなという判断もございまして、暴風雪で視界が悪いということで除雪作業はしていなかったということです。

それにつきましては、委託の仕様書の中には具体的には書いていませんけれども、状況、状況を見ながら除雪の委託業者と話し合っていて決めているというところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第6号

○議長（長内伸一君） 日程第４、議案第６号 壮瞥町火葬場条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

３番、佐藤恣君。

○３番（佐藤 恣君） 私はこの条例廃止は賛成の立場なのですが、火葬場、これも壮瞥も昭和４４年でしたか、から始まって半世紀が経過した。そして、時代の変遷とともに町内の寺を中心に行われていた葬儀も９９％と言ってもいいくらい伊達市の葬儀場を使用することになったということですね。これは現実にありますし、壮瞥の火葬場も年間３回ぐらいしか利用していないのではないかな。それも町内の方でなくて病院に入院されていて、また施設で生活していて亡くなった町外の方が利用しているのではないかな、そのように私は理解しているのですが、伊達市も壮瞥町の利用を前提として火葬場の使用料を見ても伊達市と壮瞥町、洞爺湖の町民が利用するときというようにただし書をつけて使用料、利用料を設定しております。

例えば火葬のとき、１３歳以上のときは壮瞥と洞爺湖町と伊達市の場合は３万円、そしてほかは５万円、ほかのところは。そのように差がついているのですが、町の予算書を見ますと３年度の当初予算でこの負担金として１２０万計上していて、決算で９０万円でした。４年度の予算では１００万円を計上しております。これは利用者の経費軽減を目的として伊達市に壮瞥町が支払っているものと考えますけれども、この支払い負担金の内容、使用料を３万円と制定して、それ以外は５万円なので、２万円を負担しているのか、そのことをちょっと確認したいのですが、最初にその点伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今佐藤議員おっしゃったとおり、伊達市の使用料５万円で壮瞥町３万円となっているのですが、２万円分につきましては町のほうで負担しておることになっております。なので、２万円に人数掛けた金額を負担金として壮瞥町から伊達市に支払っているということです。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ３番、佐藤恣君。

○３番（佐藤 恣君） 分かりました。そうすると、９０万３年度あったということは４５体が伊達の火葬場を使用したということで理解できるのですが、その使用料の一覧表を見ますと１３歳以下は１万円、また体の一部だとか、けがをして足を、膝から下なくなって、それを体の一部だとか、またこれから私は出てくるであろう改葬、それから妊産婦の死産、亡くなって産まれた子供、そういうものについては全部１万円なのです。これはもしもこういう場合、このように改葬だとか、体の一部だとかというときには、この負担金というか、１万円が決まっていますけれども、それについ

ての町の援助などを考えているかどうか、これについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今議員おっしゃった町の援助というか、2万円の助成なのですけれども、あくまでも13歳以上、通常の場合は2万円の助成ということなのですけれども、それ以外については今のところ助成はしていないというか、通常1万円なら1万円ということでありまして、それについては考えてはいないということでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） ただいま考えていないというようなことをおっしゃられましたけれども、私はぜひ今後いろいろと行政内部で検討して、これの2分の1、そんな多いと思いません。けがをして足を切断するだとか、そういう方はないと思いますけれども、今後予想されるのは高齢化して、そして町外に出て行ってここに墓がある、改葬した場合それを出てきたものを火葬にする、そういうのが今後増えてくるのではないかと私は考えております。そういう面で、この1万円のほうにもできれば、全額とは言いません。少しばかりの考慮があってもいいのではないかなという立場で今発言したのですけれども、ぜひ検討していただきたいという要望です。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今議員のほうから貴重なご意見をいただきましたので、先ほど考えてはいないということだったのですけれども、今後必要に応じて調査から始めまして検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 火葬場の今の補助の金額についてお聞きしたいです。

補助の運用については、もう今の現行で十分であるなと私は思っておりますが、その経過的な措置として今2万円の補助でやっておりますが、これは今のところ現在で何年ほどこの補助を続けていくのか、それともずっと続けていくのか、それちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

ご質問の助成いつまでかということなのすけれども、特にいつまでというふうに決めているわけではなくて、今2万円助成しているということにしておりまして、ただこれが未来永劫ずっとかというところでもないといいますが、そこまではまだ、今後はどうなるか分からないけれども、今のところ期限というのは入れていないので、

当面というのですか、2万円の助成ということにしております。ただ、それが未来ずっとと言われるとそれはちょっと分からないということになるのですけれども、一応期限は切ってはいないです。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 壮瞥町火葬場条例を廃止する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（長内伸一君） 日程第5、議案第7号 壮瞥町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 壮瞥町個人情報保護法施行条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号

○議長（長内伸一君） 日程第 6、議案第 8 号 壮瞥町野営場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 8 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号 壮瞥町野営場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号

○議長（長内伸一君） 日程第 7、議案第 9 号 壮瞥町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 9 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号 壮瞥町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号

○議長（長内伸一君） 日程第 8、議案第 10 号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 10 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号

○議長（長内伸一君） 日程第 9、議案第 11 号 令和 4 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 15 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 3 ページから。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） まず、公共施設管理事業の修繕費の 280 万 5,000 円の減額補正に関して、議案の説明においてゆーあいの家の温泉用適温浴槽給水ユニット、これが資材が入らないというようなことで契約を解除して納品できなくなった旨であるという説明がありましたけれども、そもそも当初予算の説明があったのかもしれませんが、温泉用適温浴槽給水ユニットたるものがいかなるものかの説明をいただきたいということと、これ自分のメモをしてある当初予算の説明が違ったのかもしれませんが、すみません、一応当初予算の際にはゆーあいの家、浴槽のタイル改修が 1,500 万強の計上があったと思うのですけれども、そのほか花壇の取替えですとか、脱衣所の改修、それから温泉管の修理でしたか、それが 320 万ぐらい。その辺のどこに類するものなのかなということを個人的に分からなかったものですから、確認をしたかったということなのですから、そもそも、まずその温泉用適温浴槽給水ユニット、どんなものなのか説明をお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今回の件につきましては、昨年の当初予算にももちろん計上しておりましたし、議会のほうに補足資料として要請があつてご提出をした資料の中にも追加をさせていただいていたと思います。

端的に言葉のとおりで、湯温、湯船の温度管理を今はもう手動で職人さんのようにお湯を、ではこれぐらい入れたらこれぐらいでというものをやっているのですが、それがやっぱりその職人さんの技術でやっているうちはなかなか人を入れ替えることもできないということで、自動管理すると、そういうような機械を今年度整備をするということで修繕料として計上しています。ただ、経過は今前回説明あつたとおりで、資材が入らないので、今年度中のめどが立たないということで契約を解除してお金を戻したということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） それを説明伺うと何となく記憶がよみがえったような気がしますけれども、ということは今でも職人わざの手探りによって適温を管理されていて、これがしばらく続くと、こういう理解でよろしいのですよね。了解しました。

あと2つありますが、このページで言いますとふるさと応援基金積立金減額補正、当然その予定額にいかなかったので、積立てできなかったということなのでありますけれども、あわせてふるさとの特産品の手数料等も減額になっておりまして、少しだけ不安をとといいますか、当初予定よりもふるさと納税が少なかったのかということも、これは原因は何かという質問をしても詮ないことかもしれませんけれども、担当課としてはどのように考えていらっしゃるのか。また、次なる戦略などを考えていらっしゃるのかどうか、その辺の事業の見通しをお伺いしたかったということ。

もう一つは、ジオパークの推進経費で50万、51万2,000円の減額になっておりまして、説明では一部事業は中止になったということでございますけれども、その一部事業は何だったのかという説明をお願いしたいと思いますのと、もう一つは定住促進で中古住宅のさらなるといいますか、もともと7軒と5軒、新築7軒、中古が5軒の12軒の実績だったけれども、さらに1軒中古住宅の購入による利用申込みがあつたということですが、この辺の推移といいますか、確認したかったのは実は町内の方が町内で求めたのか、町外の方が町内に求めて転入してきたのかというケースは、件数は何件ぐらいあるのかなという数字が分かればお伺いしたかったということです。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） 私のほうからは、ご質問の 1 点目、ふるさと納税、それから 2 点目のジオパークについてご答弁をさせていただきます。

まず、1 点目のふるさと納税が減額になった理由ということでございますが、明確なこれと言った理由というのは残念ながらまだ把握はできておりません。ふるさと納税については、令和元年の当時は 4,500 万ぐらいだったものが令和 2 年、3 年と 1 億 2,000 万まで伸びて、順調にこのままいけるかなと思っていたのですが、今年は 8,600 万円ぐらいに落ち込む見込みであります。

原因として考えられるのは、例えば寄附の内容、あるいはその寄附額とのバランス、そういったものだったり、あるいはほとんどの方がウェブというか、インターネットを介して情報を知るわけなのですが、そういったところでの見せ方であったり、あるいは今ふるさと納税のサイトというのはかなりの数がございまして、それらの内容であったり、あるいは数であったり、そういったもの、それから納税をした後の、いただいて返礼品を送った後のアフターフォローですとか、いろんな要素は考えられます。恐らくはそういった要素が複合的に影響して、こういう結果になったのだろうというふうに思いますので、担当及び委託業者さん、そちらのほうとほかの町と比べて何が違っていたのか、どこが悪かったのかというところはきっちり整理をして、令和 5 年度はまた従来のような額に戻していけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2 点目のジオパークの減額に関して一部事業の中止によると、それは何だというご質問だったと思うのですが、今回減額になったものは、一つは世界ジオパークの関係で、今姉妹連携を中国のジオパークと数年前から協議をし始めたところでコロナが始まって停滞してしまっているのですが、そこへの派遣旅費というのを予算を組んでおりました。それから、アジアのジオパーク大会、あるいは日本国内のジオパーク大会への参加旅費、そういった旅費関係、それらが姉妹連携については中止、それから大会関係についてはオンラインでの参加ということで切り替わったものですから、いずれにしても旅費が執行されず、そのままお金が余ったという状況です。

実は、この状況はコロナ以降数年ずっと続いておりまして、これまでは未執行だった分を翌年度に繰り越して執行しようとしていたのですが、それができないまま数年続いてきて、いつまでもやっていくわけにもいかないだろうということで、今年度で 1 回整理をすることになりました。

それで、繰り越してきたお金を一回戻すと。逆に令和 5 年度については負担金としてまた新たに計上させていただいて、環境が整えばこういった大会ですとか、姉妹関係の旅費、そういった出張を再開しようと、そういうような予定であります。したが

いまして、来年度の負担金については若干ちょっと上がります。この返ってきた分が上がるということが含まれますけれども、一応適正な執行のためにはこのほうがよろしいだろうという判断でやっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） 私のほうから３点目の持家住宅取得奨励交付金の関係についてご答弁申し上げます。

こちらの事業を使った方が町内の方なのか、町外の方なのかということですが、今回中古１軒の補正を含めまして新築７軒、中古６軒の計１３軒なのですが、新築７軒につきましては全てが町内の方となっております。中古６軒につきましては、町内の方が２軒、町外の方が４軒という内訳となっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般４ページ。

３番、佐藤恣君。

○３番（佐藤 恣君） ３３ページの児童福祉費、報償費について伺います。

今回提案の中で出産・子育て応援給付金事業は、一番喜ばれる補正でないかなんて私は考えているのですが、３日の提案説明理由がありました。町民の皆さんがより理解していただきたいなと私は考えておりますので、以下質問したいと思います。

この事業の趣旨は、いろいろ調べてみますと既に始まっているところもあるようですが、令和４年１２月２６日付で厚生労働省、子ども家庭局の通達によってこれを取り進めるというようなこと書いてありました。そして、壮瞥町も多分これに沿ってやるのではないかと思います。私はその通達いろいろ探したのですが、見つかることできませんでしたので、以下お尋ねしたいと思います。

３日の説明にもありましたけれども、説明の中に伴走型相談支援の充実というような、どんな内容かということ、やはり町民の皆さんが分かりやすいようにこれ説明願いたいな。それから、この事業の開始日いつと想定しているのか。それから、その開始日が決まったときにこの事業の対象者は何年何月何日からいつまでが対象者になるのか、最初にその点伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

この事業につきましては、議員おっしゃるとおり国の通知に基づき、国の要綱に沿って進めたいというふうに考えております。

それで、ご質問にありました伴走型相談支援ということなのですが、これは

もう伴走型ですので、対象者に寄り添ってということでした、具体的に言いますと、今もそうなのですが、女性が妊娠したときに母子手帳をもらいに行ったりするのですが、そのときに、そのもらいに行ったときにまず面談をする。そして、妊娠8か月頃、大体妊娠7か月ぐらい過ぎたらアンケートで、もしこの面談の希望があったりですか、あとはちょっと気になって面談をしたほうがいいと思われるような方にはそこで面談をする。そして、最後出産後、出産したときに新生児全戸訪問って、全部回る訪問を行っているのですが、そういったことを寄り添いながら、伴走しながら進めていくということでございます。

それに、質問にはなかったのですが、子育て応援ギフトということで、その伴走型の支援とギフトを組み合わせ一体的に支援をしていくというようなものになっております。

それで、質問にありました事業開始日なのですが、本日議決をいただきましたら、もう今日にでも事業を開始したいというふうに考えております。その期間なのですが、令和4年4月1日以降にお生まれになったお子様も該当になりますので、令和4年4月1日から国のほうでは令和5年の9月30日までというふうになっております。なので、翌年度にまたがるので、今回繰越しの手続も含めて行うことにしているのですが、期間としましては令和4年4月1日から令和5年の9月30日までということでございます。

その対象者なのですが、伴走型相談支援につきましては、今妊娠されている方ですか、子育てされている方、全てのご家庭を対象にしていますし、面談の対象につきましては妊婦さんですか、お産した方のほかにもご主人ですか、パートナーの方も一緒にもし希望があれば、面談をいただけるということになっております。

それで、この出産・子育て応援ギフト、給付金5万円ということなのですが、これにつきましては、まず出産応援ギフトにつきましては、事業開始日以降に妊娠の届出を出した妊婦の方、あと令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生したお子様のお母さん、それと令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦さんということで、想定としましては対象者22名というふうに今想定しております。さらに、子育て応援ギフト、こちらお生まれになってから給付するものなのですが、こちらは事業開始日以降に出生した児童の養育者、あと令和4年4月1日以降事業開始日より前に出生した児童の養育者ということで、こちらは対象で18人というふうに予定しております。これが令和5年9月30日までの予定というか、見込みというか、としております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 次の質問しようと思ったこと今前もって答弁されましたので、それはそれでいいのですが、対象者も22名だとか、18名だとかという数が分

かりました。そこで、いろいろインターネットで調べてみたのです。そうすると、子育て応援ギフト、これを東京都のようなところはギフトとして何か五、六十ページのカタログをつけている。その中から選んでくださいという意味でないかと思うのですけれども、壮瞥町の場合どのような形でこの応援ギフトを、これは5万円だと思います。これはどのような形で取り組むのか。私はやはり町の商店だとか、いろんな状況を考えてとき、東京都のようにカタログなんて作っては到底これはできないことだと思います。町では求められない。そうした場合に、私は現金給付がいいのではないかな。いろいろとインターネットで調べてみますと、現金給付という言葉が出てきているのです。そういう面で、この点現物なのか、現金なのか、これについてお考えを伺いたいと思います。

そして、もう今日からでもということおっしゃってありましたけれども、やはりもしこの実施要領が既に試案でもいいのですけれども、できているのであれば開示していただけないかな。やはりお互いにこの内容を理解することは必要だと思いますので、実施要綱ができれば速やかに開示してほしいな、そんな要望を添えてこの点終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

子育て応援ギフトの支給方法についてなのですけれども、議員おっしゃるとおり国の要綱としましては健診の交通費ですとか、育児関連用品の購入、レンタル費用ということでクーポン支給のというふうにはなっているのですけれども、ただこのクーポン式は、それこそおっしゃるとおり大都市ならできるかも分からないのですけれども、小さい町とかですとこの実施に準備ですとか、そういったものの必要になりますので、国の要綱上でも現金給付を実施することも可能というふうにされております。なので、本町においては現金で給付することとして、今準備を進めているところであります。

それと、事業開始日なのですけれども、一応もう今日にでもというお話しさせていただいたのですけれども、ただ実施要領とかをまだつくっているわけではなくて、これからつくりたいと思っています。できましたらすぐ告示、公示というのですか、をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） 私も出産・子育て応援ギフトのことについて質問したいと思いますが、今町では現金給付ということでありましたけれども、現金は町にしてもなかなか買うところがないのでという。それと、また一番現金は使い勝手がいいので、何でも使えるという、これがちょっとネックなところがあると思うのです。趣旨としては、子育てに、目的のために扱ってほしいということで交付されるというふうに思うのですけれども、現金だと何でも使われる懸念があると思うのですけれども、

その部分で今後も何かありそうなので、今後現金給付にずっとしていくのか、それとも何らかの準備ができた時点でいろんなことでギフトを考えていく考えがあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

ギフトの支給方法について、今は現金で考えているということで、今後ということなのですけれども、一応今後につきましてずっと現金でやるというふうに断っているわけではなくて、あくまでも国の方針ですとか、そういう要綱に従ってやっていこうと思うのですが、ただ国で言っているのは地域の商品券云々とかというのではなくてクーポンという言い方をしているので、クーポンとなると多分壮瞥町単体では難しいのかなと。

これが例えば北海道とかが取りまとめて全道という形にすれば、先ほどおっしゃったようなカタログギフトを作って、その中からということもあるのでしょうか、ただやっぱり町単独では今のところ難しいのかな。今後もしかしてそういう、どういう通知、通達があるか分からないのですけれども、一応基本その通達に沿って行うのですけれども、それと同時に例えば北海道なりでもしそういうような取りまとめがあるのであれば、それに従って進めていこうかなということで、今は今後絶対これだとかということではなくて、その状況に合わせてといいますか、可能な方法でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 私は、障害者自立支援給付等事業でお伺いします。

まず、障害者の補装具の給付扶助費として説明がございまして、車椅子や意思伝達装置等の高額な補装具の支給が多かったためと。400万補正されておりますが、車椅子は分かりますけれども、意思伝達装置等高額な補装具、この内容をお伺いします。

それから、同じく障害者自立支援の中で介護給付及び訓練等給付費扶助費、これにつきまして、就労継続支援サービスの利用日数が増加したためという説明がございました。243万円の補正でございますけれども、その内訳をお伺いします。

もう一点が認可外保育ですから、保育及び子育て環境整備事業に関してですが、認可外保育施設の利用が増加したためとなっておりまして。当初どのぐらいの数を予定して現在補正の基になりましたその数、数字、量、人員についてお伺いします。

それと、具体的にどの市、町にある認可外保育施設なのかということも確認したいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、障害福祉の関係で補装具、意思伝達装置ですとか、高額な商品ということだ

ったのですけれども、意思伝達装置というのは動けない障害者の方が目を指すことによって文字盤を、何とか分かりますでしょうか。かぶって、文字盤のところでやると文字のところをなぞって意思を伝達できるという、そういう装置ですが、そういうのが認められているのですけれども、それはちょっと高価な装置になっているということと、あと今回結構重い障害者の方がおりまして、立つこともできないような方なのですけれども、訓練のために立って、それを支えるような装置というのがあるのですけれども、それが結構高額になっておりまして、そのほかに説明にもありました車椅子ですとか、そういったようなのありまして、今回結構金額大きくなっているということになります。

それと、介護給付・訓練等給付なのですけれども、こちら増額となっているのですが、これは就労継続支援サービスというのが増えておりまして、これの就労支援A型、B型というのありまして、A型というのは雇用契約に基づいて、労働基準法に基づいて行うサービスなのですけれども、B型というのはそこまでちょっと難しい方。今回増えているのは、その就労支援のB型サービスのほうで利用日数が増えています。

対象者となる方は一応14名おりまして、人数的には変わってはいないのですけれども、もともと当初予定していたよりも結構就労日数が多くて、大体1か月でもって30日分ぐらい増えておりまして、通常ですと1か月大体14人いますので、210日とかということなのですけれども、それが結構その訓練に参加してといいますか、増えておりまして、1か月で延べですけれども、240日ぐらいということで増えております。

それと、あと児童福祉の関係で子育ての認可外施設の利用者なのですが、もともと当初では大体2名ぐらいだろうということで、一応2名ということで予算は組んだのですけれども、去年の9月ぐらいに2人増えまして4名おりました。今回またさらに12月に4名ほど増えまして、今現在8名認可外施設に通われております。

それで、この8名ですが、ほとんど伊達市なのですが……実は4名ほど増えているのですけれども、今回増えているのは伊達市が3名と豊浦町にありまして、豊浦町が1名と、豊浦町にある施設が1人増えている。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 当初2名の予定が4名増えた、4名になった、2名が4名で再度4名といったら10名ではない、8でいいのですか、8でいいのですけれども、ではその増えた方以外の、当町から使っている方の認可外保育所の場所はどこなのですか。お分かりですか。別に細かい話はいいのです。主に伊達と言ったらそれで理解しますけれども、豊浦にもあるのだなと今分かりましたけれども、ほぼ伊達でよろしいのですか。

それと、ついでにお伺いしますけれども、先ほどの就労支援理解いたしました。結

局はニーズといいますか、そのB型の就労支援を受ける方たちが就労している、就労日数が増えたということは、その希望する利用者というのですか、就労していただきたいという要望、ニーズ、これも増えた。主に単純作業の農作業なんかが多いかなと、草取りとか、実は私も依頼したことがあるのですけれども、ただそこそまとまってお支払いするとなかなかの金額になるというのがあるのですけれども、それで結構その利用が増えるということは利用者の負担も増えるのですけれども、そういうニーズが増えたという理解でよろしい。主にそれは、分かりますか、農作業が中心なのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、先ほど認可外保育施設の関係だったのですけれども、当初は予定は2名でした。伊達市1人と、あと豊浦町1人と。途中、前回9月ぐらいにも1回増えていました、そのとき2名増えております。そのとき……

〔「12月」と言う人あり〕

○住民福祉課長（阿部正一君） 12月でしたか、失礼しました。そのときは2名増えておまして4名になって、そして今さらに今回4名増えました。今現在8名となっております。内訳は8名のうち伊達市が7名、豊浦町が1名ということになっております。大変失礼しました。

それと、あと障害福祉のほうの就労の関係なのですけれども、おっしゃるとおり作業的には農作業の方です。ただ、就労のB型というのは雇用契約結んでいるとかということではないので、訓練できるときに行っているという感じで、だからそんなにA型と違って給料たくさんもらっているとかということではなくて、あくまでも訓練が目的といいましょうか、ということになっておりますので、訓練日数は増えますが、雇用を求められているわけではないというか、事業者が物すごく働いてほしいから働いているとかいうのではなくて、あくまでも訓練日数が増えたということでありま

す。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） こちらの理解が違っているのかもしれませんが、A型とB型あるのも承知したつもりなのですけれども、B型も指導者がついて就労というか、作業しますよね。作業を受けるほうといいますか、農地を持っていて農作業をしていただきたいという依頼は事業所にしますよね。そこから派遣されて、指導の人がついて作業をする。作業そのものに対しては、その希望した方料金支払いますよね、という関係でよろしいのですよね。いいのですけれども、それがB型ではないのでしたっけ。それA型になるのですか、ごめんなさい。

では、AとBの違いをもう少し教えていただきたいのと、私言いたいのはそういっ

た単純作業に就労、作業をすることで自立の支援となっているというこの制度は分かりますし、ただそれは背景としてそれを希望する方がいるから、そういうのが増えたのですよねという確認だけだったのですけれども、その作業を希望する方も料金負担しているので、そこそこの負担になるだろうなという想像でしゃべっているのです。自分の経験を基になのですけれども、それはB型ではなくてA型なのですか。ごめんなさい、複雑になりましたけれども、もう一度確認できればありがたいのですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

ちょっと私も混乱してしまいまして、すみませんでした。A型の場合は雇用契約を結びますので、通常働いたらお金をもらうという形になります。B型も同じなのですが、働いてもらうのはもらうのですけれども、賃金的にはそんなに多くないといえますか、作業を希望される方、事業所ということによろしかったですか。

○2番（松本 勉君） 農家です。

○住民福祉課長（阿部正一君） 農家さん。その希望があって、A型であってもB型であっても行って、作業をしてお金払うということについては、おっしゃるとおり同じだと考えてよろしいかと思います。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般5ページ。

3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 一般5ページの予防費です。衛生費についてお伺いしたいと思います。

生活習慣病検診の血液検査委託料、当初予算では250万8,000円が計上されておりました。けれども、今回137万1,000円の減額です。そうすると、事業実施は大体113万程度でないかと思うのですけれども、このように減額に至った要因、これはどのようにお考えになっているか、分かれば伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

町的生活習慣病検診の関係なのですけれども、普通はこちら当初の予定ではちょっと多めに見たかも分からないのですけれども、480人程度予算では見ておりました。実際生活習慣病検診、特定健診は夏が6日間、冬が2日間で8日行っておりまして、1日50人くらいが来てくれればよいということで、400人くらい来てくれればよいと思っていたのですけれども、実際来ていただいた方は229人ということで大体半分ぐらいということだったので、減額するという事になったのですけれども、要因としましては完全に把握はできてはいないのですけれども、コロナというのもあって

受診者も少なかったのかなというふうに考えておりますが、具体的なこれだというのはないのですけれども、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 塵芥処理管理で西いぶり広域連合の負担金（廃棄物）ということで298万円を増額補正になってございますけれども、当初5,600万程度でしたか、300万弱の補正でございますけれども、この廃棄物なるものは具体的にどのようなものであったか、額としては結構な増額だと思いますけれども、その内訳が分かればお伺いしたい。

それから、農林水産の関係で、水産費のことで新規就農の支援の経費の減額の補正がございましたけれども、これそれぞれ250万は後継者就農助成金が250減っているのと、それから次世代人材投資事業、これも就農に関してでございますけれども、これが減っているということで、当初予定のその人員とどのぐらい、たしか2人を予定していませんでしたっけ。その経過、経緯をお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、西いぶり広域連合のごみの負担金の関係だったのですけれども、実はこちら当初のときは西いぶり全体のごみ量として大体4万7,500トンぐらいの予定をしております、それが実際の見込みではちょっと減りまして、4万4,800トンぐらいに全体的に下がっております。ただ、壮瞥町としましては当初大体1,100トンぐらいというふうに見込んでいたのですけれども、これがちょっと増えまして1,200トンということで、全体のごみ量は減っているのですけれども、壮瞥のごみ量がちょっと上がっているということがありまして、結果的にその負担金が上がっているという形になっております。

それで、ご質問のこういったようなごみかということなのですが、ごみは燃えるごみ、燃えないごみ、いろいろあるのですけれども、内訳までは分からないような状況でして、また家庭ごみと事業系ごみというのもあって、壮瞥町は事業系ごみが多いのですけれども、その内訳は今分からない状況ではあるのですが、事業系ごみが壮瞥町多いので、景気回復というのでしょうか、ということもありまして事業系ごみが増えたのではないかなと、これは想像なのですけれども、ということで増えているのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

農業振興費の新規就農支援対策事業の中で新規就農者及び就農後継者就農助成金250万の減額に関しましては、これは壮瞥町の単独の財源による助成制度でして、機

械設備の導入ですとか、農地の取得に対して町が支援するというような補助制度の下で令和4年、今年度就農研修を7月に終わられた新規就農者の方が今就農に向けて準備をしているのですが、就農場所がまだ決まっていないというところで、その分今回補正で落とさせていただいたと。

その下にある農業次世代人材投資事業補助金、これも同じ方を対象にしたもので、これは国から100%いただく補助金でして、それも同様に今回減額させていただいたということでもあります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） ほぼ了解したのですけれども、細かいと言え細かいですが、そのごみ量に関してなのですが、まず今回は（廃棄物）、これは不燃物という理解でよろしいのですよね。というのは、広域連合の負担の中間処理施設の補助ってまた別にあるわけで、負担金、それは当然中間、要するに燃えるごみ、可燃物に関しての予算で、こちらは不燃物という理解でいいと思うのですけれども、それが増えたというのが、その中身は一応把握していないと次の年度の予算にも影響するのではないかなと思うのですけれども、例えばコロナがありまして、それぞれの事業所で言うところにごみが増えたとなるけれども、それは多分ほとんど可燃物ではないかなと想像いたすのですが、当町においてそういったコロナと限りませんけれども、何か背景があって環境が変わってそうなったのかなということで知りたかったのですけれども、ぜひやはり担当課とすればその辺は把握されたほうがよろしいかなと僭越ながら感じるのですけれども、いかがですか。

それと、分かりました。就農のほうですけれども、説明の中で就農に至らなかったということがございましたので、基本的にその理由が聞きたかったのですけれども、一応農地を探していると。ぜひ見つかるように担当課としても積極的にアドバイス、助言含めてよろしく願いしたいと思いますけれども、質問になっていませんけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

おっしゃるとおり、増えたものは可燃ごみではないかなというふうに私も考えております。おっしゃるとおり、打ち明けたとおりに把握はしていませんですが、できる限り把握するようにしたいと思います。よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

ただいま就農に今まだ至っていない方の部分に関しましては、農地を探すという部分については農業委員会などと連携しながら、ご本人とも面談しながら作業を進めて

いるところであります。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般 6 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般 7 ページ。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 給与費で確認です。

ちょっと細かくて恐縮ですけれども、一般職の給与が 600 万ほど減額になってございます。人が減ったということで理解していますけれども、それに合わせて、関連して期末勤勉手当も減っているのですけれども、減額が 400 万、何となく別にきちんと計算したわけではないのですけれども、本俸が下がった割には賞与の、期末勤勉手当の額もマイナス 400 というのは随分大きく感じるのですけれども、その辺何かあるのでしょうか。別に普通に計算してこうなったのか、思いませんか。一般職給与が 600 万の減額で、期末勤勉手当 4.3 か月分ですか。そうやって考えたら随分ボリュームあるような気がするのですけれども、これは私の錯覚ですか。細かいこと要らないのですけれども、別に問題、例えば賞与支給分が随分対象者が減ったとか、そういうことがあるのかどうか、それだけのことで結構なのですから。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

細かい分析は正直こちらもしていないのですが、単純に実績を追っていったとどれぐらの残が出るかということなのですが、ということで予算をしております。人員の関係でいいますと令和 4 年度、今年度の予算をつくった段階から 2 人退職しています。1 人は 3 月末の段階でもう退職をされて、1 人は 9 月、途中で辞められておまして、それ以外にもある程度出入りがあるので、どうしてもきれいに一律に数か月分が減るということではなくて、あるいは高校の先生方の人事異動による増減等もありますので、きれいにはちょっと連動はしないのですが、実際のところの数字で言うところのこのような形になるということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について、一般 1 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般 2 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第 2 表、繰越明許費補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第 3 表、債務負担行為補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第 4 表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 11 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号 令和 4 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 15 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号

○議長（長内伸一君） 日程第 10、議案第 12 号 令和 4 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 12 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号 令和 4 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号

○議長（長内伸一君） 日程第 11、議案第 13 号 令和 4 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 13 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号 令和 4 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号

○議長（長内伸一君） 日程第 12、議案第 14 号 令和 4 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 14 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号 令和 4 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号ないし議案第 20 号

○議長（長内伸一君） 日程第 13、議案第 15 号 令和 5 年度壮瞥町一般会計予算について、日程第 14、議案第 16 号 令和 5 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について、日程第 15、議案第 17 号 令和 5 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 16、議案第 18 号 令和 5 年度壮瞥町介護保険特別会計予算について、日程第 17、議案第 19 号 令和 5 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について、日程第 18、議案第 20 号 令和 5 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

◎予算審査特別委員会の設置について

○議長（長内伸一君） お諮りいたします。

議案第 15 号から議案第 20 号までの 6 件については、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号から 20 号までの 6 件については、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

◎予算審査特別委員会正副委員長の選任について

○議長（長内伸一君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することに決しました。

選考結果について報告いたします。委員長に森太郎君、副委員長に佐藤忞君を選任

することに決しました。

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長に森太郎君、副委員長に佐藤忞君を選任することに決しました。

◎発議案第 1 号

○議長（長内伸一君） 日程第 19、発議案第 1 号 壮瞥町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

8 番、森太郎君。

○8 番（森 太郎君） 発議案第 1 号 壮瞥町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正されましたが、議会は同法の適用除外となるため、壮瞥町議会における個人情報の保護に関する条例を制定する必要があることから、本条例案を提出したものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、制定文につきましては、お手元に配付の議案のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これより発議案第 1 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第 1 号 壮瞥町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長（長内伸一君） お諮りいたします。

議事の都合により３月７日から９日までの３日間休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、３月７日から９日までの３日間休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

３月１０日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午前１１時５９分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和5年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

令和5年3月10日（金曜日） 午後 2時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第15号 令和5年度壮瞥町一般会計予算について

日程第 3 議案第16号 令和5年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について

日程第 4 議案第17号 令和5年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 5 議案第18号 令和5年度壮瞥町介護保険特別会計予算について

日程第 6 議案第19号 令和5年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について

日程第 7 議案第20号 令和5年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について

日程第 8 議案第21号ないし議案第22号について

日程第 9 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（９名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤忞君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者兼	
	小野寺寿勝君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
企画財政課参事	市田喜芳君
住民福祉課長	阿部正一君
産業振興課長	木下薫君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長補佐	石塚季男君
選管書記長（兼）	庵匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長（兼）	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也君
------	-------

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。
（午後 2時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
8番 森 太郎君 1番 菊地敏法君
を指名いたします。

◎議案第15号ないし議案第20号

○議長（長内伸一君） 日程第2、議案第15号 令和5年度壮瞥町一般会計予算について、日程第3、議案第16号 令和5年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について、日程第4、議案第17号 令和5年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第5、議案第18号 令和5年度壮瞥町介護保険特別会計予算について、日程第6、議案第19号 令和5年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について、日程第7、議案第20号 令和5年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第15号から議案第20号までの6件については、3月6日の本定例会において予算審査特別委員会に付託された審査案件でありますので、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

8番、森太郎君。

○予算審査特別委員会委員長（森 太郎君） 予算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

令和5年3月6日開催の第1回定例会において、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、特別委員会に付託されました議案第15号から第20号までの令和5年度各会計予算について3日間特別委員会を開催し、慎重に審議を行いました結果、次の結論を得ましたので、審査の経過と結果をご報告いたします。

事件名、議案第15号 令和5年度壮瞥町一般会計予算について、以下5件であります。

審査の経過、委員会の開催、議案第15号から第20号までを審査するため、予算審

査特別委員会を令和５年３月８日から１０日までの３日間開催いたしました。

特別委員会に出席した委員、特別委員会に職務のため出席した者、特別委員会に出席した説明員の氏名は、お手元に配付の書面のとおりであります。

特別委員会の結論、令和５年３月６日開催の第１回定例会において本特別委員会に付託されました議案第１５号から第２０号までの令和５年度各会計予算について、慎重に審議を行いました。

審査の結果につきましては、各議案いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長、森太郎。

以上、報告を終わります。

○議長（長内伸一君） 予算審査特別委員会委員長の報告に対して一括質疑を受けません。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第１５号から議案第２０号までの６件の一括討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１５号から議案第２０号までの６件を一括採決いたします。

各議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、全て原案のとおり可決であります。

各議案は、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１５号から議案第２０号までの６件については、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり、原案のとおり可決されました。

◎議案第２１号ないし議案第２２号について

○議長（長内伸一君） 日程第８、議案第２１号ないし議案第２２号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 令和５年第１回定例会に追加提出いたします議件は、議案第２１号及び議案第２２号の合計２件であります。

その内容についてご説明いたします。

85 ページを御覧ください。議案第 21 号 壮警町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

壮警町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、本町でこれまで押印を必要としていた申請や届出等について国の基準を参考に見直しを行い、押印の必要性の低いものは原則押印を求めないこととするなど、手続の簡素化による町民の皆様の負担軽減、利便性向上を図るため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

86 ページを御覧ください。条例の内容であります。第 1 条では職員のサービスの宣誓に関する条例について、第 2 条では山野火入取締条例について、それぞれ様式中の印を削り、第 3 条では壮警町固定資産評価審査委員会条例について、条文中の押印を削るなど、それぞれ改正の内容を規定しております。

附則では、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしております。

なお、本町では現在他の事務事業全般についても見直しを行っており、関係規則や要綱等も同様に改正し、それらも含めて本年 4 月から運用を開始する予定であります。見直した内容については、役場で手続の際にご案内するほか、町広報やホームページで周知する予定でありますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

87 ページになります。議案第 22 号 令和 4 年度壮警町一般会計補正予算(第 16 号)について。

令和 4 年度壮警町一般会計補正予算(第 16 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条、繰越明許費の追加は「第 1 表 繰越明許費補正」による。

88 ページを御覧ください。第 1 表、繰越明許費補正になりますが、追加で新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で 1,016 万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業で 380 万 5,000 円となります。

新型コロナワクチン接種の今後の在り方につきましては、国で現在現行の特例臨時接種の 1 年間の実施期間延長などが検討されており、最終的な結論は 3 月上旬以降とされているところであります。こうした中、このたび厚生労働省から順次必要な準備を進めるよう指示がありましたので、特例臨時接種の実施期間が延長された場合に備え、繰越しをするものであります。

以上が今定例会に追加提出します議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(長内伸一君) これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 8 のうち、議案第 21 号 壮警町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 21 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号 壮警町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 8 のうち、議案第 22 号 令和 4 年度壮警町一般会計補正予算（第 16 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 22 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号 令和 4 年度壮警町一般会計補正予算（第 16 号）については原案のとおり可決されました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（長内伸一君） 日程第 9、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、そ

れぞれ申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付託された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和5年壮瞥町議会第1回定例会を閉会いたします。

（午後 2時11分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員